

博士学位論文

ライフストーリーワーク論

—社会的養護における新たな支援の実践展開と成立要件をめぐって—

京都府立大学大学院

公共政策学研究科 福祉社会学専攻

2009年入学

徳永 祥子

審査論文要旨

ライフストーリーワーク論

—社会的養護における新たな支援の実践展開と成立要件をめぐって—

徳永 祥子

日本の社会的養護は、これまで長年集団養育を主流としており、子どもの生育歴などの個別性へのアプローチは十分行われてこなかった。近年になって、国の施策の転換に伴い、各種指針においても個別養育や生育歴を重視する動きが活発化している。しかしながら、それらの施策を具体化する方策が十分考案されているとはいえない。そこで本論では、筆者が実践の中で感じた問題意識を出発点として、現在の社会的養護の施策・実務体制では支援が十分ではない社会的養護の子どもへの知る権利保障、アイデンティティ確立、自己物語の再編などのニーズに対応する新たな支援としてライフストーリーワークを取り上げる。

本論の前半部では、ライフストーリーワークにつながるニーズや導入の効果・意義、現状と課題の明確化を試みた。本論の後半部では、日本のライフストーリーワークの将来像を描くために、英国の社会的養護におけるライフストーリーワークの現状とケアリーヴァーへのライフストーリーワーク（またはそれに類する）支援を検討した。各章の内容は、以下の通りである。

序章では、筆者が実践で感じた問題意識と社会的養護全体の問題の所在を明らかにした。子どものニーズに社会的養護が十分対応していない現状や子どもの権利が低く留め置かれていることなどを指摘した。

第1章では、序章で提示した現在の日本の社会的養護の問題を解決する新たな支援としてライフストーリーワークを位置づけ、その定義、実践展開、独自性と意義、リスクと留意点について概説した。

第2章では、公刊された手記における語りの再分析とインタビュー調査の分析をおして、ケアリーヴァーの調査から社会的養護当事者のニーズを明らかにした。ここで取り上げたケアリーヴァーの多くは、それぞれの状況やニーズに応じて、自力でライフストーリーワークに匹敵するようなアイデンティティの確立過程を経験していた。しかし、その時期やきっかけには個人差があり、リスクも伴うことが明らかになった。さらに、インケア

中に「知る権利」が十分保障されていないことから、社会的養護児童の離別・喪失体験（保護者との離別）が将来家庭復帰などで回復する見込みがないにもかかわらず、説明がなされておらず、「あいまいな喪失」に留められているという問題が浮かび上がってきた。そのため、ライフストーリーワークなどを経て「諦観」（事実をつまびらかにすることによって状況を正確に把握すること）に到達することが、現実を受け入れ前向きに生きていくためには必要であることが明らかになった。また、そのプロセスには、重要な他者（場）（施設職員、友人、先輩、当事者同士つながり）の存在が大きな意味を持つことが判明したが、重要な他者との出会いは偶発性に委ねられており、すべてのケアリーヴァーにその機会がもたらされるとは考えにくい。それゆえ、ライフストーリーワークなどの専門支援のニーズがあることを改めて確認することができた。

第3章では、児童自立支援施設の子どもがその他の社会的養護児童と変わらぬニーズを抱えており、過渡期にある児童自立支援施設機能の強化策として、ライフストーリーワークを導入する意義について論じ、その上でプロセスを検証した。その一環として、筆者が実際にライフストーリーワークを行ったケアリーヴァーへのインタビューの分析を通じて、次のようなその効果や意義を導きだした。それらは、①特定の支援者との個別の時間が取れること、②新たな情報を知ることによって自分や家族についての理解が促進されたこと、③退所後も手元においておけるようなライフストーリーブックの作成、④被虐待体験や離別・喪失体験について語れたこと、⑤非行児童というアイデンティティからの脱却、であった。

この調査の結果、ライフストーリーワークの有効性が確認されたばかりではなく、これまで認知されてきたアイデンティティ確立という効果を越えて、非行アイデンティティからの脱却という新たな効果があることが導き出された。

第4章では、日本でのライフストーリーワークの実践展開および調査研究の全体像の把握を試みた。現在は、ライフストーリーワークの導入初期にあり、実践の多くが個別の支援者による局地的な実践にとどまっていることが判明した。支援内容は真実告知や数回の生育歴のおさらいのようなものが多く、離別・喪失体験やトラウマからの回復を視野に入れた自己物語の再編にまで到達する実践・研究はほとんど見当たらなかった。支援者の多くはライフストーリーワークを行うことの意義や必要性を認めていたが、トレーニングやスーパーヴィジョンの欠如がライフストーリーワークの普及を阻害する要因となっており、積極的な実践展開には至っていないことが明らかになった。

第5章では、半世紀の紆余曲折を経て、英国におけるライフストーリーワーク実践の現

在の姿が確立されてきたことが明らかにした。先行研究のレビューや民間児童福祉（機関）組織、地方自治体、子どもの治療的養育施設などでの聞き取り調査、筆者が実際に受講したトレーニングを基にライフストーリーワークの技法や内容は、当事者のニーズやそれぞれの組織の使命（ミッション）に応じて柔軟に変化していることを検証した。さらに、それぞれの組織の支援対象者のニーズや課題に応じた体系的・組織的トレーニングやスーパーヴィジョンが実践を下支えしていることも判明した。

こうした長年の歴史と組織的な実践の結果、ライフストーリーワークが特別な技法としてではなく、日々の実践の中に根付いていたが、さまざまな課題も浮き彫りになった。たとえば、ライフストーリーワーク実践が義務化されたことの弊害、ソーシャルワーカーの時間・人員不足などから十分な実践を行えない事態が生じていたこと、などである

第6章では、ケアリーヴァーに対しても英国ではライフストーリーワーク（またはそれに類する）支援が用意されており、生涯にわたって「知る権利」が保障されていることを明らかにした。

インケア中のライフストーリーワークの延長線上にケアリーヴァーへの支援が整備され、「知る権利」に関する何重ものセーフティネットが用意されているのである。そのため、ケアリーヴァーが、生涯にわたり自分のペースでライフストーリーワークに取り組む（もしくは取り組まない）という選択肢が存在することは、今後の日本のライフストーリーワークの制度設計に有益な示唆を与えるだろう。

さらに、英国におけるライフストーリーワークを含む社会的養護実践が発展してきた背景には、30年以上前からの当事者運動の影響があることも重大な発見であった。日本においても、当事者活動に参加したことのあるケアリーヴァーの語りからはその有用性や重要性をうかがい知ることができたが、活動の規模や目的、手法など未だに発達途上にある。

このような英国の実践や法制度を参照軸にして日本の現状をみても、ライフストーリーワーク展開のために解決すべき課題が浮き彫りになる。

終章では、日本におけるライフストーリーワークの確立に不可欠な諸条件を確定した。現時点での日本におけるライフストーリーワークの主眼は、日本の社会的養護の状況や背景、社会的養護当事者の状況に応じて、「知る権利」の保障におくべきであること、それに伴い、日本版「ライフストーリーブック」の作成も必要になると主張した。

さらに今後より多くのニーズに応えうる日本型ライフストーリーワークの成立に向けていくつかの要件があることが判明した。それらは、①トレーニング体制とスーパーヴィジ

①倫理制度の確立、②記録保管と開示制度の確立、③ライフストーリーワークの倫理の実践展開における倫理要件の精査と確立、である。

ライフストーリーワークを倫理的に実践するためには、支援者が自らの権力性や影響力を自覚しながら、適度なパターンリズムによって子どもが自己物語を獲得することを支援することが重要である。これらの自己覚知の上に技法を学ぶことで、安全にライフストーリーワークを行う実践者が養成されていくといえる。そこで重要になるのが、ライフストーリーワークの実践すべてに通底する倫理の定立である。とりわけ、①ライフストーリーワーク実践から見える課題を個人の問題としてではなくマクロな社会の問題として捉える視点、②ライフストーリーワークが独善的かつ過度な権力性を帯びた内容にならないような理念と実践を目指すこと、が求められている。

本論の最大の特徴は、当事者の語りに基づいたライフストーリーワークのニーズや効果・意義の抽出を行い、日本での展開の鍵となる提案を行ったことにある。さらに、日本のライフストーリーワークを、ミクロな対人支援として捉えるだけではなく、そこから見える問題をマクロな視点を含めてライフストーリーワーク論としてまとめたところに本研究の独自性と意義がある。

しかし、本研究には限界とともに新たな研究課題があることも確認された。それらはより中立的な調査による効果測定、マクロな視点からのライフストーリーワークの分析、すでに日本に存在しているライフストーリーワークと共通の目的をもつ類似支援の解明、などである。今後は、これらの視点をとりこみつつ、ライフストーリーワークが技法論を超えて普及し、正しく当事者に提供されるために、複眼的な視点から研究を続けていきたい。

目次

序章	4
第1節 筆者の問題意識	4
第2節 問題の所在	6
第3節 社会的養護児童の「知る権利」の状況	10
第1項 社会的養護児童の「知る権利」の現状	10
第2項 「子どもの権利ノート」からみる子どもの「知る権利」の課題	12
第4節 本論の目的	14
第5節 本論の構成	15
第1章 新たな支援としてのライフストーリーワーク	17
第1節 ライフストーリーワークの定義と内容	17
第2節 ライフストーリーワークの独自性と意義	21
第3節 ライフストーリーワークのリスクと留意点	23
第2章 日本におけるライフストーリーワークのニーズ	26
第1節 ケアリーヴァーの語りの再分析	26
第1項 「家族との喪失・離別体験と再会」	26
第2項 「将来展望の持てなさ」	27
第3項 「自分の生育歴や家族と向き合うきっかけと葛藤」	29
第4項 「施設生活の捉え方」	30
第5項 「退所後の生活」	31
第6項 「当事者活動について」	32
第7項 まとめ：ライフストーリーワークにつながる課題	32
第2節 ケアリーヴァーへのインタビュー調査	34
第1項 調査概要	34
第2項 結果	35
第3項 分析	43
第3章 ライフストーリーワークの意義と効果	47

第1節	児童自立支援施設の概要	47
第1項	児童自立支援施設の特徴	47
第2項	児童自立支援施設入所児童の背景とライフストーリーワークのニーズ	48
第3項	児童自立支援施設においてライフストーリーワークを導入する意義	50
第2節	児童自立支援施設におけるライフストーリーワークのプロセス記述	53
第3節	ライフストーリーワークを実施したケアリーヴァーへの聞き取り調査	56
第1項	調査目的	56
第2項	調査概要	56
第3項	結果	57
第4節	分析	62
第1項	ライフストーリーワークの効果	62
第2項	「非行臨床」におけるライフストーリーワークの留意点	65
第3項	ライフストーリーワークと生活支援の協働	67
第4項	本調査の限界と今後の課題	68
第4章	日本の社会的養護におけるライフストーリーワークの現状と課題	69
第1節	日本の社会的養護におけるライフストーリーワークの現状	69
第1項	各種指針における位置づけ	69
第2項	日本でのライフストーリーワークの実践状況	70
第3項	ライフストーリーワークに対する支援者の意識	73
第2節	まとめ：日本におけるライフストーリーワークの課題	76
第5章	英国におけるライフストーリーワーク	79
第1節	英国におけるライフストーリーワークの構築過程と現状	79
第1項	英国におけるライフストーリーワークの史的変遷	79
第2項	英国における子どもの記録に関する法律	82
第3項	英国におけるライフストーリーワークの課題	84
第4項	英国における新たなライフストーリーワーク実践	86
第5項	英国の他領域（高齢者等）におけるライフストーリーワーク	89
第2節	英国の社会的養護におけるライフストーリーワーク実践	91
第1項	里親によるライフストーリーワーク	91
第2項	地方自治体ソーシャルワーカーによるライフストーリーワーク実践	92

第3項	児童福祉施設におけるライフストーリーワーク	94
第3節	英国におけるライフストーリーワークのトレーニングとスーパーヴィジョン	96
第1項	BAAFのトレーニング	97
第2項	リーズ市「ライフストーリーワーク相談所」におけるトレーニングとスーパーヴィジョン	99
第3項	SACCSのトレーニングとスーパーヴィジョン	101
第6章	英国のケアリーヴァーとライフストーリーワークの実際	105
第1節	英国における一般的な個人史及び家族史の保管とアクセス	105
第2節	ケアリーヴァーの記録保管と情報開示	106
第1項	ケアリーヴァーの記録に関する法律	106
第2項	英国における社会的養護当事者の「知る権利」の背景	108
第3節	支援団体によるケアリーヴァーへの支援の実際	111
第1項	児童移民トラスト (Child Migrant Trust)	111
第2項	バナードス (Barnardo's) における社会的養護児童の記録保管	113
第3項	地方自治体における児童記録の保管と開示	115
終章	日本のライフストーリーワークの実践展開と成立要件	119
第1節	日本における実践展開	119
第2節	より包括的なライフストーリーワークの成立要件	120
第3節	本論の限界と今後の課題	123
謝辞		124
引用・参考文献		126

序章

第1節 本論の出発点

本論の出発点は、筆者自身の実践から学んだ問題意識である。

筆者は、10年ほど前から児童自立支援施設の小舎夫婦制男子寮を担当してきた。寮を担当して驚いたことは、子どもが自分の親（非同居親）の名前や本籍地、出生時や幼少時の様子やエピソード、これまでの施設入所の理由を教えてほしいと訴えてくることであった。多くの入所児童が15歳前後であり、これまで多種多様な児童福祉支援、施設入所歴があるにもかかわらず、親の名前や産まれた場所が分からないということ、生まれてからこれまでの写真を2枚しか持っていないからと寮で撮影した写真を大事そうに持っている子どもに出会ううちに、いくつもの問いをつきつけられたのである。

このようなニーズを表明する子どもの多くは、措置変更や家庭引取りを繰り返しているうちに、つながりのある生育歴をもとに一貫した自己物語を描くことが難しい状況に陥っていることに気づいた。これが、筆者が感じた第1の問題意識である。

第2の問題意識は、子どもが過去の怒りや寂しさなどの複雑な感情を未解決のまま抱えており、現在の生活や人間関係に悪影響を与えていることである。

普段は問題なく生活している子どもが、些細なきっかけから感情を爆発させ、暴力・暴言に訴える場面を幾度も目の当たりにした。子どもが冷静になってから話をしてみると、自分では抑えきれない感情によって暴力的な言動が引き起こされていることを知った。実際に、子ども自身の力だけでは感情と言動をコントロールすることは難しいように思われた。

そのような言動を見せる子どもには、親からの虐待や不適切な養育などのネガティブな経験（トラウマ体験）をしているにもかかわらず、それについて直視したことがないこと、そしてそれのことについて他者からケアされたことがないという共通点があった。このようなトラウマ体験に起因するさまざまな感情が未消化なまま蓄積した結果、生活の随所で感情が溢れ出しているように見受けられた。

第3の問題意識は、子どもの自己肯定感の低さと将来展望の持ちにくさである。

児童自立支援施設の入所児童のなかには、「今、ここ」での自分の言動の結果を予測できないばかりか、自己肯定感の低さから自分や自分の将来に価値を見いだせず、非行行為を

繰り返してきた子どもが少なくない¹。

将来展望の持てなさや自己肯定感の低さは、進路選択をする時には顕著な課題として立ち現われてくる。義務教育修了を目前に進路希望を尋ねても、自分には能力がないと信じている子どもは、「僕はホームレスでいいです。」との回答を繰り返すばかりであった。

筆者は、このような子どもの課題を解決するための糸口は、現在の言動への指導をいったん保留し、まずは子どもの過去に目を向けることではないかと考えた。そのためには、従来の生活支援とは異なる切り口の支援が必要だと感じた。

そこで、ニーズを表明してきた何人かの子どもと個別の時間を取り、「アルバム作り」と称した生育歴を振り返る取り組みを開始した。これが、振り返ると、筆者にとってのライフストーリーワーク実践の始まりであった。

当初は、時系列に沿って子どものこれまでの写真を貼り、その写真の周りに子ども自身が記憶している印象的な出来事や気持ちを書いた紙を貼り、必要があれば筆者が説明を付け加えていった²。加えて、筆者が家族との面接を通じて知りえた生育歴上の情報を子ども伝えることでこれまで空白だった部分を穴埋めしながらより具体的な自己物語を描けるように支援した。ほとんどの子どもが、印象的な出来事として、七五三や入学・卒業などの祝い事や行事について語りたがった。一方で、被虐待体験やいじめなどの被害体験を語る子どもも多く、これまでの過酷な生活状況や被害体験に筆者自身、驚きの色を隠せなかった。最終的には、これらを一冊のアルバムにまとめ、退所の際に子どもに手渡した。

このような実践を重ねていくうちに、自分や家族の状況を知ることによって子どものアイデンティティ³が補強されること、ネガティブな経歴や体験ばかりに目を向けがちだった子どもがポジティブな要素にも気づき、両側面を自分の生育歴として認知することで子どもの自

¹ このような筆者の実感は、社会病理学理論における「統制理論」の主張と重なる点が多い。Hirschi は、「統制理論」における非行抑止要因は、社会的ボンド（愛着、投資、巻き込み、規範観念）と内的統制（よい自己概念や自己統制力）の存在であると主張している（小林 2008 や高原 2002）。裏を返せば、これらの欠如が非行の要因となる。

² とはいえ、出生時に産院で撮影してもらったポラロイド写真しかない子どもや過去に入所していた児童養護施設の写真が数枚あるだけという子ども、片方の親の顔がすべて切り抜かれた写真しかない子どもも多く、児童自立支援施設入所前に個人や家族で映った写真をたくさん持っているという子どもは少数であった。

³ 本論におけるアイデンティティとは、エリクソンが規定した心理学的な「同一性」や「存在証明」という定義に加えて、社会学者のギデンズ（2005）の定義する「個人が自分の生活史に基づいて再帰的に理解する自己（p.277）」の両方を射程に入れている。ギデンズ（2005）は、自己アイデンティティの獲得過程を「自己の再帰的プロジェクト」と称し、「自己の物語の再帰的組織化によって自己アイデンティティが構成される過程（p.278）」であると論じている。

己肯定感が高まっていくことが実感できた。

その反面、ライフストーリーワークを実践していく上では、さまざまな疑問点や問題点が浮かび上がってきた。

例えば、過去のネガティブな体験を思い出すことに伴って、子どもは不安定化し、その対応に苦慮することが多かった。特に、ライフストーリーワークを行った子どもの不安定な言動が他の子どもにも影響を与えた際には、対応や調整に追われた。

さらに、ライフストーリーワークで子どもが知りたいと願うような情報を入手できないこともあった。例えば、幼少時から施設で生活してきた子どもの成長の軌跡が目には浮かぶようなエピソードなどは、担当職員が退職してしまっていると入手することは非常に困難であった。さらに、過去の養育者がすでに死亡していたり、転居した子どもの場合は、その時代の情報がほぼ完全に抜けてしまうこともある。現状では、社会的養護児童⁴の記録は、児童相談所の作成する児童記録に頼らざるをえない。しかし、児童記録に記載されている内容にはばらつきがあり、必ずしも子どもの希望に添うような内容が見つかるとは限らない。実際に、筆者が児童記録を読み直した時にも、事務手続きや子どもや家族の問題点に焦点を当てた記録が多いと感じた。

そこで、このような取り組みを継続していくための理念や枠組み、技法を学ぶ必要があるという意識を持つようになった。ちょうどそのころ、すでに英国で広く実践されていたライフストーリーワークと出会ったのである。

第2節 問題の所在

以上で挙げた問題は、いかなる要因によって引き起こされているのだろうか。

最初に着目すべきは、子どもが家族や自分について十分知らない、もしくは理解していないという点である。つまり、子どもが本来持っているはずの「知る権利」が保証されていないのである。その要因としては、子どもの「知る権利」を保障するための制度や理念、支援技法が欠如していることなどが考えられる。この点については、本論でライフストーリーワークの必要性やその内容を精査する上で非常に重要な問題なので、次節で詳しく論じる。

⁴ 本論で「社会的養護児童」とは、様々な事情から生まれた家から離れて公的ケアを受けて暮らす子どものことを指す。ただし、「社会的養護当事者」という表現を用いた場合は、今現在社会的養護で暮らしている子どもと社会的養護を経験した人々（ケアリーヴァー）を含んでいる。

次に、子どもの心理的課題に目を向けてみよう。

子どもの多くは、過去の被虐待体験に起因するトラウマの問題とそこから派生する愛着形成の問題を抱えている。現在、社会的養護児童の半数以上は被虐待体験を持つといわれている。さらに、両親の離婚や近親者との死別などを経験している子どもも多い。

杉山（2007）によると、被虐待体験は、感情コントロールの混乱（極度の感情抑制と突発的なかんしゃく）、意識の変化（乖離や多重人格、加害者への合理化や理想化―虐待的きずな）、意味の混乱（自己存在の意味への問いかけ）などの問題をもたらすという。さらには、反応性愛着障がいや脳のダメージを引き起こすことも指摘している。

さらに、西澤（1999）は、被虐待体験などのトラウマが、その後の対人関係において再現されることを指摘している。親からの虐待などで否定的なアイデンティティを形成してしまうと、現在の人間関係において無力感を感じた際に強い攻撃性や憎悪という感情反応を呈することがあるという。それは、「現在の対人関係などにおける何らかの刺激が、その刺激とは直接関係のない、トラウマとなった出来事に関連した感情や情緒を再体験させることによって、現在の状況的な文脈とは何ら関係のない情緒的・感情的な反応を生じせしめるのである。（西澤 1999：p.55）」という、感情コントロールの問題として現在の生活における対人関係不調の要因となり、子どもがさらに自己肯定感を失う原因となる。

このようなトラウマの影響を軽減し、子どもが育ちなおす機会を保障するために、Bartonら（2012＝開原ら 2013）は、安心・安全を感じられる生活環境、特定のケアラーにケアされることを通じて愛着関係を築くこと、自分が自分をコントロールできているという感覚が重要であると説いている。その上で、子どもが過去よりも現在に焦点化できるよう、「（子どもが）自分の過去の外傷体験や喪失体験を、過去の経験として一つにまとめてしまい、そこから先に進めるようにする必要があるだろう。（Bartonら 2012：p.78）」と述べている。

では、上述のようなニーズと課題を抱える子どもを養育する社会的養護の生活環境や体制はそれらに充分対応できるようになっているのだろうか。

結論からいうと、現在の社会的養護体制は、子どものニーズに十分対応しているとはいえない。

その理由としてまず挙げられるのは、大多数の社会的養護児童の生活の場である児童福祉施設の抱える構造的な問題である。とりわけ、職員の勤務体制や勤続年数の問題によっ

て特定のおとなが子どもを一貫して養育することが難しい。(阪本 2002)⁵。

さらに、社会的養護で継承されてきた支援の根底にある考え方にも問題を見出すことができる。西澤(2013)は、施設養育が子どもに与える否定的影響として、家族の重要性の軽視や子どもの過去の軽視があると指摘している。特に、施設内で家族の話題をタブー視する風潮や子どもに対して過去は忘れるよう促すような言葉かけなどを問題視している。

このような生活環境下では、子どもがアイデンティティを構築するに足りる情報や機会が用意されているとは言い難い。その上、トラウマからの回復に必要な支援十分行われないうまま、課題が積み残されていく。そのため、子どもが思春期に差し掛かった頃には、「アイデンティティ・クライシス」といえるような状況に陥ってしまう。

このような問題を Fahlberg(1991)は、「自分の生育史へのアクセスを拒絶された子どもが心理的に健康なおとなとして成長するのは難しい(p.367)」と述べ、おとなが子どもと生育歴にまつわる情報を共有したがるという姿勢は、子どもに対して自分には乗り越えられないほど悪い過去があるのだというメッセージを与えることを意味すると警鐘を鳴らす。

実際に、筆者がライフストーリーワークの実践を始めた7年ほど前は、子どもの「知る権利」や生育歴を扱うことについての認識にはばらつきがあり、ライフストーリーワークを実施することがすべての関係者に歓迎されたわけではなかった。「寝た子を起こすな」「子どもが不安定化するからやめてほしい」というような批判的な意見も少なからず存在した。また、ライフストーリーワークが英国発祥の手法であるがゆえに、日本の風土には馴染まないのではないかという懐疑的な意見も聞かれた。

虐待を受けた子どもの育ち直しを支えるために、「治療的養育」⁶の必要性が説かれ久しい。しかし、多くの児童福祉施設では、被虐待体験に起因する愛着問題を抱える子どもの入所が増加し、過半数を占めているにも関わらず、職員体制や支援理念がそれに対応してきたとはいえない(Goodman 2000=津崎 2006)。そのため、子どもが虐待的な環境か

⁵ 阪本(2002)によると、一般家庭では日々の自然な関わりによって子どもの情緒の安定や発達を保障しているのに対し、「...児童養護施設は、社会的に意図的・計画的につくられた他人同士が生活する集団で、自然発生した生活形態ではない。日常の世話をしている保育士・児童指導員も通勤による交代勤務、退職による職員の交代が頻繁であったりなどして一貫して継続した関わりがもちにくいのが現状である。(p.166)」と述べている。

⁶ 西澤(2013)の定義によると、「治療的養育」とは、「衣食住を基本とする子どもの身体的・生理的欲求の充足、および子どもの健康的な自己像・他者像の形成のために必要となる情緒的欲求の満足を提供するケアワーカーが、子どもに対するその重要性を活用し、子どもの抱える心理的・精神的・おとび行動上の問題の修正を図ることを目的とした、意図的で計画的なかわりを総合したもの(p.64)」

ら保護され、その結果入所した児童福祉施設で、再虐待や虐待的人間関係の連鎖が起こりかねない状況が続いているのである（杉山、2007）。

このような社会的養護の構造的な欠陥は、子どもに影響を与えるだけでなく、職員にも多大なストレスを引き起こしている。その結果、職員のバーンアウトや早期の離職、病欠などが生じている。このような職員の状況は、育ちの連続性が阻害されることにつながっており、緊急に解決すべき課題である。

ただ、問題が山積する日本の社会的養護も転換期を迎えつつある。

1994年に国連「子どもの権利条約」を批准したことを契機として、子どもの権利に対する意識が向上した。さらに、虐待やトラウマ、愛着障がいに関する研究や臨床が蓄積され、発生のメカニズムや対応が明らかにされてきた。

政策面でも、2012年3月に厚生労働省が児童養護施設運営指針に、「社会的養護のもとで養育される子どもにとって、その子にまつわる事実は、その多くが重く、困難を伴うものである。しかし、子どもが未来に向かって歩んでいくためには、自身の過去を受け入れ、自己の物語を形成することが極めて重要な課題である。（厚生労働省 2012年、p.7：強調引用者）と、明記したことは画期的であった。

さらに、子どもの生活の場である児童福祉施設の形態も、従来の大舎制から地域小規模化が推進され、同時並行的に里親委託も推進されつつある（厚生労働省 2012年）。

これまで述べたような、子ども理解の深化や生育歴の連続性と個別性を重視する傾向は歓迎すべきことである。しかしながら、これまでも社会的養護を担う支援者にこのような意識が全くなかったわけではない。西澤（2013）が、「子どもの過去の悲惨な体験に対する共感はあるものの、その過去にどう向き合いどう扱うべきかといった枠組みが存在しない。（p.60）」と指摘するように、マクロレベルの政策や支援理念が制定されたとしても、より詳細なマイクロレベルの理念と技法を実践に反映させるという課題が残されてきたのである。

そこで、従来の社会的養護における支援に代わる新たな理念や技法として、子どもの生育歴や個別性を重視することに主眼を置いたライフストーリーワーク導入の意義があると考え、本論を展開していく。

第3節 社会的養護児童の「知る権利」の状況

第1項 社会的養護児童の「知る権利」の現状

次に、ライフストーリーワークの必要性や内容を精査していく上で密接な関係にある子どもの「知る権利」が、日本でどの程度保障されているのかに注目してみよう。

子どもの「知る権利」の根拠として世界的に認知されているのは、1989年「国連子どもの権利条約」である。この条約では、社会的養護児童にかぎらず、子ども全般に保障されるべき権利を謳っている。日本は、1994年にこの条約を批准しており、締約国として条約で規定されている子どもの権利を遵守する義務がある⁷。しかし、「国連の子どもの権利条約」が依拠する「権利基盤型アプローチ」に基づいた日本国内法（児童福祉法、教育基本法、少年法などの関連法律）や子ども関連施策の改善は依然として十分とは言えず、「国連子どもの権利委員会」から度重なる改善勧告を受けている⁸。現状では、子どもの「知る権利」に対応する国内法は、日本国憲法の「幸福追求権」（憲法13条）以外に存在しない。また、各自治体において記録へのアクセスを認める条例が制定されていない現状では、社会的養護当事者が記録の開示請求をすることは難しい（岩佐 2000年）。

このような法律上の不備は、日本社会全体の子ども観や児童福祉の実務レベルでも影響を与えている。中谷（2000）が、日本の子どもの権利擁護の状況は、「国連子どもの権利条約」をはじめとする、海外からの「外圧」と「外来」をきっかけに普及してきたが、今後日本でそれらが根づくためには、『市民社会』の成熟なしには成立し得ない側面を持っている。（p.42）」と指摘しているように、法整備と並行して、社会全体の子どもの権利に対する意識の向上は、日本社会全体の課題であるといえる。

次に、社会的養護児童の「知る権利」について考えてみたい。

結論から述べると、日本の社会的養護児童は、自分の基本的な情報でさえ「知る権利」が十分保障されているとは言い難い状況にある。例えば、大阪市児童福祉施設連盟処遇指標研究会の調査（1998）によると、入所理由について「ほとんど知らない（19.4%）」「あまり知らない（15.8%）」を合わせると、4割近くの子どもの入所理由さえ知らない状況が浮き彫りになっている。

⁷ 「国連子どもの権利条約」で規定されている子どもの「知る権利」に関連する条項は、第7条（名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利）、第8条（アイデンティティの保全）、第9条（親からの分離禁止と分離のための手続）、第12条（意見表明権）、第13条（表現・情報の自由）、第17条（適切な情報へのアクセス）などが挙げられる。

⁸ 日本政府に対して3回（1998年、2004年、2012年）の勧告を出している

その背景には、児童相談所や児童福祉施設職員などの専門職と子どもとの関係性によって子どもが自分や家族について尋ねることが難しい状況にあることや子どもが幼少時に施設入所したケースでは子どもが情報を十分理解していないなどの要因があると考えられる。仮に入所時点で適切な情報が伝達されたとしても、子どもがその時点で全てを理解し、永続的に記憶しておくことは困難だろう。さらに、児童相談所の職員が定期的に面会することが難しく、⁹担当ケースワーカーの変更がたびたび起こる児童相談所の実情を考えると、子どもが疑問に感じたことに対して適切な対応がなされるとは考えにくい¹⁰。

子どもは、自分の権利を知らなければ、権利を行使することもできない。したがって、児童相談所や児童福祉施設の職員を介さずとも、社会的養護児童が自分の「知る権利」を知り、行使できるような場所や専門職が必要だが、現状では児童相談所や児童福祉施設の職員以外がそれに応えるようにはなっていない。

次に、子どもの「知る権利」を下支えする子どもの記録保管と開示制度の不備についても取り上げたい。ライフストーリーワークを行う際には、これまでに子どもを支援してきた専門家が記してきた記録が重要な情報源となる。しかし、現状では多くの自治体が児童相談所の「児童票」や「育成記録」等の保管年限を 25 歳までと定めており、社会福祉法人が運営する児童福祉施設もそれにならっている¹¹。さらに、情報の保管期間内であっても、「誰が」「どのように」開示内容を判断するのかという手続きが定められていない。つまり、日本には子どもの「知る権利」を保障しつつも、子どもの福祉を損なわない程度の開示内容について検討する中立的な専門職が存在しないのである。井上（2002）が、「将来的には、オンブズパーソンなどの検証を受けるなどし、恣意的な情報操作が行われないような仕組みづくりの検討が必要（p.125）」と主張するように、措置機関である児童相談所や委託先の児童福祉施設ではなく、中立的な立場で子どもの権利と福祉のバランスを考慮した上で開示内容を決定することができる専門職が必要とされている。

さらに記録の記載内容に関しても、統一基準が設けられているわけではなく、支援者の

⁹ Goodman(2000)によると、「児童養護施設に子どもを委託する児童相談所の児童福祉司が年一回以上委託児を訪問することは少なく、一度も訪問しないことすらある。(p.224)

¹⁰高橋らが大阪府下の児童福祉施設に在籍する小4から満18歳までの入所児童を対象として行った調査(1997)によると、「子ども家庭センターの先生の名前の認知」は「知っている」が40.7%、「知らない」が55.6%であった。

¹¹地域主権改革推進一括法により、これまで国で定めていた児童福祉施設の運営基準等を、県の条例で定めることになった。井上（2002）によると、東京都では1999年に通知が出され、施設においても児童相談所と同様に、記録の保管年限を25歳までとしている。石川県は2013年4月1日から、児童福祉施設の記録保存期間（処遇に関する記録など）を5年と規定した。

主観に基づいた内容になっているケースやライフストーリーワークでは重要な幼少時の何気ないエピソードが記載されていないケースもある。

さらに深刻なのは、ケアリーヴァー¹²への情報開示である。

そもそも、ケアリーヴァーが自分の記録の存在自体を知らないということも多く、アクセスしたいと思っても、問い合わせができる機関や専門職が存在していない。子どもによっては措置解除後も施設と良好な関係を維持しており、担当者に依頼して記録を目にすることがある。しかし今のところ、そのような対応は組織的なスタンダードにはなっておらず、多くのケアリーヴァーは記録にアクセスすることはない。

ここまで述べたことから、社会的養護児童の「知る権利」は、法律上も制度及び実務上も十分保障されてはいないことが分かる。筆者がライフストーリーワークを行った際に直面した子どもについての情報不足という事態は、の必然的に生じた構造的な欠陥であったと改めて確認することができる。

第2項「子どもの権利ノート」からみる子どもの「知る権利」の課題

次に、2000年代から用いられるようにあった「子どもの権利ノート」の状況を概観し、子どもの「知る権利」の保障につながる実務について詳しくみていく。

子どもが持つ様々な権利を子どもに知らしめる媒体である「子どもの権利ノート」は、1995年の大阪府による作成・配布を皮切りに、2001年をピークに各地方自治体が作成している（長瀬 2003a, 2003b）。2004年時点で、40都道府県、12政令指定都市で作成されているが、その作成経緯は、次のような日本独自のものであった。

1994年に日本が「国連子どもの権利条約」を批准し、1998年に厚生労働省通知が出されたのを受けて、2001年前後に作成のピークを迎えている。2001年前後に作成が集中しているのは、日本国内の権利擁護意識の高まりという積極的理由のみならず、体罰問題の発覚に呼応して急速に作成された側面が強いことが指摘されている（井上 2002、長瀬 2003a, 2003b）。

これは、日本の「子どもの権利ノート」がモデルとしたカナダとは大きく異なる。カナダでは、子どもの権利擁護意識の高まりに応じて作成されてきた。日本における「子ども

¹² ケアリーヴァー（Care Leaver）という用語は、社会的養護で暮らしていた（今は暮らしていない）人々を総称している。他には、施設経験者や元施設生活者、施設退所者などの言葉があるが、ケアリーヴァーとはそれらを含む用語として用いる。

の権利ノート」の作成は、「専門家や児童福祉施設の体罰問題への対応」という性質を相当に含んでいるとすると、「子どもの権利ノート」の作成・配布そのものが体罰問題への対応姿勢を内外にアピールするという意味で社会的に構築されたツールだといえる¹³。

ここで注目したいのは、「子どもの権利ノート」における「記録へアクセスする権利や方法」についての表記である。

長瀬（2003a）の整理によると、子どもが自分の記録についてアクセスする方法を明記している自治体は非常に少ない。また、その文面も「あなた自身のことや家族のことなど、あなたが知りたいと思うことは、施設や児童相談所の職員が教えてくれるよ」などとなっている。つまり、子どもからすると、自分が現在生活している施設職員や措置決定に関与した専門機関という「構造的責任者（津崎 2009）」や利害関係者に助けを求めなくてはならないのである（中谷 2000）。

さらに、多くの「権利ノート」では「職員があなたを守る」という表現を採用しており、子どもが権利行使の主体として位置づけられていないという問題点もある（長瀬 2003a）。

さらに、権利を行使する際の制度も不十分である。

カナダ・オンタリオ州の「権利ノート」では、子どもが自分の記録にアクセスする権利を明記しているばかりでなく、全国に 24 時間無料の子ども専用ホットラインが設置されている。日本で同様の支援を提供しているのは 2 つの自治体のみである（長瀬 2003b）。その根底には、子どもの権利の定義があいまいさや「子どもの権利ノート」の内容や記述方法、配布及び説明の方法が法律で規定がないために自治体間格差が生じているという別の課題の存在も見え隠れしている（長谷川 2006）。

井上（2002）は、「子どもの権利ノート」が子どもの権利擁護のために活用されるには、権利擁護システム（権利侵害からの救済システム）が確立されることとそのシステムが「権利ノート」に明記されていなければならないと主張している。同様に、長瀬（2003b）も「『権利ノート』作成しただけで子どもの権利擁護が果たせるわけでは決してなく、今後の日本の取り組みは、『権利ノート』を支えるための仕組みを確立していくことである。（p.65）」と述べている。

このように、子どもの権利を列挙した冊子を配布するだけでは、子どもが自分の権利を熟知し、権利を行使できているとはいえない。前述の日本の法制度や子どもの「知る権

¹³ 「子どもの権利ノート」の作成と配布を一定の到達点と見なしてしまったことで、記載された権利を具現化するための法制度の整備が立ち遅れてきたと推察することができるのではないだろうか。

利」の状況に「子どもの権利ノート」の現状を加味して考えると、子どもが権利行使する際の制度の不備が顕著である（Goodman 2000＝津崎 2006）。

さまざまな課題は残されているが、「子どもの権利ノート」の効果として評価すべき点もある。それは、支援者（おとな）への啓発という側面である（辰巳 1997、山口ら 1999）¹⁴。なぜなら、「子どもの権利ノート」の配布に伴い、多くの児童福祉施設で子どもの権利擁護に関する研修が行われており（高橋ら 2001）¹⁵、その結果、これまでの子ども観や子どもの権利についてのパラダイムシフトが起こったといえる。

「子どもの権利ノート」の作成・配布とそれに伴う研修が増加してから数年後にライフストーリーワークが注目を集め、実践も開始されていることを考慮すると、子どもの権利に関する支援者の意識向上とそれに伴う実践技法の模索がライフストーリーワークの導入に少なからず影響を与えていることが推察できるだろう

第4節 本論の目的

本論は、上述のような日本の社会的養護の抱える諸問題への対策のひとつとしてライフストーリーワークを捉え、筆者が実践から得た気づきや当事者の語りから抽出されたニーズや効果をよりマクロな政策・制度レベルの課題に転化しながら、日本でのライフストーリーワークの実践展開を検討していく実践研究である。

具体的には、以下の問いを明らかにする。

まず、さまざまな角度からライフストーリーワークを見直し、改めてその定義、内容、メリット・デメリット明らかにする。その上で、日本の社会的養護当事者が感じているライフストーリーワークにつながる課題の抽出と、ライフストーリーワークで対応可能なニーズの明確化を試みる。さらに、ライフストーリーワークを行った数少ない当事者へのインタビュー調査を通して、ライフストーリーワークの効果と意義を明らかにする。

次に、英国におけるライフストーリーワークの構築過程や現状と課題、ケアリーヴァーへの支援制度などを検証し、日本のライフストーリーワークが現在どのような段階にあり、今後支援を拡充していくためにはいかなる要件を満たすべきなのか、検討したい。

¹⁴辰巳隆（1997）によると、「...ケースワーカーの写真を子ども宛にダイレクトメールで発送し、自分の担当者の確認を促したり、年に1回の子ども家庭センター施設訪問調査の際、施設の担当職員だけでなく、必ず子どもと会うようにケースワーカー自身が積極的に活動しているのが窺える。（p.39）」

¹⁵高橋ら（2001）によると、全国554か所の児童養護施設のうち67.3%が権利擁護関連の研修を年1回（12.5%）、年2回（30.2%）、年3回（25.5%）の頻度で行っている。

最終的には、日本のライフストーリーワーク展開に伴うリスクを軽減し、効果を最大化するために、ミクロな技法論の提示だけではなく、マクロな視点からの分析を含むライフストーリーワーク論の定立をめざす。

第5節 本論の構成

本論の構成は次のとおりである。

本論の前半部では、ライフストーリーワークがいかなる支援か確定した上で、日本の社会的養護におけるライフストーリーワークのニーズについて分析を行う。

第1章では、ライフストーリーワークの内容を詳細に見ていく。ライフストーリーワークにはいくつかの種類や段階があることから、それぞれの特徴や守備範囲、子どものニーズに応じて分類する。

第2章では、日本の社会的養護当事者の持つライフストーリーワークのニーズを明らかにする。

最初に、すでに刊行されたケアリーヴァーの手記を掲載した先行研究を再分析する。

次に、筆者が行ったインタビュー調査に基づき、社会的養護当事者が感じているライフストーリーワークに関するニーズを明らかにする。これらを通じて、日本のライフストーリーワークが焦点を当てるべき点について検討を加える。

第3章では、児童自立支援施設入所中に実際にライフストーリーワークを行ったケアリーヴァーへのインタビュー調査に基づき、ライフストーリーワークの効果を導き出す。併せて、非行臨床で実践していく場合に生じる留意点についても言及していく。

本論で児童自立支援施設における実践を取り上げたのは、児童自立支援施設の入所児童は、他種の児童福祉施設を経て入所してくる子どもが多く、多くの社会的養護児童に共通する社会や家族の問題が凝縮されやすいという理由からである。

第4章では、日本におけるライフストーリーワークの現状と課題を整理する。近年、急速にライフストーリーワークが日本に導入されつつあることから、2000年以降の先行研究のレビューを通じて、実践展開と課題を明らかにする。これらのインタビュー調査では、いくつかの質問に沿って調査協力者に自由に話してもらった半構造化インタビューの方法を採用した。なお、調査実施に当たっては、「京都府公立大学法人地域関連課題等研究支援費

(若手研究者育成)」の助成を受け、京都府立大学調査・倫理に基づく「京都府立大学倫理委員会」の許可を得て実施した¹⁶。

本論の後半部では、前半部で明らかにされた日本の課題を解決する方法を模索するため、英国の実践と法制度の現状を検証していく。ここでは、先行文献の分析に加えて、2011年3月、2012年3月、2013年9月、2014年2月の英国視察で得られた情報、英国のライフストーリーワークトレーナーを招聘して行ったトレーニングで入手した情報や筆者の経験に基づき、英国のライフストーリーワークの全体像を描いていく。

第5章では、英国のライフストーリーワークの史的変遷や現状と課題について整理する。

第6章では、措置解除後のケアリーヴァーが活用可能なライフストーリーワーク（もしくはそれに類する支援）について検証する。

終章では、以上の日英の現状分析を通じて得た知見に基づき、今後、日本でより多くの社会的養護当事者のニーズを充足するために必要な要件に関して提言し、今後の展望についての可能性を示す。

¹⁶ 2012年1月20日付け許可。(受付番号44)

第1章 新たな支援としてのライフストーリーワーク

第1節 ライフストーリーワークの定義と内容

本論の主題であるライフストーリーワークがどのような支援なのかについて概説しておこう。

英国では過去 50 年程の間に、ライフストーリーワークがソーシャルワークの1つの技法として定着してきた。英国におけるライフストーリーワークの史の変遷については4章で詳述するが、現在は法的根拠を得るほどまでに認知度が高まっている¹⁷。ここでは、本論で採用するライフストーリーワークの目的や実践形態、内容について簡潔にまとめておく。

英国で最初にライフストーリーワークのガイドを出版した Ryan と Walker (2010)によると、「ライフストーリーワークは子どもたちに自らのことについて体系的かつ分かりやすく話す方法を学ばせる (p.14)」ことであり、そのための「枠組み」を提供するものであるとしている。子どもが、信頼できる支援者と共に「過去」「現在」「未来」の「記録」「記憶」「感情」を扱う中で、肯定的な出来事も否定的な出来事も1つの自己物語へと統合されていく。その結果として、子どものアイデンティティが確立（補強）されたり、再編されていくのである。

しかし、Barton ら (2013) は、ライフストーリーワークの目的は、「子どもの経歴を明らかにすることだけではない。子どもが自分の人生の様々な側面に付与した意味を理解し、認知の歪みを修正することでもある (p.71)」という。ここで挙げられている「認知の歪みの修正」とは、社会的養護児童が持ちやすい「自責的な認知の修正」を指している。すなわち、被虐待体験や親の離婚や近親者の死などを自らの責任だと誤解している子どもに、当時の正しい（新たな）情報を伝え、子どもがこれまでとは異なる理解をしていくこと通じて、自己肯定感を高めることを意図している。さらに、Cook-Cottone (2007) は、ライフストーリーワークとは、「個人のライフストーリー（生育歴）を構築すること、もしくは再構築するもの (p.193)」であり、個人の認知(考え)、情緒（気持ち）、身体などの内的要因(internal system)に加えて、家族や地域、文化などの外的要因 (external system) を統合することであるとしている。

¹⁷ 2002年養子縁組子ども法 (Adoption and Children Act) によって、すべての社会的養護児童がライフストーリーワークもしくは類する支援を受け、自分の情報を知る機会を保障されることが定められている。

このように、ライフストーリーワークは、一定の方向性にそって、マイクロレベルの生育歴の捉え直しをしていくだけでなく、マクロな社会的要素を統合することで自己物語をより重層的に形作っていくことを目的としている。

これらの定義をより具体的な目的として大別すると、以下の3点に集約することができる。

1点目は、社会的養護児童の「知る権利」の保障、2点目はアイデンティティの確立（補強）である。3点目は、自己物語（ライフストーリー）の再編である。具体的には、否定的な自己像や自責的な思考からの解放を目指す。これらのプロセスを経て、子どもが自己肯定感を得て人生を主体的に生きられるようになること、すなわち社会的養護児童のエンパワメント¹⁸を目的としている。

次に、ライフストーリーワークの実践内容に目を移してみよう。

まずは、日英に共通するライフストーリーワークの実践形態を2つに大別し、概説しておこう。

1つ目の形態は、生活支援者¹⁹が生活の場で行う「生活場面型」のライフストーリーワークである。生活支援者が子どもの成長にまるわる記念品や写真、重要な書類などを保管しておき、子どもの求めに応じてそれらを見ながら話合うことで、子どものアイデンティティ構築を目指す。社会的養護児童の生育歴や成長の確認をすることや「セラピューティック絵本」²⁰の読みきかせによって、社会的養護児童の特有かつ共通の経験や悩みなどを追体験するという目的も含まれる。

支援者主導の取り組みばかりではなく、生活の随所で子どもが発する疑問やサインに的確に応答することも「生活場面型」ライフストーリーワークの重要な要素である。例えば、「わたしが小さい時はどんな遊びが好きだった？」「お母さんはいつ面会に来るの？」「な

¹⁸ 本論で採用する「エンパワメント」の定義は、Thompson (2000=杉本 2004) の「...生活を周囲の状況をよりコントロールできるようにするプロセス (p.148)」という定義を採用する。

Thompson は、「エンパワメントは単なる心理プロセスではなく、社会的、政治的プロセスなのである (p.148)」と述べ、個人レベルだけでなく、差別や抑圧の視点を含む視点であることを指摘している。それは、解放的实践とも呼ばれ、クライアントが自分の「問題」や状況を社会のより広い問題と結びつけて理解できるようになることを意味している。

¹⁹ 本論では、生活支援者という言葉に「里親」、「養親」、施設などの「ケアワーカー」を総称して用いる

²⁰ BAAF は、以下のようなセラピューティック絵本を出版している。①Foxton, J., *The Nutmeg Series*, BAAF, 2001-2007 (養子縁組後に、実親とのコンタクト、新たなきょうだい、問題行動などの経験を経て成長していくリスのナツメグシリーズ)、②Bell, M., *Elfa and the Box of Memories*, BAAF, 2008 (記憶の重要性について書かれた像のエルファの物語)、③Sambrooks, P., *Dennis Duckling*, BAAF, 2009 (社会的養護のもとで暮らすことについて説明する、コガモのデニスモチーフとした物語)

んでお家で暮らせないの？」など、子どもが発する疑問に適切に応答することによって、子どもは「自分の生育歴や家族について興味を持ち、尋ねてもいいのだ」という考えを体得することができる。

このような日常生活に組み込まれた形で行われるライフストーリーワークは、子どもへの負担が少なく、より自然な形でのアイデンティティ確立に寄与するものであろう。

もう1つ実践形態は、ソーシャルワーカーなどが生活場面とは異なる場で行う「セッション型」のライフストーリーワークである。これは、ソーシャルワーカーが子どものニーズと発達段階に応じて、真実告知を含む（新たな）情報の伝達や生育歴の整理を行うことで子どもが自分と周囲の状況を自分の物語に落とし込んでいくための取り組みである。

ここには、自分の感情に気づき、それを言語化するためのエモーショナル・リテラシー（Wrench and Naylor, 2013）の要素を織り交ぜたワークや子どもと縁のある場所や人物を訪問することなどが含まれる。子どもが自覚していない自分の肯定的な面や達成してきたこと、大切な人や思い出などの肯定的な側面を取り上げることで子どもの新たな気づきを促し、自己肯定感を高めることを目的としている。

ところで、英国ではライフストーリーワークを行う法的責務を負っているのは、子どもの担当ソーシャルワーカーである。しかし、近年では、生活の中の治療的要素の重視とソーシャルワーカーの多忙さなどの理由から、「生活場面型」のライフストーリーワークが重視されるようになってきている。特に、子どもの負担感を考慮すると、「生活場面型」のライフストーリーワークを行うことで子どもが自分の生育歴や家族の情報と向き合うための準備性(Readiness)が形成されることが望ましい。その上で、子どものニーズに応じて「セッション型」のライフストーリーワークを行い、より詳細な事実、過酷な過去と対峙するべきであろう。

次に、英国で実施されているライフストーリーワークの全体像を子どものニーズに応じて、3段階に整理してみよう。

まず、すべての社会的養護児童に保障されるべきなのは、「記録（情報）保管」の側面である。上述の「生活場面型」のライフストーリーワークが主にこの部分を担っている。例えば、子どもの写真や各種証明書、賞状やメダル、工作作品を保管することや幼少時のエピソードを生活支援者が書き留めておくことなどが含まれる。

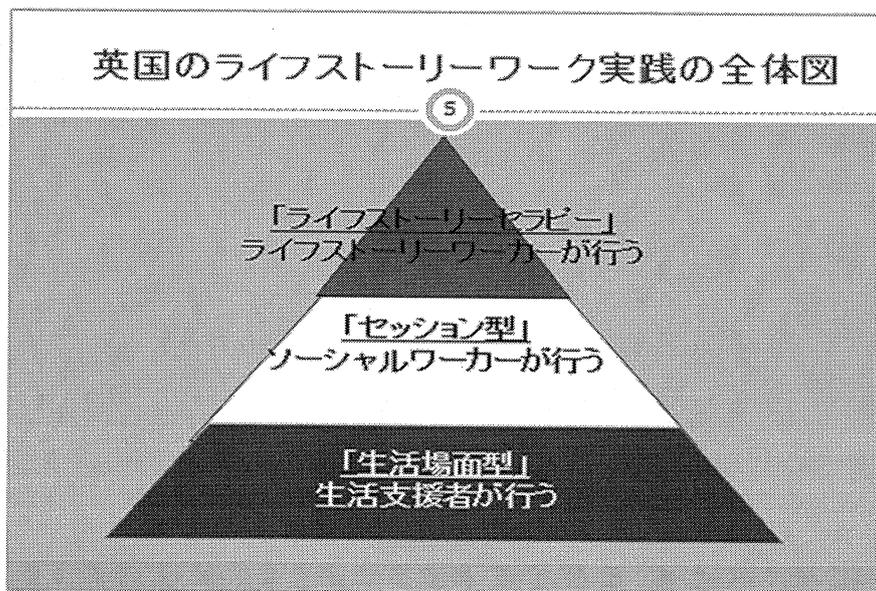
次に、子どものニーズに応じて提供されるのが、真実告知などを含むより複雑な「情報伝達」や自分の感情に気付くためのエモーショナル・リテラシーのワークを含んだライフ

ストーリーワークである。幼児期以降に保護された子どもにとっては、自分の生育歴についての理解を深める重要な機会となる。しかしながら、乳児期に養子縁組した子どもの中には「生活場面型」のライフストーリーワークでニーズが十分満たされる場合もあるだろう。

最後に、英国で近年注目を集めているのが、「トラウマからの回復」を目的とする「ライフストーリーセラピー」である。これは、日本でもすでに実践されているトラウマ治療²¹と重複する部分があり、重篤なトラウマ体験を持つ子どもに提供される。

むろん、「生活場面型」と「セッション型」で扱う内容や子どものニーズには重複部分が多く、「セッション型」と「ライフストーリーセラピー」も目的や手法は重なることが多い。

以上のライフストーリーワークの目的を3段階に分類すると、以下のように図示することができるだろう（図表1）。



図表1 英国のライフストーリーワーク実践の全体図

²¹ 「トラウマ治療」とは、トラウマ体験の後に生じる PTSD などの症状に対する治療を指す。ライフストーリーセラピーの類似理論としては、「ナラティブ・エクスプロージャー・セラピー」が挙げられる。「ナラティブ・エクスプロージャー・セラピー」の定義とは、「...外傷的出来事の記憶に対する情動反応と、出来事とその結果を巡る詳細な物語の構築に焦点を当てるものである。(p.68)」という。トラウマ体験を一貫した物語の中へ位置づけていくことで、トラウマ体験への馴化が生じることで強い情動反応を起こさずにトラウマ体験を思い出すことができるようになる。(Schauer,ら 2005=森監訳 2010)

第2節 ライフストーリーワークの独自性と意義

ライフストーリーワークの最大の特徴は、子どもの権利擁護に主眼を置いている点である。これは、当事者の権利を保障し、権利が剥奪されている場合には権利回復を目的とするソーシャルワークの基本理念²²に即している。社会的養護児童の権利回復は、アイデンティティの確立と密接に結びついており、それに続く自己物語の再編やエンパワメントを達成するための礎となる。

しかし、上述のライフストーリーワークの目的を達成するためには、情報の伝達だけでは十分とはいえない。ライフストーリーワークでは、子どもが他者と生育歴や自己物語を共有することに大きな意味がある。この点について、ライフストーリーワークと同時期に社会構築主義の影響を色濃く受けて発展してきた「ナラティブ・アプローチ」の知見を借用して検討してみよう。

「ナラティブ・アプローチ」は、社会において支配的な言説である「ドミナント・ストーリー」と比較した時に当事者が感じる「問題」を別の視点から捉え直していく支援手法である。このプロセスに、共に物語を作っていく他者（支援者）が介在することで、「ユニークな結果」発見をしたり、問題を「外在化」することが可能になる。結果的には、「ドミナント・ストーリー」が脱構築され、当事者自身がより受け入れやすく、共に生きていくことができる「オルタナティブ・ストーリー」を確立していくことが重視されている。

これを社会的養護児童の状況に置き換えてみよう。社会的養護児童の多くは、自責感や幻想を含む「親」や「家族」に対する固定概念（「ドミナント・ストーリー」）をもっており、それらに欠ける「社会的養護児童」である自分は、「普通ではない」「かわいそう」「抗えない（仕方がない）」という自己物語を抱えていることが多い（田中 1998）。そこで、ライフストーリーワークの中で、「別の視点、解釈、意味づけから語るように励ます（国重 2013 p.59）」「今までは語られることのなかった挿話を引き出すこと（同上）」「決して結果だけでは判断されない、そこに辿りつくまでの過程、努力、意図など（同上）」を探っていくことで、自己物語を再編することができるのである。

²² Thompson (2000) によると、ソーシャルワークの固有性とは、①法的義務の遂行という重要な役割をもっている、②ケア対コントロールの間の緊張をマネージするという重要課題をもっている、③間にはさまれるというジレンマをもっている、④社会の「ダーティな」仕事をする必要性をもっている、⑤社会正義への関与を重視する (p.11)、という5点を視野に入れた専門職種である。このような理念が根底にあるがゆえに、ライフストーリーワークもひとつの技法として子どもと家族のみに焦点化するのではなく、社会や「社会病理」さらには社会正義 (Social Justice) を射程範囲に含んでいる。

このような自己物語の再編を導くためには、ライフストーリーワークにおける子どもと支援者の「相互作用」が鍵となる。

ライフストーリーワークは、子どもが単独で自叙伝を作成するのではなく、子どもが信頼できる支援者で行うという独自性を持つ。(Ryan と Walker 1993=才村ら 2010, Rose 2005=才村ら 2012 ほか)。桜井 (2012) は、『ライフストーリー』とは、個人が聞き手とのコミュニケーション過程をとおして過去の自分の人生や自己経験の意味を伝える語りのことであり、それは、解釈され、再解釈されて繰り返し伝えられる物である (p.11)」と定義しているように、自己物語の再編には他者の存在が不可欠なのである。

しかし、野口 (2009) が「(物語の) その聞き手が誰であるかによって語りは変わる。」ことから「ナラティブは語り手と聞き手の共同作業によって成立する社会的な行為であり、社会的な産物である (pp.9-10)」と論じているように、支援者がどのような姿勢を保持するのかということが非常に重要な要素となる。さらに、ライフストーリーワークが社会に内包された支配的な考えに巻き込まれないような自覚が必要となる。例えば、ライフストーリーワークを行う支援者は「家族と暮らすことが良い」という支配的な考えを無自覚に子どもに押し付け、子どもの物語をそちらに強引に誘導することがないよう、支援者が常に注意を払う必要がある。

さらに、社会的養護児童の生育歴に高い確率で含まれるトラウマ体験に関する語りについて、桜井 (2012) は、トラウマ体験などを伴う語りを扱う際には、「サバイバーが語りがたいものを語るができるようになるには、トラウマを引き起こした体験に意味をあたえることである」と説き、過去を過去のものへと転化するためには、「<語らせるワーク>に従事しているインタビュアーは、語らせることで語り手の自己を過去の物語へと編成し経験を過去化する媒介者である (p.114)」と位置付けている。さらに、そのプロセスでは、語りがたさゆえの「沈黙」にも配慮すべきであると指摘している。また、過去と現在の自分の間に起こった何らかの変化によって、ストーリーに一貫性を持たすことができない場合には、インタビュアーは、「転機となる経験の中の社会関係に注目することで『重要な他者』との出会いや別離を読み解くことに力を注ぐ。(p.117)」ことを重視している。

ライフストーリーワークは、ソーシャルワークの手法であることから、支援者主導のアセスメントや決定に基づいて提供される。新たな情報の伝達や告知や生育歴の整理を支援者主導で行う側面と子どもがこれまで信じてきた「常識」や「当たり前」だと思っていた自己物語について、沈黙も含めて耳を傾けるという 2 つの側面を合わせた支援である。こ

の多面性こそが、客観的事実ばかりを追求するわけでもなく、心的現実への共感だけに終始しないというライフストーリーワークの独自性であり、意義だといえる。

第3節 ライフストーリーワークのリスクと留意点

ここまで述べたような、社会的養護当事者が自分の生育歴や家族の状況について自分なりに理解するプロセスを経て、自己物語を編んでいくための枠組みを提供するというライフストーリーワークではあるが、当然リスクもある。忘れてはならないのは、ライフストーリーワークは、相互作用の上に成り立つ他の対人支援と同様に、支援者が自らの影響力に無自覚に実践すれば、子どもの物語を過度に誘導したり、定義づけしてしまうというパターナリスティックな実践に陥るリスクがある。さらに、人の記憶が脆弱性や自己構築性を帯びたものであるという点にも留意する必要がある。

そこで、まず、ライフストーリーワークの理念として広く流布されているような「子どもの自己物語を肯定的に再編すること」について検討してみよう。

この点について言及している数少ない研究者である Treacher と Katz (2001) は、ライフストーリーワークの傾向として、①子どものペースで進めるといいながらもポジティブで修復的な方向性に導きやすいこと、②支援者の決定を擁護してしまいがち、③子どもの回復に関与したいという支援者の願望からくる影響を払しょくできないこと、を指摘している。とりわけ、子どもとの関係が深い支援者ほど、子どもの生育歴を肯定的な物語として捉えようと子どもを誘導し、苦悩から遠ざけようという意図が働くのではないだろうか。しかし、このような姿勢で支援者が社会的養護当事者を「守る」ことは、真の意味で当事者のエンパワメントにつながるとは考えにくい。

このような（専門職）支援の危険性を、鷲田（2012）は、「苦しいけれども、じぶんで語りなおさないことには事態は収拾しない（p.38）」と指摘し、「語りを奪わず、ひたすら待つこと」の重要性を説いている。さらには、子どもが自分の経験や感情を言葉で表すことの困難性や限界を踏まえつつも、他者の言葉にふれることで子どもが感情に対する言葉を獲得していくことを指摘している。

ライフストーリーワークでは、社会的養護児童が自分の肯定的な側面（ストレングス）の発見を促進することを通じて、「自立的に問題とつきあうほうへと変容を促す作業（中村2007：p.164）」をすることが重要である。

ライフストーリーワークにおいては、エモーショナル・リテラシーに寄って言葉を獲得することが促進されることが期待されるが、同時に注意が必要な点でもある。なぜなら、支援者が子どもの状況を、「被虐待児童」や「要保護児童」という一般的な言葉で定義づけてしまうことで、当事者の自己物語を困ってしまうリスクがあるからである。

支援者が現前しなくなれば当事者が獲得した自己物語の拠り所を喪失することがないよう、子どもが主体的に自己物語を獲得していくことを支えるという視点をもった実践が必要である²³。

次に、ライフストーリーワークで扱う人の記憶の脆弱性や事後構築性が与える影響についても触れておこう。

ライフストーリーワークで扱う情報の根拠となるのは、公的文書や記録を除けば、子どもや関係者という人の「記憶」に依存していると言っても過言ではない。これまでも、人の記憶についてはさまざまな論争が交わされてきた。代表的なものとしては、アメリカを中心とする「フォルス・メモリー・シンドローム」²⁴に関する論争が挙げられる。

ここで筆者が強調したいのは、幼児期の児童虐待の有無や客観的事実についてではなく、記憶には脆弱性や事後構築性がつきものであり、ライフストーリーワークについても同様の問題が生じることを想定しておく必要があるということである。

そこで重要になってくるのは、支援者がどのような立ち位置や態度で当事者の話を「聞く」のかということである。同時に、対応策として、ライフストーリーワークが従来から重視してきた複数の証言や資料の収集を行う情報収集のプロセスを丁寧に行うということである²⁵。

²³ 荒井（2014）によると、ナラティブ・アプローチでは、当事者が「こだわっている物語」を書き換えることを目的とするのではなく、支援者とともに「もう1つの物語」を発見し、双方のバランスを調整し、当事者が『『こだわっている物語』に引き戻されないように、かといって『もう一つ物語』で覆い尽くしてしまわないように注意...（p.54）』することが重要だという。さらに、このような「複雑な物語」を支援者が共同制作したうえで、支援者—当事者の二者関係から広く社会と共有することの重要性を説いている。

²⁴ Sabbagh（2009=越智 2011）によると「フォルス・メモリー・シンドローム」は、記憶回復両方が多用された結果、カウンセリングの過程で回復した幼児期の児童虐待（主に、父親からの性的虐待）の記憶に起因する刑事訴訟が多発した。

²⁵ さらに、ライフストーリーワークの内容についても子どもが「忘れたくても、日常生活に侵入してくるような記憶や思考」に焦点を当てるという自制が求められる。今後、ライフストーリーセラピーの普及に伴い、ライフストーリーワークがセラピューティックな技法として発展していった場合には心理療法との相違点を明確化していかなければならないだろう。

最後に、ライフストーリーワークで扱うさまざまな問題を安易な自己責任論で解釈しないという視点の重要性についても触れておこう。

国重（2013）が「ナラティブ・セラピーでは、人に問題を帰さないことを信念としています（p.123）」と論じているように、ライフストーリーワークにおいても、当事者の直面している問題を社会臨床の視点で捉えていく必要がある。そこで有益な視点を提供してくれるのは臨床社会学の知見である。

中村（2014）は、支援者には、当事者の抱える格差や不平等、生きにくさなどの問題に「応答する責任が課せられる」こと、またそれを「社会の側へと再帰させる責任もある（p.26）」ことを指摘している。さらに、ライフストーリーワークは当事者への支援にとどまらずに、「社会のもつ物語構造を書き換えることへと連結させていくべきだろう（中村2012：p.21）。」と、ライフストーリーワークの支援者に課されたミクロ-マクロの相互作用や複眼的な視点を持つことの重要性を主張している。

このように、ライフストーリーワークは、さまざまな側面と可能性を兼ね備えた支援技法だということができよう。

次章以降では、日本の社会的養護当事者がどのような課題やニーズを抱えているのか検討していこう。

第2章 日本におけるライフストーリーワークのニーズ

第1節 ケアリーヴァーの語りの再分析

これまで、ライフストーリーワークに焦点化して、社会的養護当事者のニーズに焦点を明らかにするための調査は行われてこなかった。そこで、本章では、ケアリーヴァーの手記を掲載した先行研究の再分析を通して、ライフストーリーワークにつながる課題を抽出してみよう。

1990年代後半から現在までの間に、ケアリーヴァーの語りや手記をまとめた本が何冊か出版されている²⁶。本論では、『施設で育った子どもたちの語り』（2012）に掲載されている、当事者が綴った21名分の手記を、ライフストーリーワークのニーズと関連していると思われる、「離別・喪失体験と家族との再会」「家族との関係」「生育歴や家族と向き合う事」「施設生活の捉え方」「進路選択の困難さ」「当事者団体での活動」に分けて分析する。

なお、ここで『施設で育った子どもたちの語り』を取り上げた理由は、以下の3点である。それらは、①ケアリーヴァーの手記を集めたものとしては最新のものであること、②執筆者を1960年代から1990年代生まれの者に限定しており、施設入所期間がおおよそ同時期であるとの推察が成り立つこと、③本書の執筆が生育歴を整理する初めての機会となったケアリーヴァーに加えて、すでにある程度生育歴を整理した上で発信活動を行っているケアリーヴァーも執筆していること、である。

ここでは、21名の手記から、①家族との関係や問題、②自分の生育歴や家族と向き合う時期やきっかけ、③ケアリーヴァーの生活とそこに介在する鍵となる存在（人や場）に焦点化していく。

本書での記述から読み取れる執筆者の背景については、下の図表2にまとめた。

第1項「家族との喪失・離別体験と再会」

社会的養護児童は実親との離別を経て施設に入所していることから、すべてが喪失・離別体験をしているといえる。しかし、その体験が大きな衝撃として記憶されるには、いくつかの条件がある。本書では、「喪失・離別体験」によって受けたショックについて21

²⁶例えば、「子どもが語る施設の暮らし」編集委員会が『子どもが語る施設の暮らし』（1999）『子どもが語る施設の暮らし2』（2003）を出版しており、「施設で育った子どもたちの語り」編集委員会が『施設で育った子どもたちの語り』（2012）を出版している。

名中7名が記しているが、「(母の死が)突然のことで何が起こったのか、小学4年生の子どもには全く理解ができませんでした(p.24)」というように、喪失や離別体験が予測外の出来事であった場合や死別などの永遠の喪失となるような体験は特に大きな衝撃として記憶に残っている。

筆者	親の状況(養育者)	原因	養育体験	当事者活動	養育影響	進路	住み込み就労
1	離別(父)	母の家出	施設内虐待			大学	
2	死別(父)	母の病死				短大	
3	離婚(父)	母のMH	学校でのいじめ			大学	
4	離婚(父)			DV		不詳	
5	離別(父)					大学	
6	シングルマザー	認知されていない				高校	
7	離婚(母)		施設内いじめ			進修後大学	
8	離別(父)	母失踪				短大	
9	離婚(母)	父のDV、借金	施設内いじめ	DV		高校	
10	離婚(母)	父のDV、母の病死	学校でのいじめ			高校	住み込み就労
11	不明(父)		養母からの虐待、施設とのいじめ			専門学校(寮間)	
12	不明(父)					大学	
13	離婚(祖父母)		祖父母からの虐待	日向ぼっこ		大学	
14	死別(母)	父とも死別		自立援助ホーム「ふきのとう」		不詳	
15	離別	父の借金	養母からの虐待			高校	
16	不明			JFCO	里親委託	大学	
17	離婚	父のアルコール問題		DV		大学	
18	離婚(母)	父のDV				就職進学	
19	離婚(父・親戚宅・母)		父、継父からの虐待	こもれば		中学卒業	住み込み就労
20	離婚(父)					高校	
21	シングルマザー	母のMH	施設内いじめ	なごやかサポートみらい		高校	

図表2 『施設で育った子どもたちの語り』の執筆者詳細(筆者作成)

さらに、社会的養護児童は、家族との再会や家庭引取りを経験することもある。その際の支援の質がその経験の捉え方に影響を与えている。とりわけ、再会についての意見表明の機会や子どもへの説明が保障されていたかが鍵となるようである。例えば、「心の準備ができず、頭がパニックになったまま母親との初対面を迎えました。(p.40)」「人生に一度だけ母親と会いましたが、『だれ?』という思いをもちました。なぜなら私は母の顔や名前も知らなかったからです。(p.175)」という語りにもみられるように、家族についての基本的な情報を知らず、子ども側の準備が十分整わない状態で再会させられると、子どもにとっては喜びよりも当惑の色合いが濃い体験となり、その後の親子関係にも影響を与えてしまうことが示されている。

第2項「将来展望の持てなさ」

家族との関係は、インケア中のみならず、退所後も社会的養護当事者の大きな関心事の1つである。本書でも、家族(主として、親)を求める気持ちや裏切られた体験にまつわる語りが多くみられる。

特に、面会や家庭引取りに対する期待や幻想が裏切られた時の辛い心情を語っているものが多い。例えば、「最初こそ施設に面会に来てくれていた父親も、どんどん来なくなり、私が6,7歳になった頃にはぱったり来なくなりました。(p.39)」「学園に入って最初の半年ぐらいは何度か会いましたが、その後8年間私の目の前から姿を消しました。(p.61)」「母は私が小学生のとき、何度か面接に来てくださいました。そのため、小学卒業後は家庭に引き取られると自分勝手に思い込んでいました。しかし、中学校、高校時代は母の面会はぱったりと途絶え、母の様子がどうなっているのかさえ全くわからず、社会人になった私が再会したのは、亡骸になった母でした。(p.144)」などである。

このように、社会的養護児童の多くが、家族と会えない不安感やいつまで施設で暮らすのか見通しが立てられないことへの不満感を感じていたことが分かる。これに対して、支援者から何らかの説明がなされたという語りがほとんどない一方で、児童相談所のケースワーカーとの関係性が希薄であったという記述は見られた。そのため、面会や家庭引取りに対する期待感や幻想が増大してしまう結果を招いていることがうかがえる。その結果、子どもの期待や幻想とは異なる結果が生じた時に、子どもにとっては裏切られたという思いが強く記憶に残っていた。

『施設で育った子どもたちの語り』の中には、入所理由が全く分からないというものはなかった。しかし、他の研究においては、子どもと親への入所理由の説明が異なることについて指摘されているものもある。児童養護施設を長年取材してきた大久保(2012)によると、児童相談所が親から入所同意を得る際に、子どもの問題を改善するという理由を挙げて説明することがあるという。そのため、親は、自分の虐待や不適切な養育を直視することなく、子どもに責任転嫁していく。その結果、親は子どもに対して「いい子になれば、迎えに行つてあげる(p.48)」と言うが、それだけでは子どもが家庭復帰することは難しい。子どもは努力を重ね、家庭復帰の期待をふくらませるが、結局はおとなの判断によってその期待が裏切られるという結果を招いてしまう。

このように、日本の社会的養護児童は、入所理由や現在の家族の状況について十分な情報を知らされておらず、限定的な情報しかないことで根拠のない期待や幻想を抱きやすい状況に置かれていることが分かる。その上、再会や面会、家庭引き取りなどの重要な決定が子どもの意思にかかわらず下されているという状況が明らかになった。

第3項「自分の生育歴や家族と向き合うきっかけと葛藤」

次に着目したいのは、手記を提供したケアリーヴァーがどのようなきっかけで自分の生育歴や家族と向き合ってきたのかという点である。

本書の手記を通じて、ケアリーヴァーが自らの生育歴や家族と向き合うきっかけや方法は画一的なものではなく、個別性が高いことは明らかである。契機として挙げられているのは、「結婚」「出産」「離婚」「親の死亡」「周囲の人からの働きかけ」「自身の発病」などである。具体的には、「ある日、職場の園長先生から『母親を探した方がいい』『きちんと整理しておくほうがい』との後押しがあり、戸籍謄本を辿って母親を探し始めました。探して、母親の所在がわかりましたが、母親はすでに他界していました。(p.52)」という他者からの働きかけが介在していた者や、「無事18歳で出産した私は、今まで親に対して憎しみ、恨みの塊だった気持ちが薄らぐようにもなりました。…許せない気持ちは今でも変わりません。だけど、私や弟を産んでくれた母親、どんなことがあったにせよ、わたしたちを見捨てないで育てようとしてくれた父親に感謝することができたのです。(p.194)」
「お父さんが亡くなってから看護師さんから聞いて知った娘を思う父の気持ち。私は父の死をきっかけに自分の生い立ちを振り返ることにしたのです。(p.194)」というような、出産や死別が契機となった人などさまざまである。

さらに、「自分が精神の病気になってから、統合失調症への理解が進みました、それまで母親のせいで家庭崩壊したのではないかと恨んでいましたが、病気になりたくてなっている人はいないと考えるようになりました、母にはもう25年間会っていませんが、会いたいと思うようになりました。(p.36)」という、自身の健康状態の変化が契機となった者もいた。

次に、自分の生い立ちや家族と向き合うことができるようになるまでの葛藤に触れている語りを挙げてみる。「そして、やっと40歳を過ぎて自分に向き合うことができるようになりました。…いろいろな方々との出会いで、少しずつ変化を遂げています。私は、自分が暗い性格なのは、心のどこかで親のせいにしてきたと思います。自分を思っきり吐き出せたら、こんなにも時間がかからなかったのかとも思いますが、私にはこの時間が必要で、いろいろな出来事は必然的に起き、見えない到達地点に、私が問題を解決するたびに近づかせてもらっているように感じます(p.102)」というものや、「私は、母、敏子の一文字をもらった自分の名前が宝です。そこには母の愛の深さが詰まっているからです。…母を憎んだころもありました。しかし敏夫という名前を付けてくれた母の想いに気付いた時、

私の中の怒りは収まっていた。(p.208)」というように、年齢や新たな意味付けによって、親への対立感情が和らいだという語りも見られた。

他方で、「...今もなおお母さんと一度も向き合ったことがありません。これから時間をかけて向かってみようと思います。(p.62)」というように、手記を執筆した時点では親子関係が未解決の人もいた。

これらの語りから分かるのは、措置解除後、かなりの年月が経過してから生育歴や家族に向き合っている人が多いことである。インケア中に親との再会や家庭引取りをした経験を語っているものがある一方で、ケアリーヴァーとなってからの家族との関係についての語りの方が、当事者本人の主體的な決定という意味合いが濃いためにより強い葛藤が表明されていたといえる。

第4項「施設生活の捉え方」

施設生活について、いじめなどのネガティブな側面についての語りも散見された。次は、それら施設生活での苦勞とその影響に焦点を当ててみたい。

入所中は施設の様々なルールを窮屈だと感じたり、施設内の上下関係やいじめに悩まされていても、退所後には異なる感想を抱くこともあるようである。例えば、「苦勞してきたことを認めてくれたり、ハングリー精神があることを周りに理解してもらえて、自信がもてるようになりました。(p.117)」 「施設自体はすべてにおいて厳しい場所でしたが、厳しい中で過ごしたからこそ今の自分が存在していると思います。マイナスをプラスに変える考え方を教えられてそれが身につき、プラス思考で物事を考えられるようになり、辛い過去を整理できました。(p.183)」などの語りに見られるように、退所後の成功体験や周囲から与えられた肯定的な意味づけを取り入れることで施設体験の位置づけが肯定的なものへと変化していることが分かる。さらに、ネガティブな体験を乗り越える際に体得した処世術が、退所後の人生において活かされることでその肯定感が強化されている。

さらに、実家庭で虐待されていた場合などは、「施設は所詮施設、家で家族と過ごすのが一番よいのだという方も多数いらっしゃいますが、少なくとも私には全く当てはまりません。(p.157)」という語りに代表されるように、社会的養護で暮らすことになったことで救われたという感覚をもつ人もいる。つまり、施設生活の捉え方は千差万別だが、退所後の生活の質や周囲からの反応や評価の影響を受けて、施設生活の意味づけが再編されてい

く可能性が高い。換言すると、肯定的な評価を受ければ施設生活が肯定的なものとして再編されていく可能性があり、その反対もありうるのである。

第5項「退所後の生活」

本書では、社会的養護児童たちが抱える退所後の生活にかんする課題についても多く語られている。一般家庭で育つ子どもが生育歴と向き合い、アイデンティティを強固なものにしていく中学3年生や高校3年生という人生の転換期に、「18歳になると親がいないだけでなく、住むところまでなくなってしまう。これは本当に不安でした。(p.18)」「私は進学したいという気持ちが大きくありましたが、高校卒業までしか施設には在籍できず、そのうえ進学したとしても、学費問題、生活費問題、住まいの問題があり、行きたいからと言って簡単にはいかないことが問題でした。(p.82)」というような不安感や自立についての選択肢が限定的である状況が明らかにされている。

これら進路の選択肢が非常に限定されている状況と不安定な生活の連関は、妻木(2011)においても、社会的養護児童の就職や進学に対するイメージの乏しさや住居と進路を合わせて考慮しなければならない困難さが指摘されている。

このような、退所後の生活の不安定さはライフストーリーワークを行うにあたって大きな懸案事項となりうる。なぜなら、現在の生活が安定しない状況下でケアリーヴァーがこれまで未解決であった家族の問題と向き合うことには困難が伴うことは想像に難くない。その上、それを一人で乗り越えざるをえない状況に置かれることで、さらに困難さが増す。その顕著な例として本書中にも、「居場所を失ったM君は友人宅を転々とする日が続きました。そして彼は一度も会ったことのない母を探しに旅立ったのです。しかし願いは叶わず、次に父を探すことにしました。父に会うことには成功したものの、一緒に暮らすことを拒否され、近くのアパートで独り暮らしを始めました。ところが、そのアパートで彼は生きていくことよりも自らの死を選んだのです。(p.141)」という知人についての語りがある。ケアリーヴァーが親と再会を果たしたとしても、望み通りの結果になるとは限らない。むしろ、これまでの家族関係が希薄であったり、葛藤を含むものであれば、家族関係の再構築が困難を伴うことは容易に想像がつく。それゆえ、「児童養護施設の子どもたちにとって、家族への思いは生きる活力になる場合があるかもしれません。しかし、いつかは自分の生い立ちをしっかりと見つめることが大切です。その際、子どもたちを受容できる大人の存在が必要なことはいうまでもありません。(p.145)」という語りによって象徴されるよ

うに、インケア中のみならず、ケアリーヴァーに対しても自分の生育歴や家族と安全に向き合うための専門的支援が必要とされているといえる。

第6項「当事者活動について」

本研究の調査対象者には、当事者活動を行っている者が8名含まれていた。

そのため、類似の体験を持つ当事者に自らの体験を語ることで自分の生育歴を客観視することができるようになったという語りが見られる。例えば、「私にとって施設に入所したことも、CVV²⁷との出会いも、今生きていく上でかなりの救いになったと思います。

(p.91)」「『日向ぼっこ』²⁸の仲間とは、無条件でわかりあうことができました。皆、同様の子ども時代を送り、同様の経験をしてきているので、多くを語る必要がないことが何より楽でした。そして、孤独から解放された私は、現在は幸せな生活を送ることができています。『日向ぼっこ』の仲間たちの頑張りがまた、私自身を励ましてくれています。(p.136)」

「今まで一人で生きてきたという思い込みがあったのですが、CVVに参加する中で、みんなに支えられていっているんやなあと感じるようになりました。(p.174)」などの語りでは、仲間との連帯感が肯定的なアイデンティティを獲得する助けになったことが窺える。また、「今の子どもたちも、私と同じ思いをしてほしくないという気持ちからスタッフになりました。(p.46)」というように、自分の後輩の権利擁護を実行することで、結果的に自己の体験が活かされる体験を積むことができる場になっているのではないだろうか。

第7項 まとめ：ライフストーリーワークにつながる課題

21名の語りからは読み取れたのは、①離別・喪失体験後の意見表明の機会の欠如、②自分や家族の状況について「知る権利」が十分保障されておらず、将来展望の持てない状況、③自らの生育歴や家族と向き合うタイミングやきっかけは非常に個別性が高く、多くがケアリーヴァーとなった後に生じていること、④施設生活の捉え方が事後的に変容しうること、⑤退所後の生活の不安定さと当事者だけで生育歴や家族と向き合うことの困難さ、⑥当事者活動の重要性、などである。

²⁷ 「CVV」は、大阪を拠点に活動する当事者団体である。カナダのPARCをもとに2001年に結成された。当事者同士の交流事業、啓発活動やケアリーヴァーがインケアの若者を支援するピアカウンセリング活動などを行っている。(『施設で育った子どもたちの語り』編集委員会編、2012年:p.231)

²⁸ 「日向ぼっこ」とは、東京に拠点を置く当事者参加推進団体である。居場所・相談事業(退所児童等アフターケア事業)や当事者の声を集約し啓発する事業も行っている。(同上:p.236)

これらのニーズの多くは、ライフストーリーワーク支援の範疇に入っており、ライフストーリーワークを行うことで一定の改善が可能であると思われる。例えば、離別・喪失体験後の家族との再会などの局面や関係調整に関する当事者への十分な説明やフォローは、ライフストーリーワークの過程に含まれる基本的支援である。また、生活の中でライフストーリーワークを取り入れた実践がなされていれば、長期間面会や連絡が途絶えている状況を放置することは避けられる可能性が高い。換言すると、インケア中の基礎的なライフストーリーワークの必要性やライフストーリーワークの理念を踏まえた支援が求められている状況は明らかである。

さらに、先行研究の語りからは、生育歴や施設生活に対する認識が他者からの評価やポジティブな体験によって肯定的に変容する可能性が示された。しかし同時に、措置解除後に1人で家族関係の修復に立ち向かうことにはリスクがあることも読みとれた。加えて、重要な他者との心的な絆だけでは解決できないケアリーヴァーの抱える経済的・社会的課題という要因を加味すると、そのリスクは看過できない。さらに特筆すべきは、自分の生育歴に向き合うきっかけやタイミングには個人差があり、必ずしもインケア中にそれが生じるとは限らないということである。これらの要素からは、ライフストーリーワークが措置解除後においても必要とされていることを示唆しているといえる。

最後に、当事者団体における「横のつながり」や活動内での自己効力感の有効性が示されていることは注目すべき要素であろう。しかしながら、現在の日本では当事者活動は端緒についたばかりで、全国のケアリーヴァーがアクセスできるほど普及してはいない²⁹。

以上は、ケアリーヴァーの語りの分析から導き出された結果ではあるが、彼／彼女らが社会的養護で暮らしていたのはそう遠い昔のことではない。ゆえに、現在の社会的養護児童の抱えるライフストーリーワークに関するニーズは少なくないということができよう。しかしながら、ここに手記を寄せたケアリーヴァーは、施設生活や家族関係を客観視しており、主体的に生きていく上で重要なプロセスについても手記という形で一定程度言語化することができる人たちである。しかし、残念なことに、すべての社会的養護児童やケアリーヴァーが自力でこのような域に達することができるとは考えにくい。

²⁹津崎（2009）によると、日本でも近年は、当事者による活動が活発化してきている。しかし、英国では1970年代に当事者活動が始まったが、日本ではこれまでその種の活動が根付いてこなかった経緯があり、楽観視できる状態にはない。

次節では、ケアリーヴァーの体験についてより詳細なインタビュー調査の結果から、どのようなプロセスや働きかけを経ることや客観視を得ることが可能になるのか、個人の経験に基づいてより詳細な検証していこう。

第2節 ケアリーヴァーへのインタビュー調査

第1項 調査概要

(1) 調査目的

前節で取り上げた『施設で育った子どもたちの語り』におけるケアリーヴァーの語りから、インケア中及び退所後のニーズが浮かび上がってきた。

本調査では、ケアリーヴァー3名へのインタビューを通じて、社会的養護の当事者が自分の生育歴や家族と向き合う際に必要な要件について明らかにする。

(1) 主な質問項目

- ①措置期間中に、入所理由や親について知らなかったことや知りたかったこと
- ②措置解除後に施設生活や生育歴を振り返る際のきっかけ
- ③施設生活と退所後の生活において頼りにしていた人や場所
- ④施設生活で獲得したスキルのうち、現在の生活でも助けになっていると感じているもの

(3) インタビュー形式

上記の質問内容について、体験に基づいて自由に語ってもらうために、「半構造化面接」という方法を採用した。

(4) 調査協力者

調査協力者は、関西地方及び関東地方の児童養護施設で生活したことのあるケアリーヴァー3名である。属性の概要は図表3の通りである。

	性別	施設形態	インタビュー時 年齢	入所期間
Aさん	女性	大舎	30歳	1歳～18歳
Bさん	女性	大舎	19歳	5歳～18歳
Cさん	男性	大舎→中舎	34歳	10歳～18歳

図表3 インタビュー協力者の属性

(5) インタビューは公的機関の面談室で行った（1時間～2時間程度）。

(6) インタビュー協力者と筆者は、当事者活動や研究会もしくは知り合いを介して知り合った。インタビュー開始前に、ライフストーリーワークや筆者の研究の概要について説明を行い、インタビューの趣旨についての理解を得た上でインタビューを実施した。

なお、調査協力及び結果の公表についてインタビューの前後に十分説明をし、調査協力者から文書による同意を得た。（論文発表時は、3人とも成人年齢に達している）その際、インタビュー後にも筆者と連絡を取れるように連絡先が記載された紙を手渡した。

第2項 結果

以下にインタビューの結果をまとめる。なお、インタビュー協力者の語りをそのまま引用している部分は斜体で表記している。強調部分（下線）は、すべて筆者によるものである。

①「家族の情報、入所理由、家庭引取りについて」

インタビュー協力者全員がインケア中には、片方の親とは会った記憶がなく、その親の情報もほとんど伝えられていなかった。Aさんは連絡を取っていた父親と死別しており、Bさんは養育者であった母親とは現在は連絡を取り合っていない。そのため、ケアリーヴァーとなった現在も片方の親の情報を入手する手段はなく、ほとんど情報がない状態である。

Cさんは現在も母親と連絡を取っているが、実父について母親に尋ねたのは最近のことだという。

【Aさん】

Aさんは、おとなからの情報ではなく、施設の子どもや兄弟との会話や一時帰宅時に目にした家庭の状況から入所理由を導き出していた。

「(インケア中は) 何も説明してくれなかった。お母さんの名前すら知らなかった。お父さんの歳も。」

「私の時はほんとに情報なかったから、想像の世界で、うちはお父さんお酒飲んでいるから、それが(入所の)原因って思ってた。自分の今の環境は、全部親のせいやって。でも、いつか吉永小百合みたいなお母さんが現れるって期待はしてたな。」

Aさんは、当初、父親を恨んでいたが、父親の病死によって状況が変わったという。さらには家庭復帰の可能性がなくなったという現実にも直面することになった。

「恨む対象がいなくなって、ぽっかり穴が開いたっていうか」

「(いつかは家庭で暮らせるのではないかという) 幻想を抱かなくなった... お父さんが亡くなったことでお母さんも初めからいなかったわという現実にも気づかされたっていうか。」

また、母親に関しては、最近になって乳児院の記録を読む機会があった。そこで、乳児院に母が面会に来ていたことを初めて知り、興味を持ち始めたという。しかし同時に、母親との再会を即決できない複雑な想いを抱えている。

「(記録の面会者記録を見て) 産み捨てじゃなかったんだって思えた。やっぱり思いはあったんやなっていうのは分かった、お母さんに対して。」

「(会うかどうか) 今、考えている。でも自分の生活の足かせにならないか、悩んでる。」

このようにAさんが悩むのには、理由がある。Aさんが高校生の時、母親が一度だけ施設に会いに来た時に、Aさんは母親に会いたいかどうか聞かれることなく、半ば強制的に母親と再会させられたのである。

「会う、会わないを選べたら良かったなって思う。会いたって時に会えたら良かった」

「それまで何にも、名前とかも知らなかった。お母さんが会いたっていうプロセスで説明してもらってたら、もうちょっと良かった。施設の職員はお母さんが現れました、子どもにとって良いことだから会わせてあげようっていう単純な考えだったと思う。」

Aさんは、乳児院から施設で暮らしているため、幼少期から確固たる入所理由を知らずに生活していた。児童養護施設に措置変更後は母親の面会は皆無だったにもかかわらず、情報が全く知らされていなかったため、家庭引取りへの期待を持ち続けていた。しかし、父親の病死と同時にその期待はなくなったのである。しかし、思春期以降に母親と予定外の再会を果たしたことで複雑な想いを抱くことになった。それは30代になった今でも未整理であるという。

【Bさん】

Bさんは、インケアの時から父親の情報を全く持ち合わせておらず、長年疑問に思っていたが、誰かに尋ねることはなかった。今となっては、母親との連絡を絶っているの、尋ねる機会もないという。

「(自分の家族について知りたいことは?) おとうさんのこと。全然知らん、お父さんのこと。どうやってお母さんと出会ったとか、どんな人だったとか、いつまで生きてたとか、お父さんについて何も知らんわ。」

「(これまで誰にも聞かなかったのは) あんまり教えてくれへん気がして。知らんないんじゃないかな周りも、と思ってあんまり聞かん。」

「...別に気にならんかったわけではないけど、聞く機会がなかったって言ったらええんかな... でも、どんな人やったか聞きたい。名前とかどこの人とかも分からん。」

Bさんはインケア中に母親の病気を告げられたことで、入所理由や母親のこれまでの言動について理解し、納得することができたが、結果的に複雑な感情を抱えることになった。

「先生に(母親は)病気だから、誰が悪いわけでもないねんって言われて、だから正直恨んでないかって言われたら嘘になるけど、恨みづらくなるやん、病気って言われたら。」

この告知を契機に、それまでの家庭引取りへの淡い期待やアンビバレントな気持ちは、消滅していったという。

ここで注目したいのは、AさんとBさんは、施設に入所してからしばらくの間、親について「あいまいな喪失感」しか持てていなかったことである。そのため、いつか会いに来てくれるのではないか、または状況が改善すればまた一緒に暮らせるのではないかという期待を抱いていた。しかし、その後、事実を知ることによって、過酷なプロセスではあったが、「明確な喪失感」を持てるようになったということができるようではなからうか。

【Cさん】

Cさんは入所時年齢が比較的高かったため、入所理由については自分なりの解釈を持っていた。しかし、インケア中には自分の責任だと思っていた入所理由が、退所後にそうではなかったことを知らされたという。

「自分が悪いこととして入ったと思っていた…（退所後に）良く施設に遊びに行ってたんで、世間話をしているなかで、あんたのお母さんは19歳であなたを産んで男性と遊んじゃったんだよね。（だからCさんを施設に預けたのだ）って聞いて、合点がいったというか。」
「親の生活のせいで入所したって初めて知った…自分の非行が原因じゃなかったと聞いて安心したかな。」

一度も会ったことのない父親についてはごく最近になって知ったという。さらに、両親が婚姻せずにCさんが産まれたことについては、自分が結婚する時に初めて気が付いたという。

「何年か前に弟に頼まれて（母親に）うちのおやじは誰だって聞いたら、もう死んでる、もともと社長さんだったんだよってことだけ聞いたんです」
「結婚する時に戸籍見たら、お父さんの名前がなかったから死んだからだって思ってたら、嫁さんのお父さんも死んでるのに、『死去』って出てるんです。それで初めて、あ、（両親は）結婚してなかったんだって初めて知った。」

「（これまでは）自分から聞く機会がなかっただけで、親のことは知りたかったし、聞く態勢はあったと思うんですよね。」

Cさんは、入所当時の母親の事情を知ったことでその後の異性関係に影響を与えた。
「自分の恋愛観に響いた気がしますね。結婚するまで女性を大切にするっていう感覚がなかったで…自分には親の血が流れているから人を愛せないんだと思って五年くらい恋愛禁止にしました。」

このように、インケア中は父親についての情報を全く知らされなかった上に、入所理由について誤認していたことが分かる。しかし、退所後に入所の理由として母親の事情を告げられたことでCさんが衝撃を受け、数年間にわたる混乱期を迎えたことが分かる。

しかし、家庭引取りについては、Cさんは上述の2名とは異なる見解を持っていた。

Cさんは、インケア中からすでに母親と自分の人生を切り離して考えることができていたという。その根底には、母親との暮らしに早期に見切りをつけられるだけの家庭生活での辛い経験があったようである。

「もともと三年生まで親と過ごしていたので、親がどんな人かある程度見れるじゃないですか。夜は、夕方から朝までずっといないし、(家にいても) ずっと寝てるし、」

「親のことを知って大きなことだと思う。僕は自分の視覚で親をみてるのである程度割り切りができてたのかもしれないんです…。もし帰ったら大変って。」

「(割り切るためには) 幻想をいだけさせない、期待をさせない、親だから絶対あなたのことを大事にするってことじゃないって伝えるべきだと思う。伝えるのは酷ですけどね。期待さえなければ、自分は自分って言えると思うんですけど。」

このように、Cさんは、母親との生活に対して「明確な喪失感」を見出しており、そのため家庭引取りに対する期待や幻想を抱かなかつたといえる。換言すると、家庭復帰をあきらめることによって、「自分は自分」の人生を生きていく、すなわち社会的養護での暮らしを前向きに捉える思考をもたらしていたといえる。

② 「生育歴の捉え方と重要な他者」

施設では3人ともにいじめや年長児との上下関係などにまつわる辛い経験を乗り越えるという体験をしている。しかし、後年、そのような施設生活を別の角度から捉えられるようになっていく。そこには必ずと言っていいほど、「重要な他者」の存在がある。

【Aさん】

Aさんは、施設での生活を総じて前向きに捉えていると断言する。

「施設ではみんなに合わせなあかんから、適応力の広さはある。いろんな対象の人に会わせられる。自主性を問われると今でも辛いけど、空気はよめるしね。それが自分の力やなって思う。子どもも二歳以上なら全然怖くないというか。」

さらに、歳を重ねるにつれ経験が増えていくうちに、友人の状況を知るなかで自分を特別視する視点が変化していった。

「年齢と共に自分を肯定的に見れるようになってきた。今までは親がいない自分っていうのが主で、親はいないと親がいる子より劣っている、何か欠けているってずっとおもっ

てたけど、大学の時の友達で家でも大変な子の話を聞いたり、働くうちに、親のいない自分ということは小さくなっていった。自分の優先順位のなかで」

さらには、友人との関係の深まりや当事者活動での肯定的な体験をした影響が大きかった。

「いまだに初めて会う人とかは裏切られないか心配やけど、裏切られてもこの人だけが人じゃないって思えるようになった。何があっても揺るがない友情があるなかで、新しいものを作っていくと思えるようになったから。」「(今は)裏切られたりしても、一人じゃないって分かってる。」

「ネガティブになる時って人間関係についてやん。自分の評価とか。そういう時は施設時代の自分にもどるわけよ。みじめな力のない。でも、その時に、『いや自分はもうおとななんだ』って思うようにしてる。もうあの時の自分じゃないやよって。」

「シンポジウムで話した時に、『こんなにいい育ちをしてるんなら、施設で育つ方が子どもには良いんじゃないかと思えるような話でした』って言ってくれた参加者がいた」

さらに、今の仕事や当事者活動の中でも施設生活の経験が活かされていると実感している。

「当事者活動をしてる中で、(施設)経験者の後輩と話したりすると、経験したからこそ分かるってことが強みになる。」

「施設生活でずっといろんな子の話を聞いてたから、自分の経験だけではなくて、施設にいる多くの子たちがいろんなバックグラウンドを抱えてることを知って、その家族だけの問題じゃないってことは自然と理解してきた」

【Bさん】

Bさんは、母親の病気を告知されたことで母親を恨めなくなり、施設生活に納得しつつも門限などのルールの多さに反発して暴力的になった時期もあったという。しかし、中学生の時に、身近に良いロールモデルを見つけたことで考え方が変化した。その後、高校に進学してからも良い出会いに恵まれた。

「(施設内で) こういう子になりたいなみたいな子がおって…」

「(高校進学して) 友達が変わったっていうのも、大きいかも。高校の友達が良い子ばかりだったから外にでるようになった。」

「施設の担当もいい人やったし。そう思えるようになった。周りが見えるようになったんやな要するに」

さらに、施設生活を通じて身につけたさまざまな「術」が今の人間関係にも活かされていると感じている。

「自然と人の仕分けをしてる。この人とおったらマイナスになるとかプラスになるとか。ふつうにしゃべっても(関わるとマイナスになりそうな人には)自分の相談はしないし、聞く側に回る」

「そういう意味では、適応能力があるっていうか。聞いてあげるのは自分にとって得。頼られるのはすきやねん。」

「ママーとかって普通に暮らしているやつらより洗濯物とか自分でできるし、自立の力ついたよね。やらんやろ普通の子って」

【Cさん】

Cさんの場合は、家庭引取りは望めないと母親への過度の期待や幻想をいただくことなく、一定の心理的距離を置けるようになったのは、施設の中で、「自分が心地良いと思える『コミュニティ』を作ることができていたから」だという。

「施設が良かったからだと思うんです。不満はなかったし、やりたいことをやってきたし。ちゃんと支えられている感覚が身についていたのかなというのは何となく感じます。」

「(施設内の人間関係がしんどい時にも) 自分は逃げる術を知ってたんですよ。食堂に逃げて、おばちゃんたちにいろんな話をしてたんで。食堂のおばちゃんたちって職員だけど、職員じゃないみたいな存在じゃないですか。だけど毎日いるし、共感観的に聞いてくれたり、つくし拾ってきたら一緒に料理を作って食べてみたり。」

さらに、Cさんにとっては、一番親しかった友人や先輩の言葉が施設を肯定的に捉えるきっかけを与えた。

「高校で知り合った友人が父子家庭の子で、施設にも遊びに来てもらうくらいの関係でそいつの言葉で印象的なのが、『おれもこういう施設に入りたかった』ってことだった。」

「先輩に施設で生活していることを言ったら、『すごいね、そんなところで生活して』って言われて、ちょっと意外な反応だった。それまでもあまり負の気持ちは持ってなかったけど、すごいねって言われて嬉しいまではいかないけど、あーすごい事なんだって」

Cさんは当事者活動をしていて、強みを感じる一方で当事者間でもそれぞれの経験や思いが異なるために迷いを感じることも多い。

「当事者を支援していて一番の強みは、辛い体験をしたっていう共感できる場所ですね。そこから先の（当事者）支援のしかたはむしろかしいなあって思っています。」

「自分は当事者の意識がすごく少ない。100の当事者意識があったら僕は3割ないんじゃないかと思うんですよね。...それまでにも自分のことをオープンにすることを通してそれなりの反応が返ってくることも分かったし、その中で生い立ちの整理もしてきてるんですよ」

③「社会的養護児童が親について知ることや生育歴を整理すること（ライフストーリーワーク）に関して思うこと」

Aさんは、ライフストーリーワークを実施する適任者にはいくつかの条件があるという。特に、ライフストーリーワークを行う支援者と子どもとの関係性や専門性が重要だと、以下のように語っている。

「(子どもから見ても)決められている人が信頼できる人のどっちかがいいと思う。一年目や二年目の職員がやっても、子どもからすると『私の何が分かるねん』ってみんな思うと思う。」

Cさんは、入所理由を含めた生育歴の整理と子どもが理解するための支援を措置解除までに行うべきだと考えている。さらに、過酷な事実であっても知るべきであるし、それを乗り越えて自分の人生を生きる必要性があると考えている。

「例えば近親相姦とかレイプで生まれた子たちにどこまで開示するのかっていうのは難しいと思うんですけど、もしそれを受け入れられるメンタルの部分があれば、僕はそこからした方がいいと思う。もちろんフォローはすごく必要だとは思いますが、それが本当の生い立ちの整理だと思うので。」

「例えば、僕が親の血を引いているから女性を愛せないんだって思ったこともそうではないと思うんですね。だから、失敗（の原因）は血筋じゃないんだっていうことを知るために、生い立ちの整理をしないといけないと思うんですね。決して生まれたことに非はないわけだし、生きていく上で親になんかされたといって失敗の原因にはならないわけで。」
「自分の生まれた時のことが分からないとふわふわで地に足がつかない感じがある。それを徐々に固めていって今の自分がある。（他の社会的養護当事者にも）そういう行程が必要だと思う。」

というように、事実を知ることによって自分の生を肯定的に捉え、自分の人生に責任を持つこと、すなわち自己肯定感が得られると考えていることが分かる。

第3項 分析

前節で取り上げた先行研究と同様に、本調査からも家族の状況について基本的な情報さえ「知る権利」や再会等について意見表明の機会が十分保障されていない現状が浮き彫りになった。

ケアリーヴァーの語りからは、親の事情を十分知らされずにいると、親との離別が「あまいな喪失」に留められしまい、非現実的で過度な期待や幻想を抱きやすいことが読み取れた。一方で、親が面会に来たという情報が30歳になるまで当事者には全く知らされず、自分の生に肯定感を持ちにくい状況があることも明らかになった。さらに、家族の情報の中でも離婚後の非同居親に関する情報が圧倒的に不足している状況が明らかになった。

他方、何らかの理由からある程度の状況を見聞きし、親に関して現実的な認知を獲得できれば、親に対して過度な期待をかけることを諦め、親以外との人間関係に目を向け変えていたことは特筆に値する。この視点は、ライフストーリーワークの方向性に対して重要な示唆を与えてくれる。この視点をライフストーリーワークに置き換えてみると、ライフ

ストーリーワークを通じて家族の状況をより詳細に知るということは、「諦観」³⁰に達するための出発点だということができるのではないだろうか。

現在の社会的養護児童の出身家庭が虐待を含む問題を抱えていることを考慮すると、長期間もしくは全く家庭復帰を望めない子どもが多い（西澤 2013）。そのため、彼・彼女らが前向きに生きていくためには、可能性の低い家庭復帰や面会を待つことではなく、親とは切り離れた自分の人生を生きていくことに思考を転換していく必要がある。そのためには、日々の生活で子どもが自分の家族について考えることができるようなケアワーカーの支援と姿勢に加えて、ライフストーリーワークなどによる体系的かつ意図的な支援の果たすべき役割は大きいのではないだろうか。しかし、注意すべきは、子どもの「知る権利」や家族との関係性を重視するあまり、子どもの意見を軽視することである。例えば、親との再会などの重大な決定については、子どもの意見を尊重しつつ慎重に考慮しなければならない。支援者の独善的な考えに依拠した決定は、親子関係の修復に繋がらないばかりか、悪影響やネガティブな感情などの痕跡を残すことになりかねない。

一方で、ケアリーヴァーの語りからは、「諦観」や生育歴の捉え直しが他者から一方的に付与された考え方ではなく、より広い意味での他者との比較による自分の境遇の客観視、施設生活において獲得した術が活かされる肯定的経験などを経てその境地にたどり着くことが重要であることが読み取れる。そのプロセスに必ずと言っていいほど介在していたのは、「重要な他者」である。

3人の語りに登場する「重要な他者」は、児童福祉司やケアワーカーなどの支援専門職ではなく、友人や先輩、同じ施設の入所児童、「厨房のおばちゃん」という日常生活に組み込まれたごく身近な人々であった。このような「重要な他者」に支えられながらも、悩み、失敗と成功を繰り返し試行錯誤する中で自分の人生に責任をもてるようになったことが分かる。そうして手に入れた、生きていくための「術」や自分を受け入れてくれる「コミュニティ」が、「血筋じゃない」自分自身の人生を生きていくための基盤として機能していくことが分かる。

³⁰ 旺文社漢和辞典（1986）によると、「諦」の語源には、「あきらかにする」「つまびらかにする」という意味が含まれており、「諦観」という言葉には「明らかに良く見る」「あきらめる」「思いきる」「真理を悟る」という意味がある。本論では、これをライフストーリーワークのプロセスに置きかえ、諦めることや諦観に達するということは、何かを失うという消極的な意味だけでなく、「物事の本質をはっきりと知り、見きわめ、自らの境遇について悟ること」を意味する言葉として用いる。

前節と本節の調査全体と通じて明らかになったのは、ケアリーヴァーが自分の家族との関係を捉え直すきっかけや年齢は三者三様だということである。強調すべきは、その時期が措置期間中とは限らないことである。むしろ、ほとんどのケアリーヴァーは措置解除後、一定期間が経過してから生育歴や家族について目を向けていた。

この点は、ケアリーヴァーへのライフストーリーワーク支援のニーズを明示しているといえる。仮に、インケア中にライフストーリーワークを行ったとしても、それはだけで十分アイデンティティが確立されるという保証はない。むしろ、措置解除後の人生の方がはるかに長く、結婚や出産、死別などのさまざまなライフイベントの経験や新たな情報を入手することを通じてアイデンティティが変化し、自己物語を再編していく。これは一般家庭で育つ人が成人してからも親や家族に支えられながら行っているプロセスと同様だが、社会的養護のケアリーヴァーの場合には、容易に情報や支援を求めることができる資源が乏しい。

村瀬（1997）は、「告知を一時期の完結的な作業にとらえるのではなく、ライフサイクルの発達課題と重ね合わせた継続的営みと考えることが、人間の精神（心）のありように即したものであろう。（p.59）」と述べ、「その人の時（村瀬 1997： p.58）」を待つことの重要性を説いている。この視点をライフストーリーワーク支援に組み込むとすれば、ケアリーヴァーへのライフストーリーワーク支援の必要性は明らかである。社会的養護当事者のニーズに対応するためには、日本においてもケアリーヴァーを含めた、より包括的な支援が求められている。

最後に、当事者活動の重要性についても再度触れておきたい。先の 21 名の手記からも本調査からも、当事者活動を通して社会的養護児童であることに起因するネガティブな（例えば、力のない自分という）自己物語が再編されていくことが示されている。類似の体験を持つ他者との共感体験や支え合う関係を通じて自分が活かされ、癒されていくプロセスがもたらす効果は大きい。今後、日本における社会的養護の当事者活動の発展や成熟していくことでこのような利益を得られる社会的養護当事者が増えることを期待したい。

以上を総合すると、社会的養護当事者が自己物語を再編していくために必要な要件は、①十分な情報を得ることで諦観に達すること、②身近な「重要な他者」からの支えと当事者の生育歴や体験に対する肯定的な意義付け、③措置解除後のライフストーリーワーク支援の提供、④当事者活動などによる共通体験を持つ仲間との相互作用、に集約することができるだろう。

①と③に関しては、ライフストーリーワークが直接的に応えられることであり、②や③、④に関しては、よりマクロな視点による制度改革や改善が求められる点だろう。

第3章 ライフストーリーワークの意義と効果

第1節 児童自立支援施設の概要

第1項 児童自立支援施設の特徴

本章では、児童自立支援施設で実際に筆者がライフストーリーワークを行ったケアリーヴァーへのインタビュー調査をもとに、ライフストーリーワークの効果を明らかにする。

その前提として、まず、児童自立支援施設の概要や児童自立支援施設でライフストーリーワークを行う意義を説明しておこう。

児童自立支援施設とは、児童福祉法 44 条で「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うこと」と定められた児童福祉施設である³¹。

1998年に児童福祉法が改正される前は、「教護院」という名称で呼ばれており、その設置目的は「不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させてこれを教護する」こと、すなわち、「不良性を取り除くこと」とされていた。このように、法律の文言だけをとってみても、求められる役割が変化していることは明らかである。

次に、児童自立支援施設で行われている支援の内容をみていく。厚生労働省が、「児童自立支援施設とは、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うと言う伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきました。」³²と、紹介しているように、「家庭的な養育」や「小規模ケア」が最大の特徴である。さらに、学校教育を含め、生活全般が施設内で営まれる「施設内処遇」（小林 2009）であることから、まさに「共に暮らす教育」を行う施設であるといえる。

近年では、施設内の支援にとどまらず、より幅広い支援も求められるようになってきた。例えば、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童福祉部会社会的養護専門員会（2011）の『社会的養護の課題と将来像』では、通所や家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図ることや他施設での対応困難ケース

³¹ 2014年現在、全国に58か所設置されており、その内訳は、国立2施設、都道府県立54施設、民間2施設である

³² 厚生労働省『社会的養護の施設等について』

www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html（アクセス日 2014年8月31日）

への対応を児童自立支援施設に求められる役割として示されている。

現在、児童自立支援施設の支援形態は、従来の小舎夫婦制から交代勤務制への移行が進み、全国的には交代勤務制の施設が大多数を占めていることや³³、定員開差の問題などを抱えている。

第2項 児童自立支援施設入所児童の背景とライフストーリーワークのニーズ

次に、入所児童及び家庭背景から、ライフストーリーワークにつながるようなニーズを明らかにしておこう。

2008年の厚生労働省統計³⁴によると、入所児童の年齢は、平均14.2歳であり、平均在所期間は1.1年である。基本的には、中学生年齢の間に入退所していることわかる。入所経路は、親の同意による入所が63.5%、家庭裁判所の決定によるものが17.4%、児童養護施設や他の児童福祉施設からの措置変更が17.1%である。

子どもの心身の状況についてみてみると、他の児童福祉施設に比べると子ども本人の加害行為や反社会行為等の課題の克服に期待が集まることが多いが、実際には、さまざまな被害体験や喪失・離別体験を併せ持つ子どもが多い。最も分かりやすい例は、被虐待率の高さと実父母率の低さであろう。児童自立支援施設の入所児童の65.9%は被虐待経験を持つ。さらに、75%の子どもは、両親の離婚によって一方の親との離別体験をしている。

次に、長期的にはこのような子どもの状況がどのように変遷してきたか、内田ら(2013)の統計を参考にしてみよう³⁵。

まず、子どもを取り巻く家庭状況を詳しくみてみよう。最も基本的な「世帯構造」については、1999年度以前は「母子世帯」19.1%、「父子世帯」17.0%であった。1999年度以降、「父子世帯」が徐々に減少した一方で、「母子世帯」は増加の一途をたどり、2006年度以降には、「母子世帯」52.1%、「父子世帯」8.3%という結果になっている。この結果から、近年の入所児童のうち、6割を超える子どもが単親世帯の出身であることがわかる。さら

³³相澤(2011)によると、小舎夫婦制の施設は2011年現在18か所、全体の31%と減少傾向が顕著である。しかし、全国58か所中、25か所(77, 6%)の施設が小舎制(1か寮、10人程度)で運営されている。

³⁴厚生労働省『児童養護施設入所児童調査結果の概要』(2008年2月1日現在)

ある児童自立支援施設の1988年3月入所～2011年3月退所の子どもの947人分のケースファイル分析をもとに行った量的調査である

³⁵ある児童自立支援施設の1988年3月入所～2011年3月退所の子どもの947人分のケースファイル分析をもとに行った量的調査である

に、生活保護率は、1990年以前の18.5%から2006年度以降は35.3%に倍増、借金などの「負債あり」が1990年以前の20.0%から2006年度以降は57.4%と約3倍に急増している。

次に、子どもの退所先にも大きな変化がみられる。1990年度以前は、「保護者引取り」が57.8%であったのに対して、最新の2006年度以降になると81.9%に増加している。他方で、就労自立が約4の1に減少し、措置変更も減少している。

これらの統計から、児童自立支援施設の入所児童の多くは単親家庭で暮らしており、また養育負担が母に偏重していることや経済基盤が不安定であることが分かる。にもかかわらず、子どもの退所先は保護者引取りが8割を超えており、施設退所後には子どもにもさまざまな負担がかかることが推察される。

さらに、内田ら(2013)の統計からは、実父母の生育歴についても示唆に富むデータが示されている

実父・実母の施設経験(児童養護施設、児童自立支援施設)については、2006年度までは実父5.0%~6.2%で推移していたのに対して8.3%、実母についても2.7~7.4%で推移していたのに対して2006年度には9.2%に急増している。親の犯罪歴についても、1996年度から上昇しており、それまで10%前後で推移していたものが、2006年度以降は18.4%まで上昇している。このデータからは、近年では、1割程度の親が社会的養護で暮らした経験をもっており、司法係属の経験も2割程度あるということである。これは、社会的養護児童は子ども人口比で約0.18%であることを考えると、優位に高い割合であるといえる。

内田らの調査の限界は、ケースファイル上に記載されているデータの分析であるがゆえに、ケースファイルに記載がなければ統計に反映できないという点である。その顕著な例が、「被虐待経験」である。本調査では、日本で虐待が発見された1990年以降も「被虐待経験」がおよそ20%で推移しており、これは厚生労働省の統計とは大きな差がある³⁶。

以上のような統計からライフストーリーワークのニーズとして読み取れることは何だろうか。

まずは、離別・喪失体験や被虐待体験については、ライフストーリーワークを実施する

³⁶筆者の経験からいえば、厚生労働省の統計は、各施設に対して入所中の子どもについての質問し、その回答をもとに作成している。一方で、内田らの調査(2013)が分析対象としたケースファイルは、主に、入所前や入所時点で児童相談所が作成している。そのため、入所後に被虐待体験が発覚したものや主訴は非行であってもその背景に虐待があるケースなどは「被虐待体験」として挙がってこないことが考えられる。

ことで生育歴を整理し、捉え直していくことができるだろう。さらに、親世代の施設経験率の高さから、親世代の生育歴が途切れがちな場合は、2世代に渡って同様のニーズがあることが想定できる。さらに、退所後の生活の不安定さや高年齢での退所が多いことを考慮すると、児童自立支援施設がライフストーリーワークに取り組むことができる最後の機会になる可能性が高い。なぜなら、現状の日本の社会的養護の制度を鑑みると、アフターケアとして措置解除後にライフストーリーワークのような支援を受けることは非常に難しいと言わざるをえないからである。

第3項 児童自立支援施設においてライフストーリーワークを導入する意義

本論は、児童自立支援施設の歴史や理念、支援論に焦点をあてるものではない。しかし、ライフストーリーワークの必要性を説く上で必要な児童自立支援施設の現状と課題を概説しておく。

児童自立支援施設の理念は、この1世紀の間に変化を繰り返してきた。これまで刊行された複数の運営要領や実務指針³⁷をみると、直近の50年間で支援理念の変化がわかる。

1952年に厚生省が刊行した『教護院運営指針』では、施設の支援理念は、「児童に適正な監護を与え、その児童が生まれながらに持っている人間としての心身の安全な生育を遂げるべき権利を保障する」とされていたが、その20年後の1969年全国教護院協議会刊行の『教護院運営要領』では、「教護とは児童の不良性を除いて、社会に適応させること」に変化している。その後、1985年には『教護院運営ハンドブック』が刊行されたが、阿部(1997)はこれまでの指針で用いられた理念の再掲に終始していると指摘している。

最新の指針は、1999年『新訂版・児童自立支援施設運営ハンドブック』であるが、ここでも、「Withの精神³⁸」などのスローガン化された従来の支援理念が多く掲載されており(鈴木 2009)、現在の入所児童や法改正に応じた新たな支援理念や目的が提示されていない。さらに問題なのは、スローガン化された支援理念が正確かつ十分に伝承されていないことである。例えば、阿部(1996)は、「Withの精神」とは、「治療的環境(温かい雰囲気)と治療教育(児童精神分析)の2つの方向性を示すものであったが、前者のみが人

³⁷ それらは、1952年『教護院運営要領』、1969年の『教護院運営指針』、1985年『教護院ハンドブック』、1999年『新訂版 児童自立支援施設運営ハンドブック』である。

³⁸ 阿部(1996)によると、「Withの精神」とは、青木延春(1969)が『武蔵野学院50年誌』で引用した教護理念である。

口に膾炙し、さらには『共に生活する』という一つのスローガンとしての『ウィズの精神』に変化していった (p.190)」ことを問題視している。このような古いスローガンや支援理念への固着を、鈴木 (2009) は「新しい時代の児童自立支援施設を創り出すよりも伝統の重みを守る方向に重点を置いてしまったのではないだろうか。(p.59)」と危惧している。さらに、このような 1980 年代以降の理念不在の混乱状況を「失われた 25 年間」と痛烈に批判し、エヴィデンスに裏打ちされた実践や「関連諸分野や諸外国における新しい理論に学びながら、それを日本に応用しようとした先達の営為と同様の努力」を再び思い起こす必要性を説いている。

なぜ、支援理念や方向性が不明瞭な状況に陥ってしまっているのだろうか。その要因としては、1998 年の児童福祉法の一部改正に伴う対象児童の拡大と拡散に伴う実践現場の混乱が挙げられる。小舎夫婦制の寮担当を経験した中山 (2011) によると、「教護院の時は、『非行児童』を対象とした施設ということで、施設の役割を守備範囲 (専門分野) が明確にあり、家族的な集団指導を基盤としてかかわっていましたが、法律改正後、前にも増して、色々なタイプの子が増え、自分たちの専門分野の非行児童が少くない、児童の集団が混乱をきたしてきたものです。職員としてもこれまでの専門性だけでは指導が難しくなっている現状があり、現場は戸惑っています。(p.224)」と法改正の前後を比較している。このような意見に代表されるように、現在の児童自立支援施設では、子どものニーズを捉え直す必要に迫られている。なぜなら、かつての「教護院」時代のように、「非行性の除去」に力を注ぐだけでは子どものニーズに応えきれないのである。むしろ、生育上の課題や被害体験、障がいなどに起因するより多様な子どものニーズに応えること求められているといえる (中山 2011)。

このような状況下で、児童自立支援施設の支援理念をめぐっても変化の兆しが認められる。

2006 年の『児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書』では、従来から謳われてきた「枠のある生活」や「家庭的・福祉的アプローチ」に加えて入所児童の被害性に配慮した支援を重視する姿勢が打ち出されている。とりわけ、「個々の子どもの特性・ニーズに符号する教育的・治療的に構造化された支援方法や非行などの行動上の問題など個々の問題性に対する効果的な改善・回復方法などを、日々の実践の中で検討し、精緻化していくことが重要となっている。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2006 p.6)」さらに、同報告書では、自分の被害体験や加害行為への認知が十分でない子どもは、「まずは自分自身の

被害性を受けとめ回復を図る中で、他者の苦悩などが感じられるようになり、被害を受けた当事者や地域社会に対して責任を果たそうとする態度を形成していくことは、真に社会的規範の内面化にも結びつくものである。(p.7)」と記している。

2011年には全国児童自立支援協議会が作成した『児童自立支援施設の支援の基本(試作版)』では、従来から児童自立支援施設で最重要の地位を与えられてきた、「育て直し」概念に対して「治療的養育」という理論から肉付けしている。注目すべきは、「(肯定的な)自己感の形成」を掲げていることである。とりわけ、子ども自身が自分史や自己物語を再編することや幼少時の記憶がない子どもの情報を収集し、伝達していくことの重要性を明確に打ち出している。

続く2014年には、これらの施策・実務関連文書を受けて、『児童自立支援施設運営ハンドブック』が刊行された。そこでは、新たに「育ちノート」についての言及がみられるなど、子どもの状況やニーズに対する視点が理論上、施策上は転換されたといえる。

このような児童自立支援施設の理念の根底には、近年の統計が示している「加害者性」と「被害者性」の混在という子どもの状況への気づきがある。これは児童自立支援施設に限ったことではない。児童自立支援施設を含む「非行臨床」³⁹領域では、2000年代初頭からこのような考え方に基づく理論が台頭し、広く支持されるようになってきた。

藤岡(2001)は、暴力の再生産過程を断つためには、「自分の感情に気付くということと、現実在即した認知ができるようになる(p.198)」ことが重要であると述べている。また、橋本(2004)は、「親の養育の問題は問題として認めながらも、彼ら自身が自分のことを客観的に捉えて、自分のした行動の責任をそれなりに受けとめることが必要(p.208)」と指摘している。

このように、「非行臨床」領域では、子どもの「被害者性」と「加害者性」の両方を統合し、自立を促すことが広く重視されるようになってきた。しかし、以上で挙げた運営要領や実務指針は、包括的な理念を提示してはいるが、児童自立支援施設の生活の中でそれらを具現化するための技法が十分提示されていない。ここに、まさにライフストーリーワークの導入意義がある。ライフストーリーワークがすべての子どものニーズに応えうるとは

³⁹ 本論における「非行臨床」とは、何らかの加害行為の結果支援の対象となった子どもや若者への支援領域を指す。具体的には、加藤(2003)の、「非行臨床とは、非行問題の解決・緩和をめざして、非行ラベリングされた少年が、自らの手でそのラベリングから自由になる過程を援助する心理・社会臨床活動である(p.47)」という定義を採用することとする。

思えない。しかし、最古の児童福祉施設である児童自立支援施設における新たな支援の導入の試みとその検証が社会的養護全体に与える影響は重大だといえる。

第2節 児童自立支援施設におけるライフストーリーワークのプロセス記述

第3節以降のケアリーヴァーへのインタビュー調査に先立って、児童自立支援施設におけるライフストーリーワークのプロセスを提示しておこう。

このモデルケースにおける支援対象は、児童自立支援施設に入所中の15歳の男子A君である。A君のライフストーリーワークの過程を3段階に分けて示すこととする。

【第一段階】（情報収集と信頼関係構築の過程—入所後6か月～1年）

入所後3か月は、他児の容姿に対する執拗な中傷や陰口、喧嘩、など大小さまざまな対人トラブルが発生した。そのたびに、生活支援者が「今まで自分が同じようなことをされた嫌な気持ちになったことはない？」「同様のトラブルを起こした経験はない？」と訊くが、「分からない」「覚えていない」と話が続かなかった。人が嫌がることをしてはいけないと指摘しても、「自分もされていただけ、嫌ではなかった」「口で言っても分からないなら叩くと言われていたし、それが当たり前」と主張し続けた。

入所後6か月ほど経つと、甘えを適切に表明できるようになったことと併行して、生活が安定してくる。就寝時間に童話を読んでほしいと言うので枕もとで読むことを続けるうちに自分の被害体験についても語り出した。次第に「家族は殺したいほど嫌い」「自分がぐれたのは全部親のせい」と否定的な感情表出が増えてきた。日中の生活場面でも個別の関わりを求めることが増え、自分語りをする中で「1歳の時に乳児院に入所した理由を知りたい」「こんな所（児童自立支援施設）に入所させられた理由がわからん」「本当のお父さんに会いたい。僕を引き取ってくれるはず」と疑問や要望を表明してきた。

そこで、生活支援者が「今までいろいろあったんだね」「これまでの出来事で楽しかったこと、嫌だったこと、全部ひっくるめて人生のおさらいをしてみない」と提案した。するとAは照れながらも「やってみようかな」と言うので、生活支援者がAと話をする時間を週1回取ると約束した。

Aと生活支援者の話し合いと並行して、実母や他の専門職からの情報収集を開始する。実母からは、Aの成育歴や子育ての様子について聞き取りをした。またAの現在の気持ちを徐々に伝えていった。Aが実父と再会したがっていることを伝え、将来的に実父にAが連絡を取る可

能性があることを伝え、了承を得た。同時に、ライフストーリーワークの実施についても説明した上で了解を得た。

生活支援者と児童福祉司、児童心理司の三者でライフストーリーワーク計画会議を行った。Aの現状についての情報交換をした上で、リスクを鑑みてもAにとってライフストーリーワークが有益であると判断した。児童福祉司は家族についての情報収集（実父に居場所、出生時の情報、過去に入所していた施設の職員からの聞き取り）と第三段階のライフストーリーブックの作成過程を担当することになった。

【第二段階】（事実を受け入れていく内面化の過程—入所1年～1年3か月）

第一段階で生活支援者が母や児童福祉司から得た情報（幼少時の児童養護施設の入所機関や理由）をAに少しずつ伝えていく。それに伴い、過去に受けていた虐待的養育の記憶や感情が俎上に上がってきたので、それらを言語化していった。一方で、生活場面での感情的になることが増え、一度は収まりかけていた対人トラブルが再発し、生活が不安定化した。

過去の情報を一通りAに伝えたところで、10年ぶりに実父との再会を果たした。Aは、自分と父の容姿が似ていると喜んだ。父からは、小さい時のAにまつわる話を聞いた。それ以降、Aは実父に連絡は取らなかったが、生活場面での実父に関する発言は目に見えて減少した。

実母からは、Aが知りたかった出生時の状況、名前の由来を直接説明してもらった。また、お互いに過去の出来事や辛かった気持ちを表明して一旦は気まずい関係になったが、その後面会を重ねていくうちに次第に和解していった。これを境に、生活支援者はAが受けた「不適切な養育」はAの責任ではなかったことを伝えつつも、父の薬物依存や母の子育てのストレスなど、当時の家族の状況に説明を加えていった。母との和解とAがこれらの説明に理解を示したことは同時進行であった。

生活支援者とのライフストーリーワークが1年を過ぎた頃のセッション開始直後に他児との間に起こったトラブルについて触れ、「自分がされて嫌だったことをBにしてしまった。自分がされて嫌なことを人にしてはいけないと気づきました」と自発的に反省の弁を述べた。この頃から徐々にAの言動に変化がみられるようになり、対人トラブルが減少していった。

入所直後は全く納得していなかった児童自立支援施設入所についても、繰り返し非行事実を確認し、A自身が「結構いろんな所で迷惑かけてきたんだ」と気付いたことや、母との和解を経て、「お母さんは、僕が憎くて施設に入れたのではない」と理解したことで、「今はここでがんばろう」と前向きに捉えられるようになった。

【第三段階】（ライフストーリーブック作成過程—入所後1年4か月～退所まで）

「ライフストーリーブック」作成の過程は、Aが児童福祉司と二人で行った。児童福祉司はAを5年間担当しており、すでに十分な信頼関係が構築されていた。

初回に、「月2回、12セッション、児童相談所で日中に行う」ことを契約した。その際「ライフストーリーブック」と事前に母や施設から集めておいたAの幼少時の写真を見せると喜んだ。

セッション1～3回では、児童自立支援施設入所前の身長や体重、趣味の話、非行行為や入所に至った経緯をおさらいしながら、今のAが入所前に比べていかに心身ともに成長したかと振り返った。入所前の写真と現在の写真を見比べながら、見た目や内面の変化を描き進めていった。

セッション4～7回は、過去の話を中心に進めた。その際、「親も悪かったけど、自分の非行の原因を親に全部押し付けるのは間違っていたかもしれない」と述べ、「児童自立支援施設に入所するのは本当に嫌だったが、入所して成長したし、これからは家族ともうまく生活していける」と述べた。

セッション8回目以降は、Aの未来について話題に移行していく。その際には「非行行為を繰り返さないためにはどうするか?」「児童自立支援施設での頑張りをキープするためには具体的にどのような生活をすればいいのか」「以前のように家出したとしても、いかに非行以外の手段を選択しながら生きていくか」など、再非行防止のためのシミュレーションを取り交ぜた。また、許可外出時には自分の成育歴の詳しい様子について母から聞いてくると言う「宿題」を出しながらライフストーリーブックの中身を徐々に付け足した。

予定通り12セッションを行い、Aと児童福祉司が相談して「ライフストーリーブック」の半分ほどを書き込み、退所の際にAが持ち帰った。（徳永、2011、pp.49-52）

このモデルケースでは、【第一段階】で生活支援者との関わりの中でAが表出する感情を受けとめられる体験を積み、Aの言動を過去からの延長上に捉えようと対話を重ねた。

【第二段階】では、Aの過去の出来事に説明が加えられ、「過去を過去のもの」として収めていった。【第三段階】では、実施支援者が児童福祉司となり、「ライフストーリーブック」を用いて、Aの被害者と加害者の両側面を取り入れつつ現在・過去・未来についての再度の振り返りと記述を行った。このような過程を経て、Aはそれまで自己を位置づけていた

「非行児童」というアイデンティティから脱していったのである。

このような取り組みや支援者と子どものやり取りは、児童自立支援施設をはじめとする生活臨床の場では、これまでも生活場面面接や生活指導などとして行われてきたものであろう。しかし、それをより意図的かつ体系的に行うことにライフストーリーワークの意義と有用性があるといえる。

このモデルケースは、ライフストーリーワークの目的の一部をカバーしているに過ぎないが、鍵となる要素が含まれているといえる。

第3節 ライフストーリーワークを実施したケアリーヴァーへの聞き取り調査

第1項 調査目的

日本でライフストーリーワークを行った社会的養護当事者を対象とする意識調査は見られない。そこで、本調査の目的は、ライフストーリーワークを行った当事者を対象に聞き取りを行い、その効果や課題を明らかにすることとする。

日本の社会的養護児童全体の中で、児童自立支援施設の入所児童の割合はそう多くはない。しかし、本調査で児童自立支援施設を取り上げることの意義は、以下のインタビュー協力者の経歴からも分かるように、①他の社会的養護の施設を経て入所してくる児童が多く、子どものニーズや社会的養護の生活の内実を反映させる、②両親の離婚や貧困、学力、家族歴などのさまざまな社会や家族の問題や社会的排除が凝縮されて表われていること、が挙げられる⁴⁰。

第2項 調査概要

(1) インタビュー協力者(2名)の略歴

① A君(児童自立支援施設入所歴12才～15才、インタビュー時年齢19歳)

A君が1歳ごろに父母離婚。その後父親が引き取るが、養育困難から乳児院に入所。その後、母がA君が養護施設に預けられていることを知り、再婚を期に引き取られる。しかし、小学校中学年ごろに実母と継父の子どもが誕生し、A君と継父の関係悪化が原因で家出、万引きなどを繰り返し、児童自立支援施設入所となる。家庭引取り後、断続的に家族

⁴⁰実際に、児童自立支援施設は児童福祉の「最後の砦」と評されることもあるほど、他の社会資源では支援が不十分だと判断された子どもが入所している施設である。

からの虐待があることがAくん自身の証言や児童相談所の記録から認められる。

②B君（児童自立支援施設入所歴 13才～15才、インタビュー時年齢 20歳）

両親の離婚のため、父親とは1歳で離別。母が引き取るが、幼少期から生活困窮のため児童養護施設への入所と退所が繰り返された。小学校高学年で児童養護施設に再入所した後に再度家庭引取りとなるが、中学校入学直後から勉強についていけなくなったことから、中学校にはほとんど登校せず、万引きや器物破損などの行動がみられるようになり、児童自立支援施設に入所した。

A君、B君共に「アルバム作り」と称してライフストーリーブックに類するものを作成した。誕生から現在、未来という時系列に沿って、アルバムに写真とその時々の物語や気持ちを書いた紙を貼っていった。

(2) 調査方法

児童自立支援施設 A 学園において、ライフストーリーワークを実施したA君及びB君にインタビューを実施した。

インタビューは、A 学園で行い、時間は1時間～2時間であった。なお、本調査の実施に際しては、「京都府立大学倫理委員会」の許可を得た。インタビューへの参加及びインタビュー結果の公表について本人に説明し（未成年者の場合は保護者からも）、文書による同意を得た。

(4) インタビューの内容と形式

ライフストーリーワークに取り組んだ感想や退園後の生活との関連について、筆者がいくつかの質問をしながらも自由にライフストーリーワークの経験を語ってもらう「半構造化面接」の手法を用いた。

第3項 結果

インタビューの結果について、調査協力者の語りは斜体（イタリック）、インタビュアーの質問や補足については括弧書きで示す。

インタビューの中で、①ライフストーリーワークをやって良かった点、辛かった点、②ライフストーリーワークに取り組むときに重要だったこと、③施設生活を通じて達成したこと、に関する協力者の語りを以下にまとめている。

①「ライフストーリーワークの良かった点」

【Aくん】

「(ライフストーリーワークは)なんか特別な時間というか……やっぱ二人でゆっくり話せるし…ほんまに先生のことをお母さんみたいに思っていたから」

「(正直に話しても)別に恥ずかしいとは全然考えなかったです。本当に思いのまま、自分が思ってたことを全部言った。」

その理由として、Aくんは以下のように述べている。

「(これまでの成育歴、被虐待体験について) やっぱ誰かに聞いてほしいという気持ちは強かった」「(それまでは)ただファイルに書かれるだけで、気持ちが伝わるわけじゃないから、逆につらくなるというか」「ちゃんと自分の気持ちをわかってくれて、あの、話したことはなかったですね」

「昔話が楽しかったんやな。楽しかったことが思い出せたみたいな。」

反対に、ライフストーリーワークをやるなかで辛いことはなかったかと聞くと、A「それはなかったかな。まあ逆に言えば、気持ちが楽になった」「もう気持ちが楽になるとか、やっぱわかってくれるやなあとか。やっぱ一緒になって泣いてくれるし」と述べている。

【Bくん】

Bくんは、「(ライフストーリーワークをやって)良かったって思えるのが、やっぱり今までの育ち方を改めて見れるじゃないですか。思い出したりできてよかったなと思います。」

「もし(入所中に)オトンに会わなかったら会わなかったで、絶対いつかは会いたって思うじゃないですか……だから会っという正解だったとは思ってます。」

ライフストーリーワークで新たな事実を知ったことについて、「(父親の)名前なんか、年齢も知らなかったですよ。写真とかも全部顔が無かったんで。」と語っている。

さらに、ライフストーリーワークの過程で父について知るうちに興味を持ち、Bが父の本籍地に手紙を送ったことがきっかけで父と再会できたことについて以下のように述べている。

「(実父について) そりゃ、知りたかったですね。やっぱり、教えてもらってなかったからね。」「今考えたらやっぱり、自分のオトンじゃないですか?そういうので知りたかった

んで、顔を見れたことに対しては嬉しかったですよ。あ、こんな人なんやあって」

Aくんにとっては、ライフストーリーワークが施設生活のなかでは貴重な個別の時間であったこと、また、これまでの生育歴の捉え直しを支援者と共に行えたことに価値を見出していることが分かる。

一方で、Bくんは、それまで知らなかった父親の情報を知ったこと、さらに父親との再会ができたことを重視している。

②ライフストーリーワークを行う際に重要だったこと

A「仮にこれが先生（インタビュアー）とじゃなかったら、違ったかも分からないですけど……3年も一緒に過ごしてたから恥ずかしいもクソもないでしょ。」

B「……自分の過去の話は、信じた人にしかならないって決めてたから。（インタビュアーを）信じとったんです。」

「やっぱ言った方がすっきりするしね。で、僕の事もっと分かってくれるじゃないですか。そこが（良かった）はい。」

「まあ聞いてくれるだけで溜めてるのを言えるから、ぜんぜん落ち着いた。」

ライフストーリーワークを行う支援者が信頼できる他者であること、また、ライフストーリーワーク以前の関係性の重要性が述べられている。

③「ライフストーリーブック」について

A「これは（アルバム）もう、絶対に持っていきました。退所したから〇〇（実家）に持って行って、それから〇〇（引っ越し先）に持って行って、それから前の彼女一緒に住んでいたからそこに持って行って見せた……別れてから〇〇に持って行って、（その後警察に）捕まって〇〇に行くことになって、そこから〇〇にも持っていった」

Bもライフストーリーブックを2回の引越しでは持っていつている。では、どのような時に開いて見ているかというところ、「まあ調子良い時にはあんま見ないですね。しょぼーんとしている時とか（に見る）」「（仕事がうまくいかない時とか？）そういう時に見る位ですかね」

A くん、B くん共に、ライフストーリーワークの過程で作成した「ライフストーリーブック」は、退所後数年しても大切に保管していることが分かった。実際、両者とも筆者の求めに応じてインタビュー当日に持参してくれた。特筆すべきは、A は彼女に自分を理解してもらうために活用しており、B は落ち込んでいる時に安心感を得るために活用していることであろう。「ライフストーリーブック」には、さまざまな使用用途が考えられる (Rose と Philpot 2012)。重要なのは、ケアリーヴァー自身が退所後も手元に置いておける何らかの「成果物」があることで、退所後の人間関係や生活の安定に多少なりとも貢献しているといえる。

④「ライフストーリーワークの方法について」

最後に、インタビュアーが社会的養護児童たちと今後ライフストーリーワークを実施するにあたって改善すべき点があるか質問した。

A 「写真は何枚あってもいいですもんね」

「入って (学園入所してから) 半年とかからやった方がいいんじゃないですか。…… (入所して) すぐにやっても、お互いの信頼がない (から難しい) ということか」

B 「写真 (を貼る) だけではやめといた方がいいですね……ちゃんとこういう言葉を書いてくれてるじゃないですか。それで、こんな事やっててんなあとか思いつく。」

⑤「ライフストーリーワーク後の人生」

最後に、自分の生育歴について詳しく知ったことによる影響や現在の家族関係について質問した。

【A くん】

A 君 「おかんも、こん時 (A が幼少時に児童養護施設に入所した時) はどういう理由があつてっていう話をしてもらって、あーそうやったんやなあて。自分が誤解していたんやなあて、まあ話せるようになったかな」それまでは、「昔のことはとにかく憎しみっていうか……家族みんなを恨んでたから」

このように、母親が A くんを施設に預けた理由については理解したものの、退所後は、感情的な衝突を繰り返し、長期間家出をしていた。しかし、家出中に警察に逮捕され、少年院送致になる可能性もあったが、その時に母親が身元引受人になってくれたことで、関

係が修復されたという。

「やっぱ、(母親に)腹立つことはあるけど、でも(退所後に警察に逮捕された時に身元引受人をしてもらって)やっぱ結局、帰るところは一つしかないわけですから……やっぱ親って大事なんやなって……いざって時に頼りになるし。」

Aくんは、退所後に逮捕されるという劇的な事件が引き金となって、母親との関係が現在は修復されているように見受けられる。しかし、未解決の感情を抱えていることにはかわりはなく、今後も時間の経過とともに何らかの衝突や軋轢が生じるリスクがないとは言い切れない状況にある。

【Bくん】

Bくんは、インケア中は父親との再会を純粹に喜んでいて、退所後に父と会うようになったからは複雑な感情を感じ始めたようだ。

「…オトンがいらんつつたから、オカンのところに行ったんでしょ？…それにやっぱ腹立ってきて。」

Bくんは父親に対して複雑な感情を抱いたのは、母子家庭で生活する寂しさからだったと述べている。

「やっぱ、(両親揃って)育てて欲しかった」

「…オカンはオカンで仕事、バイトばっかじゃないですか。んで、頼れないじゃないですか……(小さい時は)親と一緒におりたかったと思いますよ。そりゃ」

このような未解決の感情をBくんは退所後に直接父親にぶつけたという。

「オトンに(退園後)会った時に、『今まで何でや?』てきいたら、なんて言うとしたかは忘れたけど、「今までごめんな」としか謝らなかつたですね。」

この返答に納得がいなかったB君は、結局父親とは連絡を取っていないという。

これらの語りから読み取れることは、インケア中にライフストーリーワークを行ったとしても、退所後の支援が必要だということである。

特に、Bくんは、インケア中のライフストーリーワークを行うまで全く情報がなかった父親のことを知り、再会を喜ぶという段階から、退所後に冷静に父に対する複雑な感情が表出するまでには時間を要したことがわかる。しかし、その時点ではBくんはすでに児童

自立支援施設を退所しており、自力でこのような複雑な感情と折り合いをつけなければならなかったのである。

ライフストーリーワークとは、「生涯続いていくプロセス」である。ゆえに、18歳未満の子どもを支援対象と定める現行の児童福祉法の範囲内での支援には限界があるといえる。つまり、長期的視点に立ったライフストーリーワークが求められていえるだろう。

⑤ 児童自立支援施設での生活について

Aは、「(学園生活については)今の生活がしんどい時とかつらい時によく思い出します」

「学園に来てよかったなあっていう(のを思う)」と述べており、その理由を、

「自分の性格も多少変えれたし……人を信用することをまあ覚えれたというか」

「(それまでは)おとなは全員敵やと思ってたし、誰か助けてくれる人がいるっていうか、大事に話を聞いてくれる人がいることにも気づいた」

「(退所してからも)学園が一番頼れるところやってずっと思ってたからね」

「(退所してから)まあ甘えたなんは直ってないけど、だいたい自分で考えれるっていうか、自分で解決できる力をつけてきたかな」

Bは、児童自立支援施設入所前の児童養護施設での生活を含めて、社会的養護で育ったことを前向きにとらえている。

「やっぱ施設にいったことによってしっかりした面はいっぱいあるから。もしそうでなかったら(施設に入らず母と規則の無い生活を送っていたら)逆に甘く生きてたんじゃないかな？」さらに、児童養護施設で身についた術として「いつもニコニコしていること」を挙げている。

児童自立支援施設で一番学んだこととしては、「自分が悪い事せんようになった。…なんか、我慢できるようになったというか。」と述べている。

第4節 分析

第1項 ライフストーリーワークの効果

以上のインタビューの結果から、ライフストーリーワークの効果や意義は、①特定の支援者との個別の時間が取れること、②新たな情報を知ることによって自己と家族についての理解が促進されたこと、③退所後も手元においておけるようなライフストーリーブックの作成、

④被虐待体験や離別・喪失体験について語れたこと、⑤非行児童というアイデンティティからの脱却、の5点に集約することができるだろう。以下で、これらを詳しくみていこう。

まず1点目の、個別の時間の確保については、現在の社会的養護体制の弱点についての極めて重大な指摘だといえる。なぜなら、ライフストーリーワークをしなければ、自分や家族についての対話をする場や支援者が確保できないことを意味しているからである。

2点目は、「知る権利」の保障と自己物語の再編という効果は、ライフストーリーワークの最も基本的な目的を達成したことを意味する。2人の語りからは、15歳になるまで非同居親に関する情報が圧倒的に不足していたことや施設の入退所の理由などの情報を持ち合わせていなかったことが分かる。全般的にライフストーリーワークを行うことで、自分の成育歴を改めて捉え直し、今まで意識していなかった「楽しかったこと」を思い出しながら、自己物語の再編が促進されたことは大きな効果として捉えることができよう。

この点も、社会的養護の体制に対して有益な示唆を与えてくれる語りとして捉えることができる。2人が相当な長期間を社会的養護で暮らしてきたにも関わらず、このような基礎的な情報を得る機会が提供されてこなかったこと、加えて支援者に対して聞きたい、話をしたいという思いを抱かなかつたことは、個別のケアを置き去りにしてきた社会的養護全体の問題である。

3点目のライフストーリーブックの重視は、退所後の抛り所としては、ライフストーリーワークの成果物として大きな役割を果たしていると言える。しかし、インケア中のライフストーリーワークによって、家族や自らの境遇に対する意識が高まったとしても、退所後の生活が不安定で、支援が必要な局面に適切な支援がなければ、ライフストーリーワークの効果が半減してしまうのではないだろうか。2人の語りからは、親との衝突・決裂、家出や再非行などの出来事があった。しかし、Aくんが退所後に再非行をしてしまった際に、ライフストーリーワークで葛藤を表明していた母親が身元引き受けをすることで収束したことやB君がライフストーリーワークの過程で15年ぶりに再会した父親との関係に、退所後に悩みや葛藤を抱え、結局は父親と決別したことを考えると、退所後の支援の必要性が浮かび上がってくるだろう。その支援は、ライフストーリーワークである必然性はないかもしれない。しかし、2人の語りから見えてくることは、ニーズを感じた時に自らの意思によってアクセスできる場や人の必要性である。その1つの選択肢として、インケア中のライフストーリーワークによる自己物語の再編を退所後も継続して支えていくということとは重要な自立支援だと思われる。結果的に、ケアリーヴァーがエンパワーされ、

自立的にライフストーリーワークを行っていく程度の力を獲得することが本来の自立支援なのではないだろうか。前章までの当事者の調査や本調査からは、15歳という年齢がその力を獲得するには時期尚早であることは明らかである。

次に、4点目の被虐待体験や喪失・離別体験に起因するトラウマからの回復という点についてみてみよう。インタビュー協力者は両者とも心理治療はうけていない。しかし、加藤（2003）が非行臨床において当事者が自ら非行ラベリングから脱却するためには、「少年自身が了解可能な『非行の意味』の確認と、少年の力量に応じた具体的な現実目標としての課題を位置づけることである（p.48）」とし、現実的には、「生育史をとともにふりかえりながら生きる意味や価値を問い返すこと、とりわけ否定的な自己認知を肯定的にとらえ直し生活意欲を高めることが重要である（p.48）」と主張しているように、「ライフストーリーブック」を作成するプロセスに子どもの自己肯定感を高める効果があったと思われる。

とりわけ、これまで知らなかった施設入所時の母親の状況を理解したこと、自分の生育歴上のポジティブな経験や思い出とネガティブな経験を他者と共有することを通じて、過去のトラウマ体験に対しても「気持ちが楽になる」という効果がうまれたといえるだろう。

最後に、5点目のライフストーリーワークの持つ脱アイデンティティの効果についても触れておこう。インタビュー協力者の語りからは、施設生活でさまざまな成功体験や承認体験を積んだこととライフストーリーワークにおける生育歴の捉え直しや非行行為への意味づけの相乗効果によって、自己アイデンティティが、「解決力がある自分」や「忍耐力がある自分」に変化したと認めていることは注目に値するだろう。

この点を Maruna（2001＝津富、河野 2011）は、犯罪から離脱し続けている元犯罪者の語りを分析した上で、「元犯罪者が犯罪から離脱するためには、自分自身のための、一貫した向社会的なアイデンティティを形成しなければならないと思う。そうするためには、彼らは、犯罪を行った過去（つまり、なぜそのようなことをしたのか）を説明し理解しなければならず、また、彼らはなぜ『以前のようでない』のかを理解しなければならない。

（p.19）」と述べている点と同じ意味である。Maruna の調査によると、犯罪から離脱し続けている人々は、「現在の善がほとんど必然的な結果となるように、否定的な過去の体験を現在に結びつけることで過去と現在の平衡を保っている。（p.121）」という。多くの犯罪離脱者は、自分の犯罪行為とその帰結である受刑経験でさえ、良い経験を積む機会として捉えているというのである。さらに、その経験を他者へ貢献すべきものとして認識し、さまざまな支援活動や執筆活用を通じて他者に伝達する意欲を感じている者も多いという。

このように、犯罪から離脱し続けるためには、非行経験のある子ども自身が自分のアイデンティティが入所前と入所後では異なるという自信をもち、施設入所したからこそ今の自分があると思えるようになることが重要なのである。

とはいえ、これらのプロセスのすべてをライフストーリーワークが担っているわけではない。2人の語りからは、生活の中での承認体験を通じてそのような認知を獲得したことがうかがえる。ライフストーリーワークは、そのような生活の中での体験や働きかけを補完するものであり、体系的に整理する機会を提供していたと推察することができる。

ライフストーリーワークによってもたらされた自己物語の再編は、退所後も継続されている。その過程では親との衝突・決裂、家出や再非行などのネガティブな出来事があった。ライフストーリーワークを軸に日本の社会的養護を捉えると、日本において子どもの自立をどのように捉えるのかという視点にも直結する課題である。

第2項 「非行臨床」におけるライフストーリーワークの留意点

児童自立支援施設は児童福祉施設であるが、「非行臨床」の側面を併せ持つ施設である。そのため、他の社会的養護児童とは若干異なる特殊な事情に留意しながらライフストーリーワークを行う必要がある。

特に注目したいのは、多くの子どもが離別・喪失体験やトラウマ体験などの「被害者性」と非行行為などの「加害者性」を併せ持っている点である。子どもの生育歴を捉え直す際には、これらのどちらも扱うべきであるということはいうまでもない。しかしながら、子どもの「被害者性」を扱うことばかりに注目し、会話の内容が偏重しないよう留意すべきである。なぜなら、加藤（2003）が「過去の負因に比重を置いた見立てがなされても非行克服の手がかりにはなりにくい（p.47）」と指摘しているように、子どもの過去に焦点化しすぎると、未来志向を得られないばかりでなく「少年の被害者性を強調しすぎると加害責任があいまいになるという隘路がある（加藤 2003:p.41）」というリスクが生じやすい⁴¹。上述のマルナの指摘のように、非行に至った経緯の理解や施設生活において達成してきたことに対する認識や施設生活の意味づけを行うほうが、退所後の再非行防止に繋がるといえる。

⁴¹ この点は、成人のDV加害者臨床でも、同様の指摘がある。信田（2008）は、加害者が自らの被害者性を自覚することで、被害者への共感性が芽生えるなどの重要性を認めつつも、被害者性の確立があまりに先立つと、加害者性の醸成が阻害されることを指摘している。

ここでは、支援者側の意識にも注意を払わなければならない。信田（2008）は、成人の加害者臨床では、「これまでに心理療法やカウンセリングに精通しているほど、彼らの被害者性を扱いたいという欲望に駆られてしまうだろう（p.161）」と指摘している。ライフストーリーワークは支援者の介入を前提とした支援技法である。ゆえに、支援者側の「欲」や「まなざし」を完全に排除することは不可能である。むしろ支援者側がある程度の「巻き込まれ」を想定した上で、継続的なトレーニングやスーパーヴィジョンを受けていくことが重要なのではないだろうか。この視点は、前章で取り上げた各種の調査でも主張された通りである。非行臨床においては、より高密度なトレーニングやスーパーヴィジョンがライフストーリーワークを実践する際の必須条件として強調されるべきであろう。

このような視点は、支援者の提示する恣意性やパターンリズムへの自覚という視点からも考慮すべきである。

Goffman（1984＝石黒 1984）は、精神病院などの「全制的施設（Total Institution）」の弊害として、「（施設での処遇が）治療的であればあるほど—それだけ、当該患者の上級の職員が、彼の過去は失敗であったこと、発病の原因は患者自身のうちにあったこと、彼の人生に対する態度が誤っていること、また彼がひとりの独立した人間でありたいと願うなら他の人びととの関わり方ならびに自己自身についての考え方を変えなくてはならないことを論証するのを聞かされることになるのである（p.158）」と指摘している。すなわち、「全制的施設」では、患者はそれまでの人生や認知をほぼ全て否定され、自律性や自己決定が剥奪され、患者の無力化が図られるという。その結果、入所者はその場（施設）で生き延びるためには、新たな行動様式や立ち位置を否が応にも身につけていかなくてはならない。

Goffman の問題意識は、施設入所を伴う「非行臨床」の場でも適応可能である。ライフストーリーワークの導入は、「全制的施設」においてはある意味不可避なこのような弊害を改善する 1 つの手立てとなる可能性を持っている。なぜなら、ライフストーリーワークの理念は、子どもがこれまで獲得してきた自己像や生育歴や認知を確認した上で、支援者が異なる視点を提供しながら共に未来について考えることであるからである。これを「非行臨床」に転化すると、非行行為という入所前の問題をすべて当事者に帰するのではなく、非行行為を選択せざるを得なかった周囲の事情を捉えながらも、非社会的・反社会的な言動を脱学習することを念頭おいた支援を行うことを意味する。

子どもが自分の経験についての意味づけを行うプロセスにおいては、支援者の働きかけ

がパターンナリスティックなものにならないよう留意すべきである。一般的には、大なり小なりの対人支援がパターンナリスティックな側面を含むことは否めない。しかし、その程度が問題となる。片瀬（2013）は、イリッチの掲げた「医原病」を軸とする現代医療批判を例に挙げ、専門家の過度な関与やコントロールによって、現代では「病気にともなう苦悩や痛み、さらには死に対する健康な反応が麻痺させられる（p.211）」と指摘している。これをライフストーリーワークの支援者に置き換えると、当事者の過去の出来事や現在の認知を過度にコントロールしたり、先回りしてポジティブな意味づけを与えることが、結果的に当事者の「悩むこと」や「痛みを感じること」を通じてしか獲得できないものを手に入れる機会を剥奪してしまう危険性を示唆しているといえるだろう。

一方で、当事者が1人で自分の生育歴にまつわる情報を収集し、それらを捉え直していくことは、1章で述べたようにリスクを伴うことも想定しておくべきである。そのため、当事者のニーズや希望に添った一定程度の支援が必要であることに疑念の余地はない。

つまり、支援内容と支援者の視点や自覚が求められているのである。したがって、適度なパターンリズムを行使し、当事者が自己決定力を育めるようなライフストーリーワークが求められているといえる。

第3項 ライフストーリーワークと生活支援の協働

それでは、ライフストーリーワークが効果を発揮するためには生活の中ではどのような支援が必要なのだろうか。

ケアリーヴァーの語りには、ライフストーリーワークを行うか否かにかかわらず、日々の生活における「重要な他者」との信頼関係を通じて自分が大切にされる経験、自分を理解し、受け入れてもらっている実感が成長を促進した要素として挙げられている。これは、「治療的養育」の最も基礎的な部分である「安全感・安心感の回復」「被保護感の形成」を指しており、この土台なしにはライフストーリーワークが目指す「自己物語の再編」はなしえない（西澤 2013）。つまり、ライフストーリーワークを行う大前提として、支援者との関係性の構築、生活の安定が必要とされている。

さらに、ライフストーリーワークを一種のプログラム教育と捉えると、生活支援者とプログラム教育の支援者という専門職間の連携の重要性も忘れてはならない。

藤岡（2014）は、施設内でグループワーク等のプログラム教育を実施する際に、生活支援者とプログラム支援者間の連携が参加者の変容を支えていく重要な要素であると指摘し

ている。プログラム教育で学んだことを実際に行動に移し、個人の変容を促進し、強化するためには、生活場면을試行錯誤しながら練習する安全な場として機能させていくことが重要である（徳永 2014）。これをライフストーリーワークに置き換えると、ライフストーリーワークの前後に子どもが不安定化した場合、生活の場でフォロー体制を組むことが重要である。このような生活環境は、児童自立支援施設だけでなく、少年院や刑務所などの「非行臨床」を担う施設では比較的提供しやすいだろう。ここに、Goffman の批判する「全制的施設」の閉鎖的機能を有効活用する可能性を見出すことができる。

これらを総合すると、ライフストーリーワークは、様々な工夫や改良を加える必要があるものの、日英においてこれまでライフストーリーワークを提供する対象として想定されてきた社会的養護児童への支援という枠を越えて、非行臨床においても有効であるといえる。さらに、アイデンティティの確立というだけではなく、脱アイデンティティという効果を視野にいれたものになる可能性を持っているといえる。

第4項 本調査の限界と今後の課題

最後に、本章で取り上げた調査の限界と今後の課題を付け加えておきたい。

本調査は、ライフストーリーワークを行った支援者自らがインタビューを実施したものである。一定の関係性が形成されていたために、インタビュー協力が自らの内面について開示してくれたことは肯定的な側面であろう。しかし一方で、彼らが筆者に遠慮したり、筆者の要望を過度にくみ取ることで、返答に偏りが生じてしまったという限界点は否めない。特に、ライフストーリーワークや施設生活についての批判などについては、調査協力が十分発言することができなかつたのではないだろうか。また、本調査は協力が2名とごく少数であることから、この結果を社会的養護児童全般へのライフストーリーワークの有効性として一般化するには限界があるといわざるをえない。

これらの反省点を踏まえて、今後は、中立的な第3者がより大規模な調査を行うなどして、広範囲のニーズや実施状況を把握し、現在日本で行われているライフストーリーワークの有効性や改善点などを導き出す必要があるといえよう。

第4章 日本の社会的養護におけるライフストーリーワークの現状と課題

第1節 日本の社会的養護におけるライフストーリーワークの現状

第1項 各種指針における位置づけ

本論では、ここまで日本の社会的養護の当事者の語りからライフストーリーワークのニーズや意義、効果について論じてきた。本章では、それらを念頭におきながら、日本におけるライフストーリーワークの現状と課題を検討していく。

まず、社会的養護の諸施設の運営を規定する法令や指針においてライフストーリーワーク(または、それに類する支援)がどのような位置づけを与えられているのかみてみよう。最もマクロレベルの指針としては、2012年に厚生労働省が出した「児童養護施設運営指針」が挙げられる。そこでは、社会的養護の原理として「あたりまえの生活」を保障することや、①家庭的養護と個別化、②発達の保障と自立支援、③回復を目指した支援、④家族との連携・協働、⑤継続的支援と連携アプローチ、⑥ライフサイクルを見通した支援、の重要性が説かれている。さらに、同指針「5. 養育のあり方の基本」の(2)養育のいとなみにおいては、「社会的養護のもとで養育される子どもにとって、その子にまつわる事実は、その多くが重く、困難を伴うものである。しかし、子どもが未来に向かって歩んでいくためには、自身の過去を受け入れ、自己の物語を形成することが極めて重要な課題である。

(厚生労働省 2012年:p.7、強調引用者)」と明記されている。さらに、(3)養育を担う人の原則、では「養育とは、子どもが自分の存在について『生まれてきてよかった』と意識的・無意識的に思い、自信をもてるようになることを基本の目的とする」ことが謳われている。

次に、全国児童養護施設協議会(2008)がまとめた啓発指導指針『この子を受けとめて、育むために一育てる・育ちあういとなみ』をみると、子どもが事実を受けとめるためには、子どもに寄り添う支援者の存在や姿勢が重要であると記されている。

里親やファミリーホーム分野では、全国里親委託等推進委員会(2013)が発行した『里親及びファミリーホーム養育指針ハンドブック』の中の「子どものルーツと実親との関係」において以下のような言及がみられる。「人生のさまざまなイベント、子どもが関わってきた人や物などを写真や絵や文章でまとめるライフストーリーワークは、子どもが自分を『他者とは違う固有の存在』『尊厳を持った大切な自分』であるという気づきをもたらしますが、

行う際には十分な準備が必要です。(p.78)」とその重要性を説きながらも、慎重な姿勢も併記している。

このように、近年の実務指針では、ライフストーリーワークまたはそれに類する支援の必要性を打ち出しているといえよう。

さらに後押しするものとして、社会的養護を担う児童福祉施設の小規模化が挙げられる。厚生労働省(2011)は、『社会的養護の課題と将来像』において、「今後10年間をかけて、

(a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム、(b) 概ね3分の1が、グループホーム、(c) 概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設はすべて小規模ケア)という姿に変えていく。」としている。

これが実現すれば、日々の生活の中でより細やかな子どものニーズに対応できる可能性が高まる。少なくとも、ライフストーリーワーク実践が展開しやすい子どもの個別性を重視した環境作りの出発点にはなるだろう。

第2項 日本でのライフストーリーワークの実践状況

日本では、ライフストーリーワークという枠組みを用いた実践は緒についたばかりである。しかし、近年では、日本各地でライフストーリーワークの実践報告や調査報告が散見されるようになってきておる。ここでは、まずそれらを概観しておこう。

まず、2000年以前に発表された2つの取り組みについてみてみよう。児童養護施設の取り組みとしては、大阪府下の高鷲学園における「進路合宿」が挙げられる。1991年から行われているこの取り組みは、子どもの生育歴について児童指導員と子どもが相当な時間をかけて整理し、それを他児の前で発表する機会を年一回設けている。当初は中学3年生を対象としていたが、その後、小学3年生以上を対象として取り組みが続けられている(才村、2008(a))。これは、成育歴の捉え直しという要素が入っているものの、集団で発表し、お互いの経験や意見を認め合うという面では、日本固有の教育手法である「生活綴り方教育」⁴²の影響が含まれるという見方ができるであろう。

⁴² 志摩(1992)によると、「生活綴り方とは、生活世界を対象とする書き・綴るという文章表現活動を通して、言語能力を育てるとともに、書かれた作品を中心に話し合うことを通じて、主体的な人格の形成をめざす仕事をいう。(p.106)」と定義されている。このような、「書かれた作品」を通じて体験に意味づけを与えていく点はライフストーリーワークと類似していると思われるが、子どもが自力書きあげた「作品」を中心に他児と話し合うことを重視している点はライフストーリーワークとは若干異なる教育実践としての志向性が強いことがうかがえる。しかし、日本固有の実践であるため、日本におけるライフストーリーワークを考える際には重要な示唆を得ることができるだろう。

日本で初めて、ライフストーリーワークという言葉を用いて実践をしたのは、家庭養護促進協会・神戸事務所における里子・養子への支援であろう。同事務所のワーカーが1990年代後半に英国でライフストーリーワークを学び、日本の実情に即して実践を始めた。主に、「ライフストーリーブック」を用いながら日本の実情に即して実親の了解を得ながら、養子への真実告知を行うことで子どもの安定を図ってきた（才村、2008(a)）。

次に、実践報告や研究報告が散見されるようになった2000年以降の文献を整理してみよう。

まずは、実践報告やそれに類するものをみていこう。

上述の家庭養護促進協会・神戸事務所のワーカーである米沢（2007）は、かねてより実践してきた里親委託や養子縁組された子どもへの告知を取り上げ、幼少時からの告知を推進する上で「ライフストーリーブック」やライフストーリーワークを導入する必要性を説いている。

児童養護施設の児童指導員である早川（2008）は、自尊感情の回復に向けた支援の一環として「生い立ちの整理」の重要性を論じた。親と暮らせないことで自分自身に価値を見いだせない子どもに対して、従来と異なる説明を行うことで、「子ども自身が生まれながらにして持っている本来の価値に対して確かな理解を根付かせること」（p.33）が、子どもの自立につながると述べている。

これらの論文と同時期に、対人支援者を対象とした専門誌である『臨床心理学』にて、「子ども臨床において事実を分かちあう」という特集が組まれた。その中で、才村（2009）は、非血縁親子（特別養子、生殖医療で生まれた子）が直面する出自を知る権利と真実告知について述べている。檜原（2009a）は、社会的養護児童へ自分の成育歴や家族の状況を説明することの必要性もさることながら、日々の養育の質を向上することの重要性を説いている。

2010年前後から、ライフストーリーワークという固有名詞を出す論文が散見されるようになってきている。例えば、平田（2010）は、里子が自分の生い立ちを納得するための支援は①里子や過去の情報を知りたいと思ったときに、情報を参照できるようにしておくことが必要であること、②里子が自分の納得する際には「里子や里親制度が存在する理由の理解」「実親に対する思いの肯定的変化」「同じ境遇の人との交流を通じた自己肯定」があることを明らかにしており、前節のケアリーヴァー調査の結果との共通点が多いといえる。

山本（2010）は、児童相談所において、子どもの措置機関としての責任を果たすための取り組みの一環として真実告知（入所理由の説明を含む）に重きを置いたライフストーリーワークの取り組みを紹介している。さらに、告知後の「不安定化」についても言及しており、それを軽減するためには日々の職員との関係づくりや幼少期からの告知の重要性について触れている。

2011年には、筆者が非行臨床におけるライフストーリーワークについての実践報告を行った。そこでは、非行臨床領域で出会う子どもの中には加害者性だけでなく、被害者性を持つ子どもが多いことから、非行臨床においてもライフストーリーワークの効果があることを主張した。同時に、これまでライフストーリーワークの射程範囲に入っていなかった加害者性という側面を含んだ非行臨床での応用には特有の留意点があることを合わせて主張した。さらに、生活支援者が行うライフストーリーワークの限界を踏まえ、多職種連携の重要性を説いた（徳永 2011、2012）。

その後、才村眞理&大阪ライフストーリー研究会（2012）が「ライフストーリーワークをはじめるとあたって」という冊子を刊行した。日本の実情に応じて作成された日本で初めてのライフストーリーワークの手引きである。この手引きの内容の大部分は、「セッション型」のライフストーリーワークを想定していることから、実施回数も児童相談所の実情に合わせて8回と設定している。

ライフストーリーワークと関連する文献で近年増加傾向にあるのが、社会的養護における「育ちノート」「育てアルバム」に関するものである。この取り組みは、2010年に国立武蔵野学院において『社会的養護の「育ち」「育て」に関する研究会』を設置したことで始まった⁴³。

「育てノート」とは、子どもに関する記録である。養育者が、子どもの成長や家族の状況を記し、措置変更や家庭復帰の際には次の養育者に引きついでいく。一方で、「育ちアルバム」は、子どもと養育者が共に作成し、子どもに手渡すことを想定したものである。一種のライフストーリーブックだということもできる。

河尻（2012）によると、これらの取り組みは「いずれも、子どもが生きてきた歩みをつなげ、自分の生き立ちの整理をするときに、『自分らしさ』を肯定的に実感するための大切な

⁴³国立武蔵野学院のホームページより
<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/22/syakai/sodachi2307.htm>

ツールとなることを目的としている。(河尻 2012: p.29)」ため、児童相談所の児童記録には掲載されないような子どもの成長過程における日々の些細なエピソードやストレンクス視点からの記録を含むことを推奨している。とりわけ、幼少期から社会的養護で暮らしている子どもや複数回の措置変更を経験した子どもにとっては、「養育者の思い、願い、メッセージといった主観的内容(河尻 2013: p.62)」が子どもにとって重要な情報となることが多い。河尻(2013)によると、近年では、「育てノート」「育てアルバム」の取り組み後に養育者が感じたことを振り返る「振り返りシート」を作成し、これらの取り組みを通じて子ども理解を促進するなど、養育者の質の向上にもつなげていこうとする動きがみられている。

「育てノート」「育ちアルバム」の特徴は、日本固有の取り組みとして国立の児童福祉施設に設立された研究会が発信していることである。ライフストーリーワークとの類似点が多く、「生活場面型」のライフストーリーワークと位置付けることもできる。今後は、ライフストーリーワークとの連携や使い分けなどを検討していくべきであろう。

次項では、ライフストーリーワーク実践をした支援者がどのような意識を持っているのか明らかにしてみよう。

第3項 ライフストーリーワークに対する支援者の意識

次に、支援者を対象とした近年の調査からライフストーリーワークについての認識を明らかにしてみよう。

才村ら(2008b)は、日本で初めて、ライフストーリーワークを実施した支援者にインタビュー調査を行った。対象者は、才村らが作成した日本版モデルブックを用いて8名の子どもとライフストーリーワークを実践した支援者である。

その結果は、日本へライフストーリーワークが導入されて間もなかったことから、「ライフストーリーブック」が提供する枠組みを活用することの重要性が明らかにされた。さらに、ライフストーリーワークという手法に対する周囲の理解や、子どもが不安定になった際のサポートを得ることの困難さを訴える意見が確認された。

子どもの権利擁護の視点から捉えると、ライフストーリーワークを子どもが自分の人生を主体的に生きていくために重要な取り組みとして位置づけられると認める支援者が大多数だったが、そのためには、職員側の準備性(Readiness)を高める必要があり、子どものニーズや安定度に応じて実施されるべきとのことが見出された。

その後、才村ら（2012）は、「子どもの知る権利擁護におけるライフストーリーワークのあり方」研究の一環としていくつかの調査を行っている。

2011年には、児童福祉施設職員14名を対象に、子どもの「知る権利」とライフストーリーワークの必要性に関する意識調査を行った。子どもの「知る権利」を保障することの必要性や重要性を感じているものの、子どもに真実を伝えていくことの不安や周囲や親の同意を取らなければならないことでライフストーリーワークの実施を躊躇することがあるため、スーパーヴィジョンやマニュアル、トレーニングが求められていることが明らかになった。

翌年には、ライフストーリーワークを実施した20名の支援者を対象とする調査も行われた。ライフストーリーワークの成果・効果として「現在の生活の落ち着き」「親から分離されたのは自分のせいではないと理解」「自己肯定感の醸成」「親への気持ちの表出ができ、親子関係の改善につながった」「未来の生活について考えられるようになった」などが見出された。さらに、ライフストーリーワークを通じて支援者が新たな視点を得るという効果も明らかにされた。例えば、パーマネンシーの視点を組み入れたり、代弁者としての役割を認識することができたようである。しかし、この調査においても、ゴール設定の困難さや引き継ぎ、トレーニング体制の不備や情報収集の方法が確立されていないことなどの課題が明らかになった。（才村 2012）。

その後、曾田（2013、2014）が児童養護施設におけるライフストーリーワークの実態調査（アンケート及びインタビュー）を行った。

アンケート調査によると、約600か所ある全児童養護施設においてライフストーリーワークや類似の取り組みを行っているのは2割程度であった（曾田 2013）。さらに、ライフストーリーワークや類似の取り組みを行っている8施設を対象に行ったインタビュー調査によると、1つを除くすべての施設が2000年代中頃からライフストーリーワークを開始していた。実践に必要なこととして挙げられたのは、生い立ちを大切にする日々の実践やライフストーリーワークの必要性に関する判断と共通理解を得ること、さらには、ライフストーリーワークを施設全体の取り組みにしていくことや入所理由を明確化することであった。さらに、ライフストーリーワークの実施者がケアワーカー、児童福祉司、心理士など、多職種にわたっている現状⁴⁴が示され、それぞれの立場の強みを生かす必要性が示さ

⁴⁴ このような職域のあいまいさは、それぞれの支援職の専門性が確立されていないことによるものであろう。早くは、1967年任用のあり方や専門職養成のあり方に起因する問題として指摘されている（東京

れた。(曾田 2014 : pp.65-68) 支援者の挙げた課題からは、ライフストーリーワークを実践する際のバックアップ体制の不備が明らかになった。

以上の支援者を対象とした調査からいくつかの課題が抽出された。

1点目は、ライフストーリーワークが機関または施設全体の取り組みとして認知されていないという点である。大きな要因としては、児童福祉施設や児童相談所の管理職や中間管理職が持つライフストーリーワークの理解度にばらつきがあることが考えられる。曾田(2013)の調査でも、ライフストーリーワークや類似の支援を実施している施設の7割において「一部の職員(職種)が必要に応じて実施する」との回答が得られているように、施設全体の取り組みとしてライフストーリーワークを実施している施設はわずかである。また、法律上も必要性が明示されておらず、ライフストーリーワークの効果測定もほとんど存在しないことから、ライフストーリーワーク実践に対するコンセンサスが形成されにくい。

他にも、日本では、ライフストーリーワークの理念と実践を学ぶためのトレーニングを受ける機会や個別のケースを丁寧に検討できるスーパーヴィジョンの機会がほとんどないという課題が挙げられていた。複数の調査結果からも、このような支援体制の不備がライフストーリーワークの実践を躊躇させる大きな要因となっていることは明らかである(才村 2012、曾田 2013)。

こうしたトレーニングやスーパーヴィジョンに関しては、筆者が所属する大阪ライフストーリー研究会⁴⁵が行ってきたピアスーパーヴィジョンや研修が先駆的な実践例として挙げられるだろう⁴⁶。しかし、全国的にはこの種の研究会が存在している地域はごくわずかである。さらに、ライフストーリー研究会のメンバーが講演や研究活動をしているが、残念なことに、その多くは単発的な関与に留まっており、ライフストーリーワークを実施する支援者が求めるような継続的な支援体制が欠如していることは明らかである。

都社会福祉審議会 1967)。

⁴⁵ 2005年より、関西圏の児童相談所や児童福祉施設の職員を中心に活動している任意の研究会。研究会は月1回程度開催され、ライフストーリーワークに関する情報共有や海外書籍の翻訳、啓発活動を行っている。

⁴⁶大阪ライフストーリー研究会のメンバーは、設立当初からピアスーパーヴィジョンという形式で支援し合ってきた。また、英国から専門のトレーナーを招聘するなどの研修機会を創出してきた。

第2節 まとめ：日本におけるライフストーリーワークの課題

本論の前章までの調査や先行研究の整理から明らかになったとおり、日本でもライフストーリーワークの必要性が認知され、実践が広がりつつあることは間違いない。とりわけ、支援者の認識の高まりは顕著だが、いくつかの課題も明らかになった。

まず、日本におけるライフストーリーワークに関する実践報告を概観してみると、この10年間で「ライフストーリーブック」やライフストーリーワークの取り組みが、一度に導入されてきたことが分かる。対象者も、里子、養子、児童福祉施設で暮らす子ども、生殖補助医療で生まれた者と、多岐にわたること。加えて、ライフストーリーワークを実施する支援者は、民間児童福祉機関の職員、生活支援者、児童福祉司、心理士など、多種多様である。そのため、前章で述べた「セッション型」と「生活場面型」のライフストーリーワークが未整理のままに混在している。さらに注目すべきは、ライフストーリーワークの実践内容が真実告知や「知る権利」の保障という側面に偏っており、自己物語の再編やトラウマ治療までを視野にいれた取り組みはほとんどみられないことである。言い換えると、後述の英国のように、養子縁組の準備やトラウマ治療などといった明確な目的に沿ってライフストーリーワークを行うというよりは、基礎的な権利の保障に終始している段階だといえる。

これは、日本の社会的養護児童の「知る権利」の現状をみれば、最低限のニーズに応えるという側面からは一定の評価ができるだろう。しかし、「知る権利」を保障するだけでは社会的養護児童のエンパワメントという大きな目的は達成しえない。前章のケアリーヴァーの語りから見られる様に、信頼関係に基づくさまざまなレベルでの支援がインケア中も、ケアリーヴァーとなってからも必要とされている。ゆえに、今後は、「育ちノート」「育てアルバム」などの基礎的な記録保管の仕組みを充実させながらも、ライフストーリーワークの実践や研究をより深化させていく必要があるといえる。

ライフストーリーワークの基盤となる日常の働きかけ、すなわち、ケアワークの質に関しても問題がある。根底には、社会的養護体制の不備という深刻かつ大きな問題が横たわっている。とりわけ、職員配置や勤続年数、ケアの専門性などの問題は、子どもの養育の根幹に関わる最重要課題であるにもかかわらず、長年解決されてこなかった。

檜原(2009b)は、テリングやライフストーリーワークなどについて子どもへの説明や対話を行うためには、その根幹に生活場面での何気ない会話や日々大切にされている感覚が必要であることを指摘し、「施設での生活を大切に育て、何気ない日々の積み重ねが、

子どもが事実を受けとめていくことを可能にしている。(p.114)」と述べている。また、テリングやライフストーリーワークなどを行った20名の支援者へのインタビューから、生活場面において、支援者が積極的にテリング・ライフストーリーワークを行った事例は5例あり、子どもから質問してきたことに応えたケースと比べると、対話開始時の支援者の経験年数が高く、里親宅や小舎制、ユニットケアなどの生活形態で暮らしている事例だということが突き止められている。また、面接場面で支援者（ケアワーカー以外が担当）から積極的にテリングやライフストーリーワークを行ったケースでは支援者の経験年数が高いことが明らかにされた。

以上のように、子どもの生にまつわる対話が安全に交わされるためにはいくつかの条件があることがわかる。まずは、大切にされていると実感できる安心で安全な生活の場が確保されていること、加えて、支援者が経験を重ね、安心して受けとめること、という条件が揃っている必要があるが、現状では十分保障されているは言い難い。

最後に、本論で取り上げた多くの先行研究では、英国のライフストーリーワークが参照されていた。しかし、英国の現在のライフストーリーワークのスタイルを参考にしており、これまでの経緯などについて触れたものはない。さらに、日英の文化差や制度差への配慮についても触れているものはほとんど見られなかった。

「国連子どもの権利条約」で謳われているさまざまな権利は、古今東西を問わず普遍的なものであることに疑念の余地はない。しかし、英国と日本の文化差や社会的養護の制度差がライフストーリーワークに与える影響は看過できない。

例えば、Markus と Kitayama (1991) は、アジア人が相互協調的で重要な他者や集団活動に関連した情報を記憶していることに対して、欧米人は相互独立的で自己に焦点を当てた情報に注意を払いやすいことを明らかにしている。同様に、Wang (2001) の調査でも、アメリカ人が自分の役割や意見、好みに焦点化した詳しい記述をするのに対し、中国人は集団行動や社会的相互作用に焦点化した簡潔な記述をするなどの差異が明らかにされている。これらの調査からは、日本の社会的養護児童がライフストーリーワークで語りたい内容や注目するが英国などの欧米人とはことなる日本の支援者が重視する語りは英国とは異なるものになる可能性が高いことを示唆している⁴⁷。

47 ここでは詳しく触れないが、このような文化差に加えて、「記憶の心理学」では、男性より女性の方が詳細な記述や口述をする傾向が明らかにされており、同じ事象についても異なる語りになることが指摘されている。(Davis 1999)

さらに、日本社会は「家族依存社会」という様相を持つ（西田 2011）。英国と比べると親権が強く、民事不介入などの原則から社会的養護領域では司法関与がほとんど見込めない。結果として、不適適切な養育が認められても、親同意による入所が大多数を占めている。そのため、ライフストーリーワークを行う際にも親の同意が必要になるという点や、ライフストーリーワークの過程でも親からの虐待という言葉を使うことが憚られる状況を生み出している。

このような日本社会の特徴は、ライフストーリーワークにおいて子どもや支援者が取り組む内容や生育歴や事実を解釈する視点に大きな影響を与えることは間違いない⁴⁸。村瀬（1997）が、テリング（真実告知）を例に挙げ、「なるべく早期に告知すべき」という欧米の視点を無自覚に取り入れ、子どもの個別性をないがしろにしてはならないと指摘するように、日本の実情に合わせた実践展開が求められているのであろう。

さらに、これまでの日本のライフストーリーワーク研究では、ケアリーヴァーへのライフストーリーワークについて取り上げたものは無い。そもそもインケアの子どもでさえ「知る権利」を十分保障されていない現状では、ケアリーヴァーへの体系的なライフストーリーワークの提供は望めないことがその原因だと推察される。この点についても、今後日本のライフストーリーワークを当事者の利益にかなうものとして発展させていくために重要な要件となるだろう。

これらを総合すると、日本の現状では、英国のライフストーリーワークを参照しながらも、直接的に適用するのではなく、独自の展開や工夫が求められているのだろう。そこで、次章以降では、英国の社会的養護当事者へのライフストーリーワーク実践の現状と課題を踏まえた上で、日本のライフストーリーワークの実践展開と成立要件について検討していく。

⁴⁸ しかし、このような議論を子どもの「知る権利」の概念そのものが日本社会にはそぐわないという見解に転化すべきではない。時安（2002）は、倫理学の見地から、「インフォームド・コンセント」を取り上げ、アメリカ型のインフォームド・コンセントが日本にそぐわないという論を声高に主張することで、日本ではインフォームド・コンセントよりもパターナリスティックな権威主義を温存することになってはならないと厳しく指摘している。「個別の文化的背景に気を配るべきだ」という主張は、それが患者の世界の意味付けの体系に対して配慮をし、患者のアイデンティティを擁護するという主張でなければならぬ（p.33）」ことであり、「それは患者ひとりひとりへの個別対応を必要とするということ...（p.33）」でなければならぬと論じている。これを子どもの「知る権利」に置き換えてみると、子どもの「知る権利」の擁護に反する、「子どもには、（過酷な事実を）すべてを知らない権利があるのではないか」「権利という概念が日本社会にはそぐわない」という主張と同様である。このような子どもの権利擁護に対する批判は、子どもの「知る権利」が制度的にも実践上も一定程度保障されてから初めて議論が成立するのではないだろうか

第5章 英国におけるライフストーリーワーク

本章及び次章では、日本でこれまで最も参考にされてきた英国のライフストーリーワークの実態やケアリーヴァーへのライフストーリーワーク支援について論じていく。特に、現在のライフストーリーワークの実践形態だけでなく、これまでの変遷にも光をあてることで、日本のライフストーリーワークの現状を理解する際の参照軸としたい。

さらに、英国の各機関の実践の実態やトレーニング及びスーパーヴィジョンにも触れ、日本の抱える課題に対する示唆を得たい。

なお、本章及び次章で取り上げる先行研究の多くは BAAF 刊行の「Adoption and Fostering」に掲載された論文とそれらで引用されていた論文である。加えて、実務的な内容については、筆者が3度の渡英調査において、BAAF, Barnardo's, Child Migrant Trust, Core Assets Group, Leeds 市子どもサービス部, SACCS など児童福祉関係機関を訪問し、インタビューをして知りえた情報や BAAF と SACCS からトレーナーを招聘したトレーニングの内容から抜粋している。

第1節 英国におけるライフストーリーワークの構築過程と現状

第1項 英国におけるライフストーリーワークの史的変遷

長年、実践を積み重ねてきた英国においてもライフストーリーワークの統一基準は確立されていない (Rose, 2012)。その一因は、ライフストーリーワークが子どもへのソーシャルワーク理論の下位概念（支援技法）として位置付いているため独立した理論が必要とされてこなかったことや、支援の主眼が個別性の重視に置かれているために細かな実施規定を定めることが難しいことにある。実際に、英国の大学院のソーシャルワーカー養成課程においても、「ライフストーリーワーク論」というような授業科目は存在しない。そのため、各機関内での役割分担と合意、子どものニーズに応じて、法規定を遵守する範囲で実践されているのであろう。しかし、実践レベルでは、プレイセラピーなどの技法を援用しながらも (Wrench and Naylor, 2013)、ソーシャルワーカーが用いる技法として広く認知され、実践されていることに間違いなからう (Willis and Holland, 2009)。

ここではまず、これまで日本では論じられてこなかった英国におけるライフストーリーワークの史的変遷をたどり、いかにライフストーリーワークの位置づけや実践内容が変化してきたか、明らかにする。ライフストーリーワークに先駆けて実践が始まった「ライフ

ストーリーブック」もライフストーリーワークと密接な関係があることから、ここで同時に論じていく。

まず、ライフストーリーワークの発祥時期について概観する。Rees (2009) は、「ライフストーリーブック」の取り組みは、養子縁組児童に対して 1970 年代から実践されたと記している。檜原 (2009c) は、それより早く、1950 年に「ライフブック」として実践が開始されたものが後に「ライフストーリーブック」と呼ばれるようになり、1970 年代から現在のライフストーリーワークが形作られたと論じている。他方で、Willis と Holland (2009) は、ライフストーリーワークは 1960 年代から実践が始まり、1980 年代になって普及が進んだと述べている。厳密に発祥時期を特定することは難しいものの、「ライフストーリーブック」は、ライフストーリーワークに先立って、早い所 (自治体) では 1950 年代から養子縁組を見越した要保護児童に導入されてきた。それを後追いする形で、1980 年前後からライフストーリーワークが実践されるようになったというおおよその理解が成り立つだろう。

1985 年に Ryan と Walker が、*Making Life Story Books* を刊行したが、その後改訂が繰り返され、1993 年に *Life Story Work* を出版したというのもこれらの史の変遷と符合する。「ライフストーリーブック」に焦点化したこの Ryan と Walker (1985) の著書と同様にライフストーリーワークの関連文献で多く引用されている文献が、Fahlberg (1991) の *A Child Journey Through Placement* である。医師である Fahlberg は、「ライフストーリーブック」及び同様の取り組みである「ライフブック」についてアタッチメントを補強するという見地から考察をしている。特筆すべきは、この時すでに「ライフブック (ライフストーリーブック)」を用いることが、子どもの自己肯定感やアイデンティティの確保につながることで、また、過去の出来事に対する強い感情を解決するツールとして「ライフブック」を位置づけていることである。さらに、過去の出来事がいかに現在の感情や言動に影響を与えているかを子ども自身が理解するためのセラピューティックなツールとしてライフストーリーワークが活用されうることを示唆している。

これらの、2つの古典的文献の刊行後、2000 年代前後からライフストーリーワークに関する書籍や論文が急増している。実践の動きと並行して 1989 年児童法 (Children Act 1989) が制定された。その後、実践を後追いする形で 2002 年養子縁組・児童法 (The Adoption and Children Act 2002) が制定されたのである。これによって、ライフストーリーワークの必要性や重要性が法的根拠を得たのである。

以上のようなライフストーリーワークの変遷に、英国社会の子どもを取りまく状況を加味してみると、英国におけるライフストーリーワークの位置づけの変化を以下のように要約できよう。

まず、戦後しばらくは、家庭養護の優先を謳う 1948 年児童法の試行など、様々な社会的背景から幼少時に養子縁組される子どもが多く、養子が成長した時に、生みの親や子どもの基礎情報を伝達するためのツールとして「ライフストーリーブック」が普及した。この時点での「ライフストーリーブック」は、養子縁組児童（主に乳児）の基礎情報をソーシャルワーカーが書き記し、将来、それらの情報を子どもに知らせるために養親に手渡すという簡単なものだった。その後、1970 年前後に英国で児童虐待が「発見」され、トラウマ体験や障がいなどのより複雑なニーズを持つ年長の社会的養護児童の里親委託が増加してきた⁴⁹。さらに、同時期にアメリカで始まったオープンな養子縁組（Open Adoption）の影響が英国に及び、子どもと実親の再会や交流が活発になった。これらに対応する過程で、幼少時から子どもに対して生育歴や実家族の情報を説明することの必要性が認知された。その結果、1980 年前後から「ライフストーリーブック」と同時並行的にライフストーリーワークが普及していった。

ライフストーリーワークの普及に影響を及ぼしたもう一つの要素として、ケアリーヴァーの「措置期間中から自分にまつわる事実を教えて欲しかった」という意見表明の高まりも忘れてはならない⁵⁰。さらに、もう一方の当事者である養親や里親が支援を求める声を挙げたことに加えて、当事者を支える複数の専門職団体が養子縁組児童のニーズと養子縁組後も継続的な支援の必要性を発信した（Briggs, 2003 in Archer and Burnell, 2003）。このような当事者参加の促進に伴い、従来は専門家が作成し、一方的に情報を伝達していた「ライフストーリーブック」ではなく、子どもや当事者が参加し、生育歴やその時々感情を捉えていくライフストーリーワークの方が重用されるようになったのであろう。

さらに、最近になって、Ryan と Walker（2007＝才村ら 2010 年）が「ライフストーリーブック」をライフストーリーワークの内容を反映した成果物（end-product）とし、成果物よりもワークの過程そのものを重視する理念を提起したことにより、「ライフストーリ

⁴⁹ 1999 年の時点で、英国で里親委託される子どもの年齢は、1 歳未満 9%、1 歳～4 歳 57%、5 歳～9 歳 26%、10 歳以上 7%であった。その後、避妊や中絶が広まり、単身での養育（主にシングルマザー）が社会的にも容認されるようになったことで、乳幼児の養子縁組ケースが減少したという報告がなされている。（Briggs, 2003）

⁵⁰ 当事者の運動についての詳細は、「第 5 章・第 2 節ケアリーヴァーの記録保管と情報開示」を参照

ーブック」はライフストーリーワークの下位概念として位置づけられた。実際に、英国において代表的な「ライフストーリーブック」である *My life and Me* は 2001 年を最後に改訂されていない。しかし、ライフストーリーワークと「ライフストーリーブック」の実践が未分化なままであることはいまだに指摘されており (Rees, 2009)、地方自治体のライフストーリーワークのガイドラインでも両者が混在して論じられていることは多い。

このように、未だに多少の混乱はあるものの、社会情勢や法制度、ソーシャルワーク支援の変化に応じる形で、また、子どもや当事者の声を支援に反映させるために、「ライフストーリーブック」を出発点とした取り組みがライフストーリーワークとして発展してきたと理解することができるであろう。

第 2 項 英国における子どもの記録に関する法律

英国においてこのようにライフストーリーワークが発展し、定着してきたのは、子どものニーズに応えるという支援専門職の高い意識だけではなく、子どもの権利保障の後ろ盾となる法律の存在が大きかったといえるだろう。

英国における全ての子どもに関する基本法は、国連子どもの権利条約と同時期に制定された 1989 年児童法 (Children Act 1989) である。同法第 1 条において、子どもの利益が「至高の考慮事項 (Paramount Consideration、田邊 2006 : p.198)」と明記された。子どもの安全や発達の保障が親責任保持者にもとめられ、実親がその責任を遂行することが難しい場合は、地方自治体の義務であることが規定された。

同法で注目すべきは、子どもに関する保護や住居の選択などの決定の際には、子どもの希望 (Wishes) ⁵¹の確認を行う必要性が明記されたことである (20 条 6 項)。

英国は、1991 年に「国連子どもの権利条約」を批准しているが、批准を待つまでもなく、それ以前から子どもの「知る権利」について法制度の中に高い子どもの権利意識を組み込んでいたことが分かる。

次に、養子縁組される (た) 子ども (以下、養子縁組児童) と社会的養護⁵²の子どもの「知る権利」の保障に関する法律を垣間見ておく。

英国において、最も早くから「ライフストーリーブック」が導入された養子縁組児童は、2002 年養子縁組・児童法 (Adoption and Children Act 2002) により、自分にまつわる情

⁵¹ 2004 年児童法 (Children Act 2004) では気持ち (Feelings) の確認も追加された。

⁵² ここでは、里親委託及び各種の児童福祉施設に委託された子どもを指す言葉として用いる。

報も「知る権利」が保障された。養子縁組記録は、2004年児童（Children Act 2004）によって養子縁組機関⁵³が子どもの誕生日から100年間保存することが規定されている。養子縁組機関の多くは民間非営利組織であるがゆえに倒産のリスクを抱えているが、倒産した場合は、他の養子縁組機関への情報移管が義務付けられている。

次に、里親や児童福祉施設などで暮らす社会的養護児童の「知る権利」に関する法規定をみてみよう。里子の「知る権利」は、1989年児童法と2000年ケア基準（Care Standards 2000）を受けて制定された、2011年里親委託サービス規則（The Fostering Services Regulations）に定められている。注目すべきは、里親宅で暮らした子どもと子どもに関与した支援者の記録を最低15年間保存するよう規定されている（22条）。さらに、2011年英国里親委託サービス国家最低基準（Fostering Service National Minimum Standard）の基準1において「子どもの意見表明権」の保障、基準2において子どもの肯定的なアイデンティティや潜在能力を促進し、個別のケアにおける多様性を重視することが定められている。

続いて、児童福祉施設に委託された子どもの「知る権利」の保障についても見てみよう。まず、子どもの記録保管については、2001年児童ホーム規則（The Children's Homes Regulations）⁵⁴の第3章28条において、「（児童福祉施設の）責任者は、児童ホームに入所している子どもに関し、永久的なフォームによる記録を保存しておかなくてはならない」と規定されている。また、記録の保存年限は、記録の種類によって細かく指定されているが、同法の基準3によると、重要な基礎情報⁵⁵は、子どもの誕生日から75年間保存が義務づけられている。一方で、より短期の保存年限（退所後15年間）が認められているものもある⁵⁶。2002年に保健省が2000年ケア基準法に対応すべく定めた、「2002年子どもホーム国家最低基準（National Minimum Standards and Regulations for Children's Home）」によると、「子どものニーズや発達、成長について、個別性を反映した形で記録される(p.52)」と規定されている。それらの記録は、子ども自身や保護者が適宜閲覧できることになっている。特筆すべきは、子どもが記録に書かれている内容に対して意見を追加することや必要があれば訂正することが奨励されている点である。

⁵³英国の民間養子縁組機関はすべて非営利団体である。養子縁組後の支援は営利団体でも可となっている。

⁵⁴ Social Care, England Children and Young Persons, England, The Children's Homes Regulations, 2001

⁵⁵子どもの氏名や生年月日、性別、宗教、入所直前の住所や措置自治体名などの基礎情報に加え、学校の報告書ケアプランのコピー、健康状態などの医学的情報記録などである

⁵⁶日常の記録や訪問者、児童ホームで勤務していた職員の情報などである。

これらの法規が示唆している英国の社会的養護児童の「知る権利」の特徴は、記録そのものの価値を認め、長期保管を規定していることや記録の内容にまで当事者参加が推進されているという点であろう。このような理念や法規がライフストーリーワークのみならず、子どもの「知る権利」保障の土台をなしているといえる。

第3項 英国におけるライフストーリーワークの課題

次に、英国においてライフストーリーワークを取り上げている先行研究から、現在のライフストーリーワークの課題について探ってみよう。

ライフストーリーワークを行う際に最も障壁となっているのは、ソーシャルワーカーが抱える業務量と時間不足との兼ね合いである。Baynes (2008)は、増大し続ける虐待対応業務と裁判手続にソーシャルワーカーが忙殺され、ライフストーリーワークに割く時間が圧倒的に不足していることを指摘している。Wrench と Naylor (2013) も、ライフストーリーワークの重要性は理解されても、実践するための専門知識を学習する時間や実践の時間的余裕がないことを指摘している。専門家の時間不足については、古くは1980年代から指摘されており (Backhaus 1984)、古くて新しい課題だということもできよう。しかし、近年では、単なる時間不足だけではなく、新たに制定された法律との兼ね合いによって状況がより複雑化している。前出の Baynes (2008)は、ライフストーリーワークが最も考慮すべき子どものニーズがないがしろにされている状況を、「社会的養護以外で育つ子どもたちの多くは、自分の家族の歴史や秘密について調べない (知らないでおく) ことを選ぶことができる。社会的養護のもとで育った若者も支援機関の要請に応じてではなく、自分が適切だと思う時期に知るという選択肢を与えられるべきだ (p.47)」と指摘しており、ライフストーリーワークを実践することが法的に義務付けられたことで、ライフストーリーワークが確実に提供されるようになった一方、個別のニーズが置き去りにされるという課題について言及している。

次に、効果測定に関する課題にも触れておこう。ライフストーリーワークの効果測定については、実践年月に比して十分蓄積されているとはいえない。また、ライフストーリーワークが子どもの個別性を尊重する取り組みであるという特性から、そもそも効果測定に適さないという指摘もある (Baynes, 2008)。

しかしながら、近年の調査では、概ね肯定的な結果が出ている (Willis and Holland, 2009)。それによると、ライフストーリーワークを実施した12名の若者 (11歳~18歳)

を対象に行った調査では、「この調査に参加した若者の経験や意見が、調査対象地域または全英のライフストーリーワーク経験者の経験や意見とはいえない (p.50)。」ことや、対象者が少数であり対象者選別の段階でソーシャルワーカーからの紹介というプロセスを経ていることからバイアスがかかっている点、また、調査協力者の社会的養護での経験やライフストーリーワークの内容が相当異なることを限界点として認めながらも、次のような興味深い結果が出された。それは、「数人はまれに退屈だと感じたり、日常生活を邪魔することがあったこと、悲しみや怒りの気持ちを感じたと述べたものの、全員が（ライフストーリーワークの）経験を良いものだったと捉えている (p.51)」という。さらには、「子どもの興味とニーズに合致したものになっていれば、どのような形態でワークを行うのかということが重要なのではない (p.51)」と、ケアリーヴァーが語ったことは非常に画期的だったといえる。(Willis and Holland, 2009)

次に、ソーシャルワークの研究者から提示されているライフストーリーワークの課題についてみてみよう。とりわけ、ソーシャルワーク研究では大きなテーマである、ソーシャルワークの権力性やジェンダーバイアスなどの視点を応用した議論がなされている。

まず、ソーシャルワークの権力性の影響については、Baynes (2008) が、ライフストーリーワークの内容や子どもへ伝達される情報がソーシャルワーカーの意思に任されていることにライフストーリーワークの権力性に起因する課題を指摘している。とりわけ、子どもが信じている「真実」とソーシャルワーカーの意見（記録が事実を正確かつ的確に反映しているという保障はないにもかかわらず）が合致しない場合や養子縁組が見込まれる子どもに実親の情報をどこまで伝えるのかという点では、ソーシャルワーカーが常にバランスの取れた判断を下すことができるとは限らないことを問題視している。同様に、Rose (2005=才村ら 2012) も、「ライフストーリー」とは既知の事実を集めたものになりがちで、子どものストーリーを反映することより、ソーシャルワーカーの記録史 (Recorded File History) を強く反映したものになる危険性を指摘している。さらに、ライフストーリーワークで扱う内容の選択についての批判もある。Vaughan(2003)は、「ライフストーリーブック」に情報を書き込むだけでは、子どもに十分な説明をしたことにはならないこと、「ライフストーリーブック」が子どもの過去の情報を単純化しすぎることで、好ましくないものを排除し、許容範囲に収めるために情報を取捨選択しすぎる傾向があり、結果として子どもが一貫性のない偽のストーリーを与えられてしまうことを問題視している。同様

に、形式的・儀式的にライフストーリーワークを実践するがゆえに、子どもの生育歴を過度に肯定的に表現しているとの批判もある (Price, 2003)。

続いて、ジェンダーバイアスの視点からの課題についても見てみよう。ライフストーリーワークに限らず、児童ソーシャルワークにおいて、母親が子どもを守る立場として捉えられており、養育上の失敗を取り上げる際にその責任を母親のみに転嫁することで子どもにも暗に養育の責任は母親にあることを示唆してしまうこと (Baynes 2008)、また、記録上または実践上も父親が登場する機会が少ないことが問題視されている。ソーシャルワーカーが、母親と比べて父親の意見を聴取する機会が少なく、記録上も父親の情報が不十分なままでは、ライフストーリーワークの内容にも影響を与えてしまうことが課題とされているのである。

第4項 英国における新たなライフストーリーワーク実践

以上のような課題を克服するために 2000 年代中ごろから新たなライフストーリーワークのモデルがいくつか提唱されている。ここでは、それらについて検討しておきたい。Nicholls (2005) は、従来の「ライフストーリーブック」に代わる新たな実践モデルとして、「ニューライフワークモデル (The New Life Work Model)」を提唱した。従来の「ライフストーリーブック」と比べて、「ニューライフワークモデル」が優れている点を、以下のようにまとめている (p.40)。

1. 実家族 (Birth Family) から離されたすべての子どもに行えること
2. 子どもが保護されてすぐにでも実践を始められること
3. ケアプラン作成の一過程として組み込むことで、多職種が責任を共有できること
4. 子どもが抱える治療的なニーズを明確化できること
5. 子どもの参加に頼らないこと
6. 実家族の参加が推奨されていること
7. 生涯にわたるライフワークのニーズを明らかにできること

このように、「ニューライフワークモデル」は、「ライフストーリーブック」をソーシャルワーカーが作成するだけでなく、子どもの情報の保管を基礎とする子どもへの情報伝達を主眼に置いている。このモデルでは、子どもが地方自治体の育成対象となった直後から、その子どもが養子縁組されるか否かにかかわらず開始することを目指しており、養子縁組までの過程ですべきことが細かく設定されている。それゆえ、ライフストーリーワー

クの実践者と関係機関（者）の責任の所在が明らかにされている。また、子どもの状況や準備性（レディネス）が整わず、子どもがライフストーリーワークに参加できなくても、専門職がメモリーボックスやブック、写真アルバムなどを用いて将来のライフストーリーワークに備えることも射程にいられている。特筆すべきは、これまでそれほど重視されてこなかった実親の参加を重視している点である。父親を含む実親の情報を取り入れることで子どもの生育歴に対する理解がより重層的なものになるという利点があるだろう。さらに、このモデルを採用することで、これまでのように多忙なソーシャルワーカーに一任するのではなく、他専門職と連携しながら、すべての社会的養護児童に一定レベル以上のライフストーリーワークを保障することができるという点からも優れているといえる。

次に、トラウマ体験など、より複雑なニーズを持つ社会的養護児童を対象とするライフストーリーワークとして開発された「ライフストーリーセラピー（Life Story Therapy）」（Rose, 2005=才村ら監訳 2012）がある。「ライフストーリーセラピー」は、Nichollsのモデルとは対照的に、対象となる子どもが特定された、よりセラピューティックな効果を狙った取り組みである。Roseらにより、英国の児童福祉（治療）施設である SACCS⁵⁷で初めて導入されたこのモデルは、「本質的に、ライフストーリーセラピーは、子どもの過去の出来事について誰、何、どこ、いつ、なぜ、どのように、ということ扱うにとどまらず、これらの出来事の結果と子どもが追いやられている状況、現在の課題や困難について扱うものである（Rose, 2005=才村ら監訳 2012 : p.26）」と位置付けられている。SACCSが、「SACCSのケアを必要としているは、全英の社会的養護児童 200名のうち1名(0.5%)程度である。」⁵⁸としており、その割合はわずかでありそのケアは非常に高密度なものである（SACCS, 2011）。ライフストーリーワークをトラウマや複雑な課題を抱えた社会的養護児童への支援として応用することに注目度が高まる一方で、ライフストーリーワークはセラピストの専門資格がなくても行えることから、セラピーの代用支援として用いられるべきではないとの批判もみられるようになっている（James, 2014）。今後、セラピーとセラピューティックなライフストーリーワークの定義や分化が必要になってくるだろう。

すべてのライフストーリーワークに共通する変化として、ライフストーリーワークで扱う子どもの生育歴の順序に近年変化が起こっている。従来は時系列に沿って過去から扱っていたが、Rees（2009）は、「ライフストーリーブック」やライフストーリーワークでは

⁵⁷ SACCSの組織概要や支援内容については、次節第3項で詳述する。

⁵⁸ www.saccs.co.uk（アクセス日：20014年8月10日）

最初にトラウマ体験などのネガティブな事柄が含まれることの多い「過去」を扱うことはリスク伴うと指摘した。そこで、Rees (2009)は、「現在」→「過去」→「現在」→「未来」という順序で取り上げることを提案した (pp.13-15)。Fahlberg (1991) が、これまでも子どもによっては、「未来の計画」から開始することも考慮に入れるべきであるという方向性を示してきたこととも通じている考え方であろう。

次に、ライフストーリーワークを実践するためのツールに見られる変化を取り上げてみよう。ライフストーリーワークは、ソーシャルワーカーが子どもと行うダイレクトワークの一環として位置づけられてきたことから、対話を通じた関係性の構築や、絵を描くことや写真アルバムやコラージュを用いて実践してきた。しかし、近年では、「デジタルライフストーリーワーク (Hammond 2013)」などに代表されるような、デジタル機器を用いたものが開発されている。「デジタルライフストーリーワーク」は、ケアワーカーである Hammond が 4 年間のプロジェクトを立ち上げ、開発したものである。Hammond (2013) は、従来のライフストーリーワークが専門職主導で、主に 12 歳以下の子どもを対象としているがゆえに、若者 (主に 13 歳～18 歳) の参加が得にくい現状に問題意識を感じこのツールの開発を思い立った。若者は一見消極的に思われがちだが、「自分の過去や現在に関係のある場所や人について写真やビデオクリップをよく使っており、携帯電話などでよく話す (p.1)」という点に着目したのである。そこで、若者が好んで使うデジタル機器を用いたライフストーリーワークを提唱したのである。民間里親委託会社 Core Assets Group でも、スマートフォン上で使える専用アプリが導入されており、今後、デジタル機器を用いることによって、子どもが自分のニーズに応じて、自発的にライフストーリーワークに取り組む機会が促進されることとなる。

このように、「ライフストーリーブック」から始まったライフストーリーワークは、時代の流れに応じて変化してきていることが分かる。今後も、さらなる変化が見込まれるが、Hammond が、デジタルライフストーリーワークを提唱した書籍の冒頭で、自分が開発した方法は、「Ryan と Walker が確立したライフストーリーワークの考え方の上に成立している (p.2)」ことを明記しているように、ライフストーリーワークの根底にある子どものニーズに対応するという普遍の「理念」や「哲学」が大きく転換するとは考えにくい。むしろ、今後も修正を繰り返しながら絶えず新たな手法が発展していくことが見込まれる。

第5項 英国の他領域（高齢者等）におけるライフストーリーワーク

英国では、児童福祉領域以外においてもライフストーリーワークが用いられている。最も積極的なのは、高齢者福祉の分野である。さらに、近年では生殖補助医療の分野でも導入されつつある。

英国の高齢者福祉分野では、ライフストーリーワークを用いた、認知症やアルツハイマーという記憶障がいに伴う病気を抱える患者と家族への支援についての文献が散見される。今後25年間でスコットランドの認知症患者が倍増するという試算（IRISS 2011）もあるほどで、今後そのニーズはますます高まると予想されている。すでに、「Dementia Advocacy Network⁵⁹」や「Dementia UK⁶⁰」などの認知症患者の当事者団体や支援団体のホームページでもライフストーリーワークに特化した記載があり、「Life Story Network⁶¹」では全国レベルでの研究会なども開催されるなど、児童福祉分野より数多くの実践と研究が蓄積されている。

高齢者福祉分野におけるライフストーリーワーク関連の文献の多くは、回想法（Reminiscence Therapy）との関連もしくは回想法の一環としてライフストーリーワークを用いた実践について扱っている。一般的に、高齢者へのライフストーリーワークは、ライフストーリーブックを用いて、地域や病院、ケアホームなど的高齢者の居住場所で行われているようである。高齢者自身が、これまでの人生や経験、人間関係などをケアワーカーや看護師、家族、作業療法士（OT）に語り、ライフストーリーブックやアルバム等に収めていく。

高齢者福祉分野におけるライフストーリーワークの有効性として特徴的なのは、高齢者自身の記憶保存だけではなく、ライフストーリーワークの過程を通じて構築される人間関係とケアラー⁶²が得る高齢者に対する新たな気づきである。具体的には、ライフストーリーワークを行うことで、ケアラーが高齢者を「認知症患者」としてではなく、「一人の人間」として見直し、深く理解する契機となる。その結果、ケアラーが、高齢者の個別性を尊重したケアを提供できるようになるという。（Woods et al, 2009, Clarke, et al, 2003, Mckee-own et al, 2006）。

⁵⁹ <http://dan.advocacyolus.org.uk>

⁶⁰ www.dementiauk.org

⁶¹ www.lifestorynetwork.org.uk

（以上アクセス日：2014年6月10日）

⁶² ここでいうケアラーとは、介護施設のケアワーカーや在宅の介護者を含む

一方で、児童福祉分野と同様に、ライフストーリーワークの効果に関する調査不足も指摘されている。例えば、ライフストーリーワークのどのような技術が、どのようなタイミングで、誰に対して有効なのかについて不確定な要素が多いという批判がある (Mckoewn, Clarke, Pepper 2006)。これについて野村 (1998) は、アメリカと比して英国ではライフストーリーワークを含む回想法などの効果についての評価も非常に少ないことを指摘している。その理由は、英国では、「極めて普及に力点が置かれ、また、効果評価を問うより先にその効果が目に見えて根づいていたことにも起因する (p.295)」と指摘している。

次に、生殖補助医療の分野では、ドナーからの精子提供もしくは卵子提供で生まれた子どもの「出自を知る権利」を保障する手段として、ライフストーリーワークが注目されている。子どもが自分にまつわる情報を獲得するという意味では、児童福祉との類似点が多い。

英国では、出自を知る権利を保障すべきであると勧告する調査や当事者団体の運動があり、2005年にHFE (Human Fertilisation and Embryology) 法が施行された。これにより、生殖補助医療で生まれた子どもは、18歳になればドナーに関する情報にアクセスできるようになった。しかし、ドナーの情報を収集し、それを当事者に伝達するだけでは十分な支援とはいえない。筆者が2013年にドナーと子どもの情報を収集・保管する政府機関であるHFEA (Human Fertilisation and Embryology Authority) へ視察した際に話を聞いたカウンセラーのO'Toole氏によると、「2005年HFE法が制定された後に生まれた人々がアクセスしてくるようになると、ドナー情報を伝達したあと、ドナーに会うなどの過程においても専門的サポートが必要である」とのことであった。そのため、HFEAのカウンセラーがソーシャルワークやカウンセリングなどのトレーニングを受講し、備えているとのことであった。

生殖補助医療で誕生した人々の場合は、通常は、特定の養育者に育てられており、社会的養護で暮らす子どもとの成長過程とは異なる点も多い。

本論では、社会的養護におけるライフストーリーワークに焦点を当てているが、これらの隣接領域におけるライフストーリーワークとは多くの共通点があるといえよう。

第2節 英国の社会的養護におけるライフストーリーワーク実践

第1項 里親によるライフストーリーワーク

本節では、英国の社会的養護に携わる主な人的資源三者（里親、自治体ソーシャルワーカー、施設のライフストーリーワーカー）による実践を概観し、ライフストーリーワーク実践の全容を捉えていく。

まず、筆者が視察した Core Assets Group の里親による取り組みを紹介する。

民間里親委託会社である「Core Assets Group」は、里親を募集し、トレーニングし、各地方自治体から措置される子どもを里親委託し、委託後の支援を行う包括的な役割を担っている。委託後の支援の一環として、ライフストーリーワークが位置づけられている。ここでは、主に「生活場面型」のライフストーリーワークが推奨されている。

Core Assets Group のライフストーリーワーク部門で推奨していた取り組みの一つに、「メモリーボックス」がある。これは、大きな箱やプラスチックのケースに里親家庭で撮影した写真や子どもの作成した工作物、賞状などを保管しておくものである。この箱の中にはインスタントカメラや写真アルバムなどがあらかじめ入れてあり、子ども自身や里親が必要に応じてすぐに写真を撮れるように工夫してある。「メモリーボックス」のような Memory Store Approach を用いた里親と養親を対象に行った調査によると、その効果として、子どもとの関係が安定化すること、より良好な取り組み姿勢や子どもの会話のきっかけとなること、子どもの考えや学びが促進されることが指摘されている。また、このような取り組みは、里親や養親自身、もしくは実子が幼少時にしてきたことと同様であり、価値があることが認められた。一方で、このような取り組みを行うためにはより多くの里親や養親へのトレーニングが必要であると指摘されている (Shotton, 2010)。

Core Assets Group では、里親家庭の歴史を里子に伝え、里子の歴史に組み込むことも重視している。里親家庭の歴史や家族構成、ペット、車などについての情報が写真と共にブックレットやラミネートされた数枚のシートにまとめ、Welcome Booklet (歓迎冊子) を作成している (写真1)。それを事前に子どもに渡すことで、子どもが新しい里親に対して抱く不安感を軽減することを目的にしている。さらには、この Welcome Booklet そのものを里子のライフストーリーブックに付け加えることにより、措置変更や養子縁組の成立によって子どもが里親宅から転出した場合に里親の情報を失うことを予防する目的も含まれている。これは、社会的養護での措置変更が多い英国ならではの工夫である。

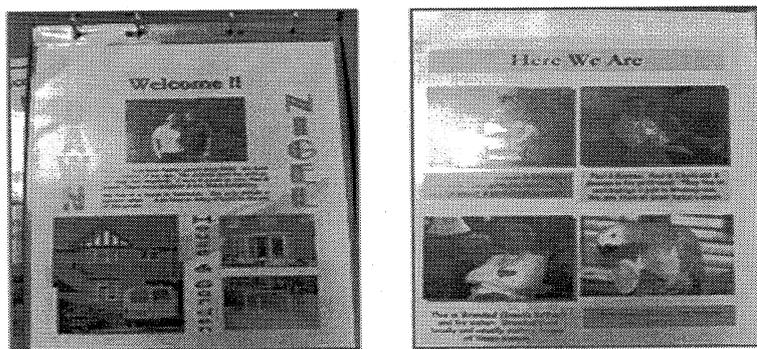
Core Assets Group では、里親委託機関の職員が自分自身についての Welcome Booklet を作成したり、子どもの健康状態についての情報を書き込む Health Passport (健康記録簿) の作成も行っている。

このように、日常的な養育の範囲内で「子どもの歴史を大切にすること」を重視した取り組みを随所に取り混ぜているのである。さらに、Core Assets Group は、実践者が学び合う全英規模の研究会やカンファレンスなどを取り仕切っており、ライフストーリーワーク実践の底上げという役割も担っている。

第2項 地方自治体ソーシャルワーカーによるライフストーリーワーク実践

英国のいくつかの自治体では、ホームページ上にライフストーリーワークのガイドラインを掲載している⁶³。多くは、社会的養護児童全般を視野にいれたライフストーリーワークを想定したものである。その一つであるノッティンガム県のライフストーリーワークのガイドライン *Life Story Work and Preparation for Adoption*⁶⁴によると、ライフストーリーワークの目的は、「子どもが自分の過去を理解するために、生育歴を伝えること」と示されている。他の地方自治体のガイドラインにおいても、おおよそ同様の定義が用いられている⁶⁵。

里親委託・支援機関 ～Core Assets Group～



(写真1) Welcome Booklet (歓迎冊子) の一例 (2012年筆者撮影)

⁶³ ほとんどが、2002年養子縁組・児童法制定後に作成されている。

⁶⁴ “<http://nottinghamshirechildcare.proceduresonline.com>”を参照のこと。(アクセス日：2014年6月10日)

⁶⁵ 他にも、オールドノースサマーセット県やシュロップシャー県などの自治体が同様のガイドラインをホームページ上に掲載している

基本的に、地方自治体のソーシャルワークによるライフストーリーワークは、「セッション型」によるものである。その内容や頻度は、子どもの状況やソーシャルワーカーの採用する手法によってばらつきがあるが、概して、後述の SACCS モデルに比べるとセラピューティックな要素は低く、頻度も少ない。

Bedfordshire（県）では、「私はだれ?」「どうしてここに来たの?」「どこへ行くの?」という子どもの質問に答えることをライフストーリーワークの目的としている（Blake, et al, 2006⁶⁶）。Shropshire（県）も同様ではあるが、より具体的に示している⁶⁶。Shropshire のガイダンスによると、ライフストーリーワークの重要な要素として、「子どもが実家族から離れなければならなかった理由についての説明を記述形式で作成すること」、「過去の子どもの時代の大切な物を収集すること（写真や思い出の品）」、「実家族や過去や現在の他の重要な関係者の情報を提供すること」が挙げられている。

いずれの自治体でも、主な実践者は子どもの担当ソーシャルワーカーであることが明記されている。しかし、実際にライフストーリーワークを実施する者誰にするかは、子どものチームマネージャーに決定権があるとされている。子どもとの関係性によっては、例外的に、ファミリーサポートワーカーや里親、施設職員が行うことも認められている。しかし、その場合には、子どもの担当ソーシャルワーカーなどのスーパーヴィジョンのもとで行うこととされている。また、ソーシャルワーカーによるライフストーリーワークにより、子どもが生育歴についての情報を理解したとしても、それだけで子どもの内面への働きかけが十分ではない場合もある。その際は、セラピューティックな支援を他の専門家（例えば、Child & Adolescent Mental Health Team など）に依頼することを推奨している地方自治体もある⁶⁷。さらに、Bedfordshire では、必要に応じて、地方自治体のサービス外の専門家に依頼する可能性も示唆している。この中には次項で論じる SACCS などの児童福祉（治療）施設への措置や独立したライフストーリーワーカー⁶⁸も含まれている。

このように、地方自治体のソーシャルワーカーが行うライフストーリーワークは、大多数の社会的養護児童のニーズを広くカバーしているものの、より重篤なトラウマを抱えた子どもへのライフストーリーワークを行うことはそれほど想定されていない。

⁶⁶ <http://shropshirechildcare.proceduresonline.com> を参照のこと。（アクセス日：2014年7月2日）

⁶⁷ Old North Somerset が 2012 年に作成し、ホームページで掲載している。

（<http://old.n.somerst.gov.uk/carewizard> アクセス日：2014年7月2日）

⁶⁸元 SACCS のライフストーリーワーク部部长、現在は Child Trauma Intervention Services（民間団体）を立ち上げ、独立したライフストーリーワーカーとして実践する Richard Rose 氏などがそれにあたる

第3項 児童福祉施設におけるライフストーリーワーク

では、児童福祉施設において実践されているライフストーリーワークはどうであろうか。その一例として、SACCSでの実践を取り上げ、実情を探ってみよう。

前述の通り、英国では、社会的養護を担う社会資源として児童福祉施設の割合は1割弱と低く、措置される子どもには一定の傾向がある。それは、比較的年長児（概ね13～14歳以上）で、専門職による治療的養育など特別な配慮が必要な子どもである（津崎 2013年）。その児童福祉施設の一つであるSACCSは、トラウマを受けた子どもの「治療的養育」を支援の中核に据え、全英から子どもを受託している⁶⁹。ここでSACCSを取り上げる理由は、ライフストーリーワークをプログラムの柱として明確に位置づけ、「ライフストーリーワーカー」という専門職を英国で唯一配置しているためである。

SACCSは、1987年に2人の自治体ソーシャルワーカーにより設立された。設立当初は、性的虐待を受けた子どもの裁判手続きの際に子どもの支援を行う団体であった。被害児童への聞き取りや裁判所への意見書提出、代弁機能などを担っていた。しかし、虐待（特に性的虐待）を受けた子どもが裁判を経て実家族から分離され、里親宅で暮らすことになっても、過去の虐待の影響から様々な困難があることに気付いた。その子どもたちの生活の場を保障し、トラウマからの回復を支援するために入所施設が設立された。

現在、SACCSの本部事務所と子どもが暮らす8つの小舎（ハウス）は、イングランドとウェールズの境に位置するシュールズベリーにある。そこでは、治療的養育（セラピューティック・ペアレンティング）、ライフストーリーワーク、心理療法（セラピィ）の三本柱による治療的養育を行っている（Rose, R. and Philpot, T., 2005＝才村編 2012）。2011年3月に筆者が視察に訪れた際には、子ども一人当たりの委託費用は月17,000ポンド（約250万円⁷⁰）であった。各小舎の定員5名に対して、10名程度のセラピューティックペアレント（ケアワーカー）が配置されていた⁷¹。

次にSACCSにおけるライフストーリーワークについて焦点を当て論じていく。

⁶⁹ <http://www.saccs.co.uk>（アクセス日：2014年8月10日）

⁷⁰ 1ポンド150円のレートで算出

⁷¹ この他に担当ライフストーリーワーカーとセラピストが配置される。さらに、事務関係の経理や広報、出版業務を担う職員も勤務している。このように、手厚い人員配置によって子どもの治療的養育が実践されている。詳しいSACCSの概要については、拙稿「英国の治療的養育と地域非行対策について＝児童自立支援施設の将来展望を添えて～」『非行問題』218号、2012年 pp.171-183年を参照のこと。

SACCSで行われているライフストーリーワークは、上述の里親や地方自治体ソーシャルワーカーが行うライフストーリーワークに比べると、セラピューティックな側面が強い。なぜなら、SACCSの生活全体が、「トラウマからの回復」を目標に掲げており、ライフストーリーワークもその一環として実施されているからである。SACCSでライフストーリーワークを実践するのは、ケアワーカーとして経験を積んだ上に専門のトレーニングを受けた「ライフストーリーワーカー」である。「ライフストーリーワーカー」は、親や関係者、子どもと利害関係がなく中立的な立場でこれまで担当ソーシャルワーカーが聞き取れなかった関係者の事実や考え、想いなどを聞き取ることができる。

SACCSで行うライフストーリーワークは、「セッション型」である。しかし、原則としてケアワーカーが同席することになっている。この方法は、子どもが安心感を得られるという点だけでなく、ケアワーカーが日常生活とは異なる子どもの言動に触れることができるという点で有利である。この点を檜原（2009c）は、さらに拡大し、子どもの忠誠葛藤（「家庭科施設か」もしくは「親かケアワーカーか」）の解消にも寄与すると指摘している。さらに、「ライフストーリーワーカー」とケアワーカーの連携が確立されることで、子どもの状態を正確に把握し、ライフストーリーワーク場面と生活場面の切れ目ない支援をすることができる。

SACCSのライフストーリーワークの特徴は、その段階を、「情報収集」「内面化」「ライフストーリーブックの作成」の三段階に分けていることである。とりわけ特徴的なのは、「内面化」を子どもが自分の情報を納得する過程と位置付け、最も重視している点である（Rose and Philpot 2005）。平均9か月を要すると言われているこの「内面化」を支えているのは、3か月以上の丁寧な「情報収集」である。その後の「ライフストーリーブック」作成の期間を含めると、SACCSではライフストーリーワークに18か月または36回のセッション、120時間もの時間を費やしている（同上：p.18、p.96）。このような長時間をかけて、専任のライフストーリーワーカーが行うSACCSのライフストーリーワークと従来のライフストーリーワークとの違いは、過去の体験や往々にして否定的かつ虐待的な出来事の意味や理由を探し出し、子どもが納得することである。RoseとPhilpot（2005）は、「（社会的養護にいる子どもがもつ人生に対しての）歪みを理解する方法は、子どもがライフストーリーワークを通して、つまり、まさにその歪みが何なのか、どのように自分たちが人生における視点で歪みをもったのかを学ぶことである（p.21）」と指摘しているよ

うに、その過程で「起きたことに最終的に安らぎを得た時、よりトラブルの少ない未来が可能になる (p.18)」とも述べている。

以上のように、ライフストーリーワークと一言にいても、実践現場では様々なレベルで実践が行われているのである。

第3節 英国におけるライフストーリーワークのトレーニングとスーパーヴィジョン

ライフストーリーワーク実践を支えているトレーニングとスーパーヴィジョンについてはどうであろう。筆者の所属する「大阪ライフストーリー研究会」が英国からトレーナーを招聘して行ったトレーニングと筆者が行った英国視察を基に、それらについて整理してみよう。

Ryan と Walker (2010) は、ライフストーリーワークを実施することで支援者の未解決の感情が想起され、子どもとのワークで扱うべき特定の内容を回避しようとする心理的な作用がはたらくことを指摘している。ライフストーリーワークを行うことで、支援者が何らかの影響を受けるのである。この点は、日本の支援者を対象とした調査からもトレーニング体制の不備が課題として挙げられたゆえんであろう。

これから、取り上げる団体の支援対象者や内容は以下の通りである。

図表4 トレーニングおよびスーパーヴィジョンを実施している団体の内訳

	種別	運営主体	支援対象者	スーパーヴィジョン	トレーニング
① SACCS	児童福祉施設	民間機関	入所児童	内部向け	内部及び外部
② BAAF	里親委託機関・ 養子縁組機関連 合機関	民間非営利 機関	里親委託機関・養子 縁組支援機関・養子 縁組後支援機関の支 援専門職、里親・養 親及び里子・養子	外部向け	外部向け
③ Leeds 市	セラピーチーム	地方自治体	自治体ソーシャルワ ーカー	内部向け	内部向け

第1項 BAAFのトレーニング

BAAFは、英国各地でライフストーリーワークのトレーニングを年3回程度(2日間)行っており、積極的に普及活動を展開している。ここでは、大阪ライフストーリー研究会が2年連続で主催した基礎トレーニングとフォローアップトレーニングをもとに、おおまかな内容を紹介する。

なお、トレーニング受講日は2009年8月及び2010年11月の各2日間、トレーナーはChris Christophides氏であった。

【基礎トレーニング(初心者向け)】

【プログラム】

(一日目)

- ・開始にあたって
- ・セッション1 講義
- ・セッション2 エクササイズ
- ・セッション3 講義
- ・セッション4 講義
- ・セッション5 講義

(二日目)

- ・セッション6 ディスカッション
- ・セッション7 事例検討
- ・セッション8 エクササイズ
- ・セッション9 まとめ

BAAFの基礎トレーニングでは、最初に、「階級、文化、障がい、人種、ジェンダー、宗教、セクシャリティーなどの多様性」について参加者が各々の差別観について自覚し、異なる視点から捉えるよう努力をするよう説明した後、講義や参加型学習を行った。

トレーニングの目的としては、以下のものが含まれていた⁷²。

⁷² Chris Christophides, (2009) *Life Story Work 2 days Training* 資料より

- ①アタッチメント形成やトラウマ体験に起因する課題を抱えている実家族から分離された子どもに対するライフストーリーワークの重要性を理解する
- ②ライフストーリーワークを行うにあたって必要なツールや技法に慣れ親しむ。
- ③これらの知識や技法をいかに子どもとのライフストーリーワークで取り入れていくのか理解する。

次に、ライフストーリーワークの必要性や理論、ライフストーリーワーク実践を支える英国の法制度や支援体制(スーパーヴィジョンや他職種協働)についての講義が行われた。特に、子どものニーズについては丁寧な説明がなされた。例えば、知らないことで不安を感じることは、現実を知るより辛いことであるという信念や、事実を知らない子どもは過去の悪い出来事が自分の責任であると感じてしまうこと、などである。

さらに、子どもともコミュニケーション、アタッチメント理論、喪失体験をいかに受け入れ、乗り越えていくのかという喪失(Loss and Grief)サークル⁷³など、社会的養護児童が表出しやすい言動や思考を理解するための理論学習が取り入れられた。

研修の随所に、さまざまな内容の参加型学習も取り入れられていた。例えば、実際に子どもとのワークでも自己紹介の歳に用いられている、「6つのBOX」というワークでは、紙に書かれた六つの箱に自分を象徴するような物事を書き入れ、2人1組で相手と共有した。このような参加型学習の多くは、自分のアイデンティティやプライベートに関する情報を他者と共有することによってどのような感情が湧き上がってくるのか体感することを目的としていた。

【フォローアップトレーニング(経験者向け)】

(一日目)

- ・セッション1 アイスブレイク(このコースで学びたいことを各自紹介)
- ・セッション2 講義(ライフストーリーワークについて、新しいモデルについて)
- ・セッション3 モデルケースを用いての検討
- ・セッション4 ライフストーリーブックの紹介(7歳児を想定して)

(二日目)

- ・セッション5 質疑による検討

⁷³ 子どもが喪失体験を乗り越えるプロセスを「ショック→否認と最小化→怒り→抑うつ→受容→試し行動→意味の探索→内面化」というサイクルで示している。アセスメントにおいて有益な視点となる。

- ・セッション6 ロールプレイ（計画会議：プランニングミーティング）
- ・セッション7 質疑による検討
- ・セッション8 ライフストーリーブックの紹介（16歳児を想定して）
- ・セッション9 質疑や感想

フォローアップトレーニングは、前回の「基礎トレーニング」の受講者を対象としていたため、英国で新たに取り入れられているさまざまな理論や実践技法の学習を行った。その上で、実践型のワークを多く取り入れたものであった。

ワークを通じて、子どもに情報を伝えるのは「点滴のように少しずつ、継続的に伝えること」の重要性や子どもにとって過酷な事実（例えば、「レイプで生まれた」）を子どもに伝える時の表現の工夫や支援者側の気持ちの準備について学び、「ライフストーリーワーク計画会議」をロールプレイしてみるなど、実際に日本でも取り入れられるような技法を学んだ。

最後に、英国で実際に行った「ライフストーリーブック」を見ながら、ライフストーリーワークの経過に沿って、様々な工夫や注意すべき点を知ることができた。

BAAFの支援対象は、主に、里親・養親及び里子・養子である、そのため、トレーニングの内容も里親委託や養子縁組を担うソーシャルワーカーなどの支援者や里親・養親を対象としたものに特化している。他方で、SACCSでは、治療的養育を必要とする子どもへの包括的支援の一環として位置づけられたライフストーリーワークについて学ぶことが主であり、また専任のライフストーリーワーカーを育成する目的にかなう内容になっている。そのため、この二者のトレーニング、支援対象者の違いがその内容の差異に直結しているといえる。

第2項 リーズ市「ライフストーリーワーク相談所」におけるトレーニングとスーパー
ヴィジョン

次に、英国でも先進的な実践を行っているリーズ市⁷⁴を取り上げる。ここで示す情報の多くは2013年9月2日に行ったLesley Naylor氏とKaty Wrench氏へのインタビュー調査に基づくものであることを最初に断っておく。

ここでリーズ市を取り上げる理由は、1980年代からライフストーリーワークを全英に啓発してきたRyanとWalker(1993)が長年ソーシャルワーカーとして勤務してきた地方自治体であること、さらに、現在でもWrenchとNaylor(2013)がそれを引きつぎ、ライフストーリーワークの技法についての書籍を出版するなど長きにわたり英国におけるライフストーリーワークをけん引していることが挙げられる。RyanとWalkerは著書の冒頭で、「ライフストーリーワークに私達が関心を持ち始めたのは、1980年代のころで、その当時、私たちは年長で複雑な問題がある子どもと養子縁組する人々を募集するチームで働いていました。(p.7)」と述べている。彼らは、リーズ市での実践を通じてライフストーリーワークの重要性を見出し、その後の理論形成や啓発活動につなげていったのである。

リーズ市の大きな特徴は、子どもサービス部内に「セラピューティックチーム⁷⁵」部門とその下部組織として「ライフストーリーワーク相談所(Life story work consultancy clinic)⁷⁶」を設置していることである。「セラピューティックチーム」は、子どもサービス部の中にありながらも虐待対応には一切携わず、セラピューティックな支援をするためのソーシャルワーカーのトレーニングとスーパーヴィジョンを行っている。

ここでは、「ライフストーリーワーク相談所」で行っているライフストーリーワークのトレーニングとスーパーヴィジョンについて紹介する。

まず、トレーニングは、年2回、リーズ市に所属するソーシャルワーカーを対象として行っている。このトレーニングでは、基礎的なアタッチメント理論、トラウマ理論、子どもの発達についての講義を行い、なぜライフストーリーワークが必要なのか説明する。その上で、2人1組のワークを行う。最も多用するワークは以下のようなものである。

①参加者がA3程度の画用紙に自分の年表(生育歴)を描き、その時々感情も書き込む。

⁷⁴ リーズ市は、イングランド北部に位置するイングランドで3番目に大きい都市(人口71万5千人)である。

⁷⁵ 「セラピューティックチーム」には、ライフストーリーワークをはじめとする子どもの回復支援を目的とした取り組みをするための専門家が所属している。ソーシャルワーカーの専門資格とアートセラピーやプレイセラピーの専門的なトレーニングを受けたベテランのソーシャルワーカーが所属している。

⁷⁶ 「ライフストーリーワーク相談所」はリーズ市に属しているため、支援対象はリーズ市の社会的養護児童に限定されている。

②その年表をパートナーに渡し、相手からその年表に書かれた出来事や感情について聞き取ってもらう。

③自分の生育歴を聞かれた時に、「どう感じたか?」「答えにくいことがあったか?」などの意見を共有し、子どもがライフストーリーワークを行う時に感じる気持ちを体験する。

このようなワークを通じて、ライフストーリーワークの実践方法や技法を伝授することで実践することへの抵抗感や不安感を軽減することを目指している。また、同じ地方自治体に所属している専門職を対象としているため、実際のケースを使い、成功例や失敗例を紹介し、そこから学び合うことにも比重がおかれていた。

「ライフストーリーワーク相談所」の重要な機能はスーパーヴィジョンである。

「ライフストーリーワーク相談所」では、ライフストーリーワークを実践しているソーシャルワーカーが疑問や不安を感じた際に相談を受け付けるスーパーヴィジョン機能を設けている。隔週の水曜と木曜が開所日となっており、経験豊富なソーシャルワーカー兼アートセラピストの有資格ソーシャルワーカーが対応する。

相談の流れは以下のようなものである：

1. 電話で相談の予約を入れる。
2. 事前申し込みフォームに当該児童の情報を記入し、返送する。
3. 相談日に来所する。(可能な限りケアワーカーや里親の同席を推奨)

このような手続きを経て支援を開始してからも、ライフストーリーワークの進捗状況に応じて継続的な相談を推奨している。(来所相談だけでなく、電話相談も可) 相談内容は、ライフストーリーワークの開始前、開始後、終結に向けた方向性の確認など、多岐にわたるようである。ライフストーリーワークの内容よりも、「養子であることを告知すべきか否か」というような告知の可否についての相談を受けることもある。

第3項 SACCSのトレーニングとスーパーヴィジョン

SACCSが行うトレーニングは、大学で実施するものを除けば、SACCSのライフストーリーワーカーを対象としたものである。SACCSの2日間の初任者トレーニングの内容を、大阪ライフストーリー研究会が講師招聘して行ったトレーニングを例に挙げ、詳しくみていく。

なお、SACCS へは 2011 年 3 月と 2012 年 3 月に訪問しており、その際に Mary Walsh 氏、Richard Rose 氏へのインタビューを実施している。さらに、2013 年 9 月に Rachel Oliver (元 SACCS ライフストーリー部門責任者、現 Cove Care Supervising Social Worker) へインタビューを実施した。

ここでは 2012 年 10 月に日本で受講した 2 日間のトレーニングについて詳しく記述する。講師は、SACCS でライフストーリーワークを確立させた元ライフストーリーワーク部門責任者の Richard Rose 氏とトレーニング日時点ではライフストーリーワーク責任者であった Rachel Oliver 氏の 2 名であった。

【1 日目】

1. SACCS の概要説明
2. ライフストーリーワークの目的 (メリットとデメリット)
3. ライフストーリーワークのアセスメントと進め方
4. 子どもの発達、トラウマ、アタッチメントについて。

【2 日目】

1. 事例検討
2. ワークの技法を学ぶ。
3. ある事例をもとに壁紙のワークをする

(Richard Rose 及び Rachel Oliver のトレーニング資料より抜粋)

SACCS のトレーニングは、日本の実情に即して若干の変更が加えられているが、基本的な構造は英国で実施しているものと同様である。トレーニング項目は非常にシンプルではあるが、子どもの背景の理解とライフストーリーワークの技法の学習がバランス良く組み込まれていた。SACCS は、トラウマを受けた子どもの治療的養育を担う施設であることから、トレーニングの内容も相当長期間のライフストーリーワーク実施を見込んだ内容になっており、「ライフストーリーセラピー」の要素を含むものであった。

なお、SACCS 内部でトレーニングを実施する際には、新任のライフストーリーワーカーが子どもと同じ感覚を味わえるような仕掛けをする。例えば、ライフストーリーワーカーが、子どもが新しい環境で過ごすことがいかに心細いかを体感できるように、2 日目は

初日とは異なる部屋でトレーニングを行い、私物は一切持ち込まないという工夫をすることもある。

以上の、トレーニングに加えて、すべてのライフストーリーワーカーがライフストーリーワーク部のマネージャーからスーパーヴィジョンを受けることが規定されている。その頻度は、週1回、1時間程度である。スーパーヴィジョンでは、ライフストーリーワーカーの専門職としての成長に主眼を置いており、①プライベートな内容も含めてライフストーリーワーカーの状態を聴く、②現在行っているライフストーリーワークについての相談、③専門職としてのスキルアップに向けて必要な研究や知識についての議論（宿題が出されることもある）、の3点について話し合いが行われる。

上記のトレーニングをまとめると、二つのタイプに大別することができる。

1つ目は、理論・理念学習である。いずれの団体においても、愛着理論、トラウマ理論、発達心理学理論の学習は必須となっていることが分かる。それらの理論とライフストーリーワークを関連付けながら、ライフストーリーワークの必要性について学ぶことができるようになっている。また、ライフストーリーワークのメリットとリスクの両方を盛り込んでおり、受講者が独善的にライフストーリーワークを実践することがないように配慮されている。

このように、多くの理論を学ぶ背景には、ライフストーリーワークが必要に応じて様々な理論を援用しながら発展してきた経緯があることが挙げられる。ライフストーリーワーク論という独自の理論が存在しないために、理論学習もこのように様々な理論を援用しているのである。

2つ目は、自己覚知型・体験型学習である。対人援助職者が実際にライフストーリーワークで用いる手法やワークを体験し、子どもと同様の感覚を味わうことを目的として行われる。

この学習方法には、2つの目的がある。1つ目は、自らの成育歴を思い出すことや他者と共有し、自分自身の人生を振り返ることである。その過程で、未解決の課題があることを発見したり、自覚していく。さらに、これまでの成育歴で身につけてきた価値観や差別観に気付くことも重要である。結果として、ライフストーリーワークの過程で支援者が過度に巻き込まれたり、バーンアウトすることを防ぐことができる。

もう1つの目的は、ライフストーリーワークが子どもに与える影響を支援者が実感することである。自分について改めて考えること、成育歴のいわばプライベートな内容を他者と共有することがいかに難しいかということ体感するのである。

最後に、これらのトレーニングやスーパーヴィジョンは、英国の大学院レベルのソーシャルワーカー養成課程の上に成り立っていることを付け加えておきたい。英国のソーシャルワーカー養成課程では、各種の理論学習と長期間の現場実習を行う。そのため、ライフストーリーワークのトレーニングを受けるソーシャルワーカーは、すでに一定の知識と経験を持っていることが想定されている。ゆえに、トレーニングの参加者は、すでに各種理論や経験知などの前提となる共通知識という基礎部分を共有しているといえる。その基礎の上に、ライフストーリーワークという細分化された技法を学んでいるのである。

本章ではライフストーリーワークが社会的養護児童を対象とする技法という前提で論述してきた。しかし、ライフストーリーワークを必要としているのは、現在社会的養護で暮らしているインケア子どもだけではない。むしろ、第1章の分析結果からは、ケアリーヴァーとなってからの方がより切実なニーズを抱えていることが明らかになった。そこで、実際にケアリーヴァーを対象としたライフストーリーワーク支援が確立している英国を参照にして、その実態を詳しくみていこう。

第6章 英国のケアリーヴァーとライフストーリーワークの実際

第1節 英国における一般的な個人史及び家族史の保管とアクセス

ケアリーヴァーへのライフストーリーワークについて論じる前に、英国で一般市民が自分のルーツや家族史を探る際に活用できる社会資源の概要にふれておこう。

市民が誰でも自分のルーツを探るためにアクセスできる資源としては、「ナショナル・アーカイヴス (National Archives)」と「ジェネラル・レジストリー・オフィス (General Registry Office)」があげられる。ナショナル・アーカイヴスは、日本の国立公文書館にあたるもので、様々な歴史的資料や古文書が保管されている。その一方で、市民が自らのルーツを調べることがきできる「ファミリーサーチ (Family Search)」という部門が併設されている⁷⁷。

ジェネラル・レジストリー・オフィスは一般登記局と呼ばれるもので、出生、結婚、死亡などの各種証明書、国勢調査などを管理・保管している。

ここでは、自分の家系図作成を手助けする専門機関であるファミリーサーチについて紹介しておこう⁷⁸。この機関の運営資金は、モルモン教会から支給されているが、保管されている情報はモルモン教徒に限らず、個人、英国国教会、カソリック教会などから収集されたものである。また、家系図作成のためにここを訪れる人の九割はモルモン教以外の宗教に属しており、宗教に関わらず家系図を作成する目的でファミリーサーチを訪問している。ナショナル・アーカイヴスのファミリーサーチでは、コンピューターシステムを用いて自分の祖先を探すが、一般に公開される情報は制限がかけられている⁷⁹

ファミリーサーチに代表されるような自分のルーツを探り、家系図を作成する取組みに

⁷⁷筆者がナショナル・アーカイヴスに視察した際（2014年2月）には、本館の2階部分にファミリーサーチが置かれており、複数のボランティアスタッフが来所者の家系図作りやルーツ探いをサポートしていた。

⁷⁸日本国内でも、同様のサービスが展開されている。末日聖徒イエス・キリスト教会のファミリーサーチは、現在では世界最大の系図保管組織となっている。財源はすべて末日聖徒イエス・キリスト教会が出資している。ホームページ (FamilySearch.Org) によると、「ファミリーサーチでは、家族や個人が自分の家族歴史をたどるために使用できる探求資料を提供します」と記されており、家族記録の発見と保存（家族の撮影やデジタル化）、記録（索引作成）、オンラインアクセスを提供している。

⁷⁹誰でもアクセス可能なのは、死亡した者、もしくは100年以上経過した情報である。それより新しい情報については、個人名を「Mask」してプライバシーを保護している。

注目が集まったのは、1977年のアメリカのテレビドラマ「ルーツ」が発端であったといわれている。英国では近年、一般市民、特に退職者世代の趣味として注目を集めている。このような家系図作りに対する意欲の高さは、ナショナル・アーカイブスの書店でも顕著であった。ナショナル・アーカイブスの書店では、書籍の半数が家系図作りに関するものであった。子ども向けの家系図作りのガイドブックや書き込み式の家系図ワークブックまで様々なものが販売されていた。

本章の冒頭でこのような一般的な記録保管やアーカイブスについて触れたのには理由がある。1つは、一般市民が自分や家族について知る権利が保障されていることの一部を説明したかったのである。

もう1つは、このような英国社会の一般的市民へのサービスは社会的養護児童の「知る権利」を保障するための制度と無関係ではなく、むしろ、延長線上にケアリーヴァーの記録保存を位置づけることができると思われるからである。次に、このような英国社会を踏まえて、ケアリーヴァーの記録保管や情報開示についてみてみよう。

第2節 ケアリーヴァーの記録保管と情報開示

第1項 ケアリーヴァーの記録に関する法律

まず、養子縁組児童を除くケアリーヴァーが、自らの記録にアクセスする法的根拠について確認しておこう。なお、養子縁組された養子の「出生記録 (Birth Records)」へのアクセスについては、社会的養護児童とは異なるので、次項で述べることとする。

ケアリーヴァーが地方自治体の保管する児童記録 (File) にアクセスする際の法的根拠となるのは、1998年情報保護法 (Data Protection Act) である。子どもの記録は、「開示可能な記録 (Accessible Public Records)」という当事者に対して開示されるべき種別の記録として指定されている。そのため、ケアリーヴァーなどの当事者 (Data Subject) が自身の記録にアクセスした場合は、情報を管理している機関が40日以内にそれに応えることが定められている⁸⁰。

しかしながら、この法律には例外も規定されている。2000年に発令された法定規則 (Statutory Instrument) 415条によると、情報開示の結果、当事者もしくは第三者に深刻な身体的・精神的被害が及ぶ可能性が高い場合と判断された場合に限り、地方自治体は

⁸⁰ 情報保護法第7条

開示を拒否することができる。

次に、記録の保存年限であるが、1991年以前では地方自治体における「児童記録」は21歳の誕生日以降は保存の義務はなかった。しかし、1991年の法改正によって、児童記録は75回目の誕生日まで、もしくは、18歳以前に死亡した場合は死亡日から15年間保存と改訂された⁸¹。社会的養護を担う児童福祉施設が保存する児童の基礎情報やインケア中の記録の保存年限も同等に設定されている⁸²。

英国では、ケアリーヴァーからの情報開示請求が年間4000件以上に上るが、その理由は様々である。HoweとFeast(2000)によると、実親と再会した養子が自分の記録にアクセスした理由は、①長期間持ち続けてきた自分のルーツに対する興味(82%)、②自分についてもっと知りたい(75%)、③自分の背景についての情報を入手したかった、④実親探しのための情報収集(50%)であった。

同時期にKirtonら(2001)は、児童記録にアクセスしたことのある157人のケアリーヴァーを対象に意識調査を行った。それによると、アクセスの動機は、①基礎的な情報がほしい(86%)、②自分のルーツへの興味・関心(69%)、③実親を探するため(49%)、④医学的な情報を入手するため(34%)となっており、Howeらの調査と同様の結果が明らかになった。特筆すべきは、アクセスしてくる年齢が、養子が30代に対し、ケアリーヴァーは40代と有意差が認められたことである。この差は、情報不足や日ごろの働きかけの差に起因するものであり、当事者の興味の差ではないだろう(Feast 2009: p.4)。また、養親のもとを離れて自立した時、自分が親になった時など、人生の重大な時期に記録へのアクセスを考える養子が多い。

バナードスなどの児童福祉チャリティ団体のいくつかは、地方自治体のソーシャルワーカーとは異なり、情報保護法は本来適用されない。しかし、多くの民間児童福祉団体では、同法の規定に従って記録保管と開示を行っている。実際には、多くの民間団体が、地方自治体よりも優れた記録保管および開示システムを確立しているといわれているほどである(Care Leavers Association 2009: p.2)。その要因としては、対応する職員の質の差が挙げられる。意識の高い児童福祉チャリティ団体では、ソーシャルワーカーやアーキビストなど、記録の保存と開示に対応する専任の専門職を配置している。一方で、地方自治体で

⁸¹ Children and Young Persons Arrangement for Placement of Children (General) Regulations 1991.9(1)

⁸² Social Care, England Children and Young persons, England, The Children's Homes Regulations 2001, 28(1)(2)(3)にて規定されている。

は必ずしも専門職が配置されているわけではなく、事務職員が対応している。その他にも、自治体間や団体間の格差や養子とケアリーヴァーへの情報開示には差があり、後者への支援が不十分であることなどが問題として指摘されている (Feast 2009)。そのため、現在、当事者団体 (Care Leavers Association) や専門職団体 (Barnardo's や BAAF) が「記録へのアクセス促進運動 (Access to Records Campaign)」を行い、地方自治体ごとに情報アクセスについての手順を明確に設定するよう政府に働きかけている。子どもがどこの自治体の社会的養護で暮らしたかによって、生涯にわたって受けるサービスが変わることがないように、改善にむけた努力が続けられているのである。

ところで、英国では、養子縁組された養子の「知る権利」は社会的養護で育ったケアリーヴァーへの支援とは異なる法律によって保障されている。養子の場合、2002年養子と児童法 (Adoption and Children Act 2002) に基づく規則⁸³において、養子縁組関連の記録を養子縁組命令後 100 年間保存すると規定されている。また、18 歳以上であれば、自分の「出生記録 (Birth Records)」に無条件にアクセスすることが保障されている。ただし、1975 年 11 月 12 日以前養子縁組された場合は、開示前に専門のカウンセリングを受けることが条件となっている。

第 2 項 英国における社会的養護当事者の「知る権利」の背景

では、このような記録保管と開示制度が浸透している英国において、社会的養護児童やケアリーヴァーの「知る権利」がどのような経緯で保障されるようになったのかみていこう。

英国の社会的養護児童およびケアリーヴァーの権利向上の原動力として挙げられるのは、当事者運動の影響である。英国における社会的養護の当事者運動は、「国連子どもの権利条約」の制定よりはるか以前の 1970 年代年頃から活発になった。

1976 年には、世界で初めてとなる「養護児童の声」会議が発足し、翌年には児童福祉関係者に衝撃を与える報告書を刊行した (Page, R. and G, Clark 1977=津崎 2010)。その報告書では、「養護児童権利憲章」及び「私たちが改革したいこと」が提示された。それらの中に、子どもが自分や自分の家族について「知る権利」の保障や (「養護児童権利憲章 2 条」、家族と離れて暮らす理由を全ての社会的養護児童 (青少年) が理解しているか確認し

⁸³ The Disclosure of Adoption Information (Post-Commencement Adoptions) Regulations 2005, 6 条

てほしい（「私たちが改革したいこと」8条）という要望を明確に表明している。

このような画期的な活動が可能になった背景には、当事者運動を下支えした施設職員やソーシャルワーカーなどの支援者の存在がある。「児童養護の声」会議発足以前に、すでに地域で小規模な活動が開始されていたことが大きな機運を生んだといえる（Page, R. and Clark, G. 1977＝津崎訳 2010）。その後、1985年には、「イギリス養護児童権利憲章百箇条」が制定された。ここでも同じくケース記録に関して12項目にもわたる社会的養護児童の権利が明記されている（津崎 2009）。

その後、「児童養護の声」活動は、1979年に解散した。しかし、その後も当事者活動は各地に広がり、地域レベルで展開され始めた。中でも全国規模の活動として代表的なものは、当事者が主体的に組織したNAYPIC（全国社会的養護児童協会）である。

NAYPICは明確な活動目的⁸⁴に照らし合わせて、様々な功績を上げたが、社会的養護当事者の「知る権利」を向上させる上で特筆すべきは、1983年に下院社会福祉委員会（社会的養護で暮らす子ども・若者に関する公式調査委員会）へ提出した文書『みんなで担う社会的養護』では、NAYPICのポリシーとして、当事者が個人ファイルを読む権利やコメントや意見を加える権利を主張し、個人ファイルを閲覧できる人の管理を厳格化すること、情報管理の仕組みについての説明責任を果たすよう要望が出された。

その後も、NAYPICが1980年代に行ったいくつかの調査の1つに個人ファイル（記録）の取り扱いについて取り上げられた。1984年度に行われた調査結果が、翌年に『誰に閲覧を許可するか？個人ファイルと社会的養護で暮らすわかももの』として刊行された。そこで掲載された項目は、①自分の個人ファイルを読む、②個人ファイルに記載された情報およびその正確さの問題、③個人ファイルへのアクセス、④若者が社会的養護を離れると個人ファイルはどうなるのか？⑤個人ファイルに関する施策と手順についてであった。自分のファイルを読んだことがあるのは少数（11%）であること、ファイルに記載された内容が若者の認識する事実ではないこと、当事者が個人ファイルにアクセスしにくい状況にある一方で閲覧範囲が不明瞭であることが批判されていた。また、社会的養護を離れる際に自分の個人ファイルが欲しいという意見が3分の2を占めていた。（Stein 2011＝津崎 2014、pp.131-133 および pp.192-200）

⁸⁴ 1979年の最初の会議で合意されたNAYPICの活動目的は、①社会的養護で暮らす子どもと若者の生活環境を改善する、②社会的養護で暮らす若者が情報・助言の提供を受けやすくする、③社会的養護で暮らす若者による意見表明を促進する、④と一かるな「養護児童の声」グループの発足・支援・発展に役立つ、の4点であった。（Stein 2011＝津崎 2014）

このように、英国では 30 年前から記録のあり方が議論の俎上に上り、具体的に権利を保障するための方策が模索されてきたのである

さらに、このような当事者の意見を聴く文化が醸成されてきた結果、現在では児童福祉機関でケアリーヴァーを積極的に雇用するなど⁸⁵、当事者の声を支援の質向上や施策に反映させるための当然の手続きであるという文化が根付いているといえる。

現在、ケアリーヴァーに対する「知る権利」の啓発活動を先導している当事者団体は、Care Leavers Association⁸⁶である。この団体は、ケアリーヴァーに対して、自分の記録にアクセスする権利があること、さらには実際にアクセスするための方法について情報を提供している。ホームページ上に、アクセス方法を解説したブックレットやアクセスしたケアリーヴァーの経験談や感想などを掲載している⁸⁷。自分の児童記録にアクセスすることについての体験を、「多くの人にとっては、非常に肯定的で高揚感を伴う経験である (Care Leavers Association Guidance 2009) というように、肯定的な体験として発信されている。ケアリーヴァーが、自分と同じ立場にある当事者から情報と支援を得られることは彼ら自身が持つ権利を広く知らしめ、実際に行動に移すためには欠かせない要素である。

次に、調査研究の側面が与えた影響をみていきたい。まず、Feast ら (2003) が行った一連の調査は、ケアリーヴァーや養子のニーズを知らしめる意味で重要な位置をしめている。2000 年までに 500 人近い養子を対象とした調査を行った。養親との関係性の良し悪しに関わらず⁸⁸、養子のように実親と離れて暮らす人が自分のルーツを知りたいと思うことは自然で普通のことだという語りが多く収集された。また、実親との再会を希望しなくとも、自分の出生証明書や養子縁組証明書などの記録へのアクセスは希望することもあることも明らかになった (Howe and Feast, 2000)。さらに、2005 年には、養子、養親、実親の三者 (Adoption Triangle) を対象とした調査が行われ、同様のニーズがあることが証明された。(Triseliotis, Feast and Kyle 2005)

このような大規模調査によって、実親と離れて暮らす社会的養護の人々のニーズが明らかにされるにつれ、さまざまな法制度が強化されてきたのである。

⁸⁵ 例えば、2014 年 9 月に里親支援団体「Core Assets Group」を視察した際に対応してくださった 3 名のスタッフは、いずれもサポートワーカーとして里子や里親への支援を行うケアリーヴァーであった。

⁸⁶ 団体の概要などは、"<http://www.careleaversassociation.com>" を参照のこと
現在掲載されているものは、2009 年に作成された第 2 版である。

⁸⁸ 実際には、Feast (2003) によると、実親と再会した人の 53% が自分の養子縁組を前向きに捉えている。(p.27)

最後に、メディアの与えた影響についても若干触れておく。Feast (2009) によると、1995年に「バナードスの子どもたち」というテレビ番組が放映された直後から、それまで年間1500件ほどのアクセスだったのが、放映後の数週間で4000件ものアクセスがあった。さらに、近年では、BBC2で「Family Tree」という連続ドラマ番組が放映されており、一般市民の間でもルーツ探しや家系図作りが注目される契機となっているのである。

第3節 支援団体によるケアリーヴァーへの支援の実際

第1項 児童移民トラスト (Child Migrant Trust)

現在では、英国のほとんどの社会的養護児童は国内で里親委託されている。しかし、長い歴史の中では、英国が社会的養護児童を「児童移民 (Child Migrant)」として海外に送り出していた時期がある⁸⁹。本論で特に注目したいのは、第二次世界大戦後の「児童移民」と移民児童が成人してから自らのアイデンティティを取り戻していくプロセスに介在するライフストーリーワークについてである。

まずは「児童移民」問題の概観しよう。

1945年から1967年の間に英国の社会的養護児童が、オーストラリアやカナダ、ジンバブエ、ニュージーランドに単身で移民させられた。一部の子どもは、親から許可も得ず、のちに子どもを探しにきた親に対しては「子どもは英国内で養子縁組された」と虚偽の申告をしていたことが明らかになっている。子どもに対しては、「親は死亡してあなたは天涯孤独である」と伝え、移民させたのである (Humphreys 1994=都留、都留 1997)。

2000年以降に、それまでひた隠しにされてきたこの「児童移民」問題が明るみになり、2010年に英国のブラウン首相 (当時) が公式に謝罪する運びとなった。

本論では、「児童移民」問題の全容を説明することはできないが、移民児童が成人し、「元移民児童 (Former Migrants)」という立場になってからの支援に着目し、現在の英国において、ケアリーヴァーがアイデンティティを獲得していくための支援がどのようなものであるかその一端に触れたい。

元移民児童への支援は、現在、主に「児童移民トラスト (Child Migrant Trust) ⁹⁰」によって行われている。元移民児童が数十年前に断たれた自分のアイデンティティや家族関係を回復するための支援を提供している。「児童移民トラスト」は、英国ノッティンガムに

⁸⁹過去350年間でその総計は135000人とも言われている (Child Migrants Trust, 2011, p.4)

⁹⁰詳細は、<http://childmigrantstrust.com/>を参照のこと

本部があり、オーストラリアのメルボルンやパースにも支部を設立している。筆者が2014年2月に行った視察の結果をもとに、「児童移民トラスト」の仕事についてみてみよう。

「児童移民トラスト」は、『からのゆりかご—大英帝国の迷い子たち (Empty Cradle)』を執筆し、「児童移民」問題を最初に社会に発信したマーガレット・ハンフリーズ所長のもと、夫のマーヴィン・ハンフリーズが事務方責任者、ソーシャルワーカー2名が元移民児童への直接的支援を担っている。他に事務職員が1名雇用されている。オーストラリアにある事務所にもそれぞれソーシャルワーカーが雇用されている。現在、トラストの運営資金は、英国とオーストラリア両政府が負担しているが、一部は一般市民からの寄付によって賄われている。ブラウン首相の正式謝罪以降は、元移民児童が自分の親族に再会するために英国に帰国する際の費用は、特別の Family Restoration Fund を通じて英国政府が負担することになった。

次に、「児童移民トラスト」が元移民児童に提供している支援の実際について、副所長とソーシャルワーカーへの聞き取りから明らかになったことをまとめていく⁹¹。

「児童移民トラスト」に元移民児童から問い合わせがあった場合⁹²、その人の基礎的な記録（出生証明書など）を探していく。当事者本人が自分の基礎情報を持ち合わせていない場合も多く、そのような場合はソーシャルワーカーがジェネラル・レジストリー・オフィスから出生証明書などを取り寄せ、より詳細な家族についての調査を開始する。現在では、多くの基礎情報はマイクロフィルム化されており、「児童移民トラスト」が事前登録しているためインターネットを通じて手に入れることができる。それらを当事者に伝達し、当事者と家族のニーズがあれば再会するためのさまざまな手続きを含め、支援をしていく。

ソーシャルワーカーの重要な職務は、公的な記録を取り寄せ、生育歴や家族史の穴を埋めることでアイデンティティの確立を図ることだけではない。より重要なのは、苦痛を伴う個人や家族の情報をいかに元移民児童とその家族に伝えるのかという点にいかに専門性を発揮することができるかということである。ソーシャルワーカーはこの作業を、「新たな事実を元児童移民のライフストーリーという枠組みの中にいかに位置づけ、組み込んでいくかということを常に念頭において行っている」と表現していた。

⁹¹ 2014年2月に「児童移民トラスト」のソーシャルワーカー2名(Lindsey Hughes と Pauline Mace)及び副所長 Mervyn Humphreys 氏へ聞き取りを行った。

⁹² 問い合わせをしてくる元移民児童の多くは、現在もオーストラリアに居住しており、必然的にオーストラリアからの問い合わせが多いという。

現在は、元移民児童の高齢化に伴い、「児童移民トラスト」は、元移民児童本人だけでなく、その子どもや孫などの子孫や拡大家族、英国にいる実家族などの非常に幅広いクライアントに対して支援を提供している。このような支援を前述のソーシャルワーカーは「多世代支援 (Multi-Generational Support)」と定義していた。元児童移民が子育てを通じて子どもや孫の世代に意識的・無意識的に伝えたことがらに対して、元移民児童の死後などに（存命中のこともありうる）子孫が説明を求めて「児童移民トラスト」に問い合わせにくる。元児童移民の問題が世代を越え、次世代にも大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。この多世代支援を視野にいれるという理念は、現在の社会的養護にも通じている。2005年の法改正の際に、養子縁組児童本人のみならず、養子の子孫が養子縁組記録にアクセスすることができるようになったのである。

英国におけるライフストーリーワークを考えると、「児童移民」問題とそれへの対応は密接な連鎖関係にある⁹³。まず、「児童移民トラスト」の業務を支える基礎記録へのアクセスは、ナショナル・アーカイヴスやナショナル・レジストリー・オフィスなどの記録保管制度が下支えしている。さらに詳細な個人の記録は、児童移民を送り出した側の児童福祉施設（現在は、施設自体は閉鎖されている）の保存している記録が重要な情報源となる。例えば、事項にて言及するバナードスから移民させられた子どもと家族の生活状況などの詳細な情報については、バナードスの記録（アーカイヴス）に保管されているのである。

反対に、英国のソーシャルワーカーの間でライフストーリーワークが広く認知されてきたことで、多くのソーシャルワーカーがライフストーリーワークについて学ぶ機会があるからこそ、「児童トラスト」の支援にもライフストーリーワークが応用できたということもできるであろう。

第2項 バナードス (Barnardo's) における社会的養護児童の記録保管

次に、ケアリーヴァーの「知る権利」を保障するための専門サービスを展開しているバナードスの実践を軸に英国における児童福祉施設や里親のもとで育ったケアリーヴァーへの支援を概観してみたい。

バナードスは、1867年に Thomas John Barnardo によって設立された。当初は、貧困

⁹³ 「児童移民」問題は、ライフストーリーワークへの影響にも増して、英国において戦後、入所型児童福祉施設を閉鎖したことへの影響の方が甚大ではあるが、ここではそれについては触れない。詳しくは、津崎（2013）を参照されたい。

地域の子どものホステルを設立し、孤児や貧困家庭の子どもへの衣食住と教育の保障から支援が開始された。バナードスは他の多くの児童福祉チャリティ団体と同様、現在は入所型の児童福祉施設の運営は行っていない。現在は、里親委託・里親支援団体としての業務や障がい児福祉領域での支援を提供している。また、里親委託された子どもが可能な限り長期間（概ね 21 歳ごろまで）里親家庭に居住できるようなリーヴィンケア拡充のためのロビー活動や調査研究も行っている。

忘れてならないのは、バナードスは、前項で述べた児童移民を送り出したといういわば、「負の歴史」を抱えていることである。そのため、現在は、元移民児童を含むケアリーヴァーからのアクセスに応える専門部門である **Making Connection** を設立し、支援にあっている。本論では、この **Making Connection** の役割と記録保管制度に着目していきたい。

Making Connection は、バナードスが関与したすべての社会的養護児童（養子縁組された養子も含む）の記録を保存しており、ケアリーヴァーからのアクセスに対応している。バナードスの本部事務所（Berkingside）とは別に、ロンドン市街地（Plaistow）にオフィスを構えている。オフィスの一階部分には、バナードスの組織の史料とバナードスが関与した 1867 年から現在までの子どもの記録（社会的養護児童 370,000 人分及び養子縁組児童 6,500 人分）を保管している。

筆者が 2014 年 2 月に視察した際にはここでは、これらの記録の適切な保存のために常勤換算すると 6.3 名のアーキビストを雇用している。また、ケアリーヴァーからアクセスがあった際に、資料を渡すだけでなく、前後のフォローを行い、必要に応じて記録の内容を共に読み解くなどの支援を行うために、常勤換算 4.5 名のソーシャルワーカーを雇用している。各ソーシャルワーカーの担当ケース数は常時約 18～20 件ほどであった⁹⁴。

バナードスのソーシャルワーカーが特に配慮していることとしては、当事者の「知る権利」を保障すること同時に「第 3 者情報（Third Party Information）」の削除の双方を視野にいれ開示内容を選定することが挙げられた。例えば、子どもの記録に、入所理由として「母親が中絶手術をするために入院した」と書かれていたとしても、ケアリーヴァーには入所理由を「母親が入院したため」と説明するとのことであった。「中絶手術のため」と

⁹⁴ 2012 年 2 月の視察では、Children Services 全体の Director である Kate Roach とソーシャルワーク部門 Director である Ms. Phyll Green とソーシャルワーカーの Ms. Trish Scott への聞き取り調査を行った。

いう情報は、母親という第三者の「繊細な (Sensitive)」情報として削除され、書類のその部分は切り取られてケアリーヴァーに渡される。

これらの情報を求めて全英及びオーストラリア、カナダからのアクセスがあるが、情報伝達は多くの場合、電話で行われる。インケアの子どもに対するライフストーリーワークのように面接を重ねることはまれである。

さらに、Making Connection では、追跡・仲介サービスも行っている。主に、生き別れになった実親や兄弟、バナードスが以前運営していた児童福祉施設で共に暮らした友人を探し出し、再会を仲介する支援も提供している⁹⁵。これについても、膨大な量の記録から丁寧に情報を選別して、当事者に情報提供が行われている。

このように、Making Connection による支援は、ケアリーヴァーの「知る権利」を保障することに特化しており、ライフストーリーワークと言っても密度が薄い傾向がある。しかし、対応するアクセスの数は膨大であり、相当数のケアリーヴァーのニーズに応えているという現状がうかがえる。

第3項 地方自治体における児童記録の保管と開示

社会的養護児童の最も基本的かつ包括的な記録を作成する役割を担っている児童ソーシャルワーク部が設置されている地方自治体における児童記録の保管とアクセスについてはどうなっているのだろうか。

前述のように、当事者団体や Feast (2009) も自治体間で対応に差異があることを指摘している。ここでは、当事者団体 (Care Leavers Association) から優れた実践を行っている三つの地方自治体のうちの一つとして表彰を受けている、ウエストサセックス (West Sussex) 県における個人情報管理部門の記録当事者アクセス施策 (Subject Access Policy) を参考に、地方自治体におけるケアリーヴァーへの支援の内容について概観する。

ウエストサセックス県では、ケアリーヴァーが自分の児童記録にアクセスしてきた場合に対応するのは、Data Management and Access Officer (以下、DMAO)⁹⁶という職員である。DMAO は、ソーシャルワーカーなどの対人支援の有資格者に限定された職種ではない。しかしながら、情報の開示にあたっては児童ソーシャルワーク部と連携をとり、関係者の福祉を保障することが規定されている。また、ウエストサセックスでは、情報を得る際に

⁹⁵ この支援については、きょうだいを探す場合を除いては有料となっている。

⁹⁶ 他の地方自治体では、Access to Records Officer (AROs)などの名称を用いていることが多い。

「当事者がこれまで知らなかった、動揺することが予想される情報が開示されることがある」ため、DMAO 同席のもとで記録を閲覧することを推奨している(同上：p.20)。特に、ケアリーヴァーが比較的の低年齢(21歳未満)の場合は、ソーシャルワーカーが支援を継続しているケースが多いため、ソーシャルワーカーからの支援も受けながら開示された情報を理解していく。しかし、ケアリーヴァーがすでにソーシャルワーカーからの支援を受けられる年齢を超えている場合は、必要に応じて、DMAO の他にも独立したソーシャルワーカーがサポートすることとなっている。

DMAO の他にも、ウェストサセックス県では、法的サービス部門が設置されている。DMAO の提供する支援がコンプライアンスを遵守しているかを確認することが主な職務である。DMAO 等に対して研修を実施するなどして、コンプライアンス遵守のために参加活動などを行うが、ケアリーヴァーへの直接的な法的アドバイスなどの直接支援は行っていない(同上：p.10)。

ウェストサセックス県において、ケアリーヴァーから記録へのアクセスがあった場合の対応手順は以下のように定められている(West Sussex County Council 2006：p.11-12)。

- ① 当事者からのアクセスがあると DMAO が当事者に申込用紙を送り、それに記入して返送するように伝える。
- ② 申込用紙が DMAO に返送され次第、本人確認書類を確認し、有料の場合は小切手も確認する。この時点から 40 日以内に当事者に連絡することになる。
- ③ 電子ソーシャル・ケア記録システムを用いて記録の所在を確認する。現在進行形のケースや複雑な問題を抱えているようなケースの場合は関係部署(ソーシャルワーカーやソーシャルワーク部の管理職)に連絡する。
- ④ 資料を用意する。

バナーズなどの民間団体と同様、ケアリーヴァーへの情報伝達の際に最も課題となるのは、第三者情報の取り扱いについてである。ウェストサセックス県では、第三者情報は、本人の同意がなければ削除することがあるが、ケアリーヴァーが自分のアイデンティティを確立するために必要かつ有益な情報であれば、可能な限り伝達するように検討をする。専門職(ソーシャルワーカーや教師、保健師)の意見については、特例を除き、ケアリーヴァーに属する「関係者情報」という扱いになり、開示する方針を打ち出している。

このような明確な施策理念を打ち出し、内外から高い評価を得ているウェストサセックス県ではあるが、現在、スタッフの専門性という課題を抱えている。自身もウェストサセ

ックス県でDMAOとして勤務するMaggie Lucey氏によると、DMAOという職種に適しているのは、「記録保管の専門職とソーシャルワーカーやカウンセラーが混合（Hybrid）した者⁹⁷」である。つまり、ウエストサセックスの情報管理部門は、情報保管という役割にとどまらず、ソーシャルワーク部局と同様に対人支援という意味合いを含んでいることが分かる。

このような複雑な業務にもかかわらず、DMAOは専門職として採用されているわけではない。そのことから、さまざまな課題が生じている。とりわけ、複数の関係者（親、家族、地域など）の個人情報とケアリーヴァーの「知る権利」の保障についてバランスの取れた判断をすることや伝達後の支援⁹⁸などを行える専門職の養成が必要とされている。

本章を通じて、ケアリーヴァーとなってからも生涯にわたって「知る権利」が保障されている英国のライフストーリーワークの実態と守備範囲の広さを改めて認めることができた。

前章でみたような50年に渡るライフストーリーワーク実践と理念が、現在ではケアリーヴァーへの支援に拡充しているだけでなく、移民児童というマクロな社会問題の当事者の権利回復支援の中核的役割を果たす程にまで発展している。それとは反対に、当事者運動からのマクロな政策提言がライフストーリーワークの内容や対象者拡大などにまで影響を与えていることは特筆に値するだろう。

インケア中のライフストーリーワークが、子どものニーズに応じてさまざまな形態やレベル、濃淡で提供されていることと同様に、ケアリーヴァーへのライフストーリーワークもそれぞれのニーズに応じて提供されている。重要なのは、このような支援が広義のアフターケアという意味も持ち合わせていることである。つまり、社会的養護当事者が、人生の重要な時期（出産、結婚、近親者との死別）に自分の生育歴に立ち戻り、自分の人生について考える機会として捉えることができる。インケア中のライフストーリーワークの延長線上にケアリーヴァーへの支援が整備されていることで、何重ものセーフティネットが用意されていると言い換えることもできるだろう。

むしろ、ケアリーヴァーへの支援は、インケア中に行われるライフストーリーワークと比べると、それほど手厚い内容ではないかもしれない。しかし、ライフストーリーワーク

⁹⁷ Rachel Williams, 'Care Leavers to get access to their records' The Guardian, 2014 (18th March)より抜粋

⁹⁸ 情報伝達の前後に、ケアリーヴァーにニーズに応じて精神科や当事者団体の紹介も行うことがある。

に取り組む（もしくは取り組まない）という選択を支える英国の制度は、日本のライフストーリーワークの展開に有益な示唆を与えるだろう。

終章 日本のライフストーリーワークの実践展開と成立要件

第1節 日本における実践展開

本論では、日本の社会的養護児童のニーズに応える新たな支援として、さまざまな可能性があることが理解できた。

現時点で、最も大きな効果が期待できるのは、ライフストーリーワークが子どもの「知る権利」を保障するための理念と具体的な技法を提示している点である。本論で分析したケアリーヴァーの語りからは、社会的養護児童の抱える多くの問題が、「知る権利」が保証されていないことにより、将来展望が持てないことや家庭復帰を諦められないことによる過度な期待や幻想が生じていることが分かった。

そこで、現在の日本においてすぐに実践可能であり、かつニーズが高いのは、「知る権利」の保障という最も基礎的なライフストーリーワークであろう。本論でみてきたライフストーリーワークの定義やケアリーヴァーのニーズに照らし合わせると、ただ単に情報を伝達するのでは不十分である。これまで知らされてこなかった情報に触れることになる子どもの準備性の判断は非常に重要な位置を占めることから、「日常場面型」のライフストーリーワークがその前提として成立していなければならない。そのうえで、子どもの状況やニーズに応じた「セッション型」のライフストーリーワークが可能になるだろう。

ここで強調したいのは、拙速な情報伝達は子どもの福祉を増進しないばかりか、危険性があることを忘れてはならないということである。例えば、日々の治療的養育が未整備の段階で、トラウマ体験に焦点化したライフストーリーワークを行うのは重大な危険を伴う。

さらに、別の側面からも基礎情報伝達の必要性をみることができる。インタビュー協力者の多くが、それまで断続的にはあるが入手していた情報をもとに自力で自己物語の再編を行っていた。このような見地からも、ケアリーヴァーが自分の生育歴に向き合う際に必要な「基礎情報」をインケア中に一定程度伝えることを暫定的なライフストーリーワークの目標として設定してもいいのではないだろうか。それに伴い、日本版「ライフストーリーブック」の作成も必要になるだろう。

ここで誤解のないようにしたいのは、社会的養護当事者が基本的な情報を知ること以上にライフストーリーワークにつながるようなニーズを感じていないわけではないという点である。ケアリーヴァーの語りからは、新たに入手した情報を「セッション型」のライフストーリーワークによって自己物語に組み込み、再編していくための専門的支援の必要

性をうかがい知ることができた。今後は、このようなライフストーリーワークの拡充や展開の方法を模索する必要があることは間違いない。しかしながら、英国の状況をみると、このような高度なライフストーリーワークを行うには、ケアリーヴァーへのライフストーリーワークを含めたさまざまな法制度やアフターケアの整備、社会的養護全体のソーシャルワークやケアワークの質の向上などの条件が整って初めて安全にライフストーリーワークを行うことができる。

第2節 より包括的なライフストーリーワークの成立要件

「知る権利」の保障に主眼を置かざるをえない日本のライフストーリーワークの現状は、英国がライフストーリーワークを初めた初期段階とほぼ同様の状態にあるといえる。英国では、その後数十年をかけて、子どもの「知る権利」の保障だけでなく、より幅広いニーズに応えるためにライフストーリーワーク支援を拡充させてきた。

そこで、日本においても、ライフストーリーワークがより多様なニーズに応えうる支援として発展していくために必要な要件について検討しておこう。

第1の要件は、ライフストーリーワークに関する体系的なトレーニング体制と継続的なスーパーヴィジョン制度の確立であろう。

日本では、この10年程の間にライフストーリーワークが急激に普及してきたがゆえに、すべての関係者や支援者がライフストーリーワークの理念や理論を十分理解しているとはいえない。さらに、Ryan と Walker (2010) が、ライフストーリーワークを実施すると支援者の未解決の感情が想起され、子どもとのワークで扱うべき特定の内容を回避しようとする心理的な作用が働くことを指摘しているように、子どもとのライフストーリーワークが支援者に与える影響にも注意を払う必要がある。

そこで、支援者のバーンアウトやライフストーリーワークが独善的になるリスクの軽減をも射程に入れたトレーニングやスーパーヴィジョン体制の整備が求められる。

英国の体制を参考にしてみると、トレーニングでは、ライフストーリーワークを単なる技法としてだけではなく、その背景にある理念と周辺理論の学習を通じて子どもが置かれた状況や解決すべき課題を理解する。さらに、スーパーヴィジョンは、Coulshedら(2006 = 星野ら 2009) が「一歩下がって、実践について考え、直観や偏見の代わりに情報に基づく判断を展開するための重要な機会の一つ (p.197)」と定義するように、反省的実践を意識し、支援者の発達 (Professional Development) を促進する機会を提供することで良質

な実践を支えるものでなくてはならない。

最も重要なのは、参加型学習により支援者の自己覚知を促すことである。とりわけ、ライフストーリーワークを倫理的に実践するためには、支援者が自らの権力性や影響力を自覚しながら、適度なパターンリズムによって子どもが自己物語を獲得することを支援することが重要である。これらの自己覚知の上に技法を学ぶことで、安全にライフストーリーワークを行う実践者が養成されていくといえる。

このようなトレーニングやスーパービジョン体制を用意するためには、ライフストーリーワークを行う実践者のみならず、実践経験と理論を併せ持つトレーナーやスーパーバイザーの育成も必要であろう。

第2の要件は、記録保管および開示制度の確立である。現状では、すべての社会的養護児童にライフストーリーワークを行う機会が保障されているとはいえない。むしろ、ライフストーリーワークの重要性を理解し、実践している支援者は少数派である。さらに、自分の生育歴に向き合いたいと思うタイミングが個々別々であることを考えると、生涯にわたる「知る権利」の保障と支援を実現する新たな制度が必要である。

英国を参考にすると、記録保管制度を運用する支援者が鍵を握っていることは明らかである。日本においても、この分野ですでに実践や研究の蓄積があるアーカイブス学などから有益な知見を得られるが、現時点で想定可能なくつかの留意点を挙げてみよう。

まず、留意すべきは、「記録」を保管するということは、そこに含まれる人々が差別の対象として同定されてしまう可能性をはらんでいるという点である。個人の出自などを含むアーカイブス学が早期に確立された欧米圏では、記録が存在したがゆえに権利侵害が引き起こされたのである⁹⁹。日本においても、社会的養護児童の記録保管制度の確立は、被差別者を同定する情報源となってしまうというリスクは十分考慮されるべきである¹⁰⁰¹⁰¹。

このような社会的養護当事者の記録保管・開示制度は、日本の児童ソーシャルワーク全体にも一石を投じることになる。記録管理制度が確立は、当事者はいずれかの時点で自分

⁹⁹ ノルウェーでは、第二次世界大戦時にノルウェーに進駐していたナチス軍と現地の女性の間に生まれた子どもの記録が存在したことで、戦後その子どもたちが生活保障を受けられないなどの被害を被るという事態が引き起こされた。このような経緯を経て、アーカイブス保管・開示の倫理についての議論が活発化していった。(Valderhaug 2011)

¹⁰⁰ 本論では詳しく触れていないが、日本においても、被差別部落の人々の戸籍問題などの社会問題がすでに存在しており、過去の失敗から学ぶことが重要である。

¹⁰¹ 福祉施設の史料研究を長年行ってきた二井(2001)は、国立武蔵野学院に厚生労働省・家庭福祉局管轄(児童福祉関係)の専門資料館を設置することを提案している。

の施設入所の理由や家族の状況に対する支援者の評価や意思決定過程についても知る可能性が開かれることを意味する。そのような状況では、親子に対する入所理由の説明が異なるというような非倫理的な実践は許されなくなるだろう。つまり、子どもに対してオープンで正直であることを達成するのであれば、保護者に対して、または支援者間でも同等の正直さが求められることになる。それに伴い、記録の記述方法や内容にも客観性や中立性が求められることになることは間違いない。

第3の要件は、ライフストーリーワーク実践や理念に通底する倫理の確立である。

ライフストーリーワークの倫理とは、①ライフストーリーワーク実践から見える課題を個人の問題としてではなくマクロな社会の問題として捉える視点、②ライフストーリーワークが独善的かつ過度な権力性を帯びた内容にならないような理念と実践に関わること、である。

本論で分析したライフストーリーワークを行ったケアリーヴァーの語りからは、社会的養護当事者本人の抱えるミクロなニーズや効果、課題が読み取れたが、同時に、さまざまな社会的養護制度の課題として転化すべき事柄が多く含まれていた。このようなミクロな側面から見えるマクロな課題を導き出すこと、さらにマクロな視点を持ちながらミクロな個人の状況を理解することは、ライフストーリーワークの果たすべき新たな役割だといえる。

日本において倫理規準にかなった実践を推し進めていくためには、ライフストーリーワークを狭義の技法論としてだけでなく、それが拠って立つ理念も併せて普及していく必要があるだろう。それには、上述のトレーニングやスーパーヴィジョンが重要な役割を果たすことになる。

さらに、当事者団体からの評価や彼らとの協働も不可欠となる。ライフストーリーワークを軸に、支援者—当事者という一方通行の関係に代わる新たな協働のあり方を模索することが求められている。

本論全体を通じて改めて認識したことは、ライフストーリーワークが日本においても英国においても極めてボトムアップの理論・支援形態だということである。英国では、過去50年間をかけて、養子支援に端を発したライフストーリーワークが発展し続け、元移民児童への支援として結実していったように、日本においても、ライフストーリーワークを通して見える課題を改善することが日本の社会的養護の拡充や底上げにつながるだろう。

第3節 本論の限界と今後の課題

最後に、本論の限界と今後さらなる検討が必要な点を明らかにして筆をおこう。

本論の限界のひとつは、筆者が行った調査の普遍性についてである。本論の調査は、インケアの子どもではなく、ケアリーヴァーを対象としている。そのため、実際に現在社会的養護で暮らす子どものニーズを的確に反映しているわけではない。さらに、調査対象者が極めて少人数であり、かつインタビュアーの中立性にも問題があることから、調査結果の普遍性という面での課題が残るといわざるを得ない。

今後は、中立的な第三者による大規模な効果測定と、すでに行われているライフストーリーワークに類する実践との比較研究を通じて、日本の社会的養護児童のニーズに応じたライフストーリーワーク研究を深めていくべきであろう。さらに、一般の若者とケアリーヴァーの間のアイデンティティ確立のプロセス比較も課題となるだろう。

本論では、ミクロな対人支援の見地からライフストーリーワークを分析研究したが、マクロレベルへの働きかけを射程に入れたソーシャルワークの視点からの分析は十分には行えなかった。今後は、臨床社会学や社会人類学、あるいは比較文化学などの見地から、より広範囲のライフストーリーワークの役割や可能性について探究していく必要があるといえる。

本論文を手始めに、ライフストーリーワーク論が単なる技法論に留まらぬよう、複眼的な視点からの研究を続けていきたい。

謝辞

まず最初に、私がライフストーリーワークの研究に没頭していった動機について触れておきたい。

きっかけは、私が生まれる前の兄の事故死についての突然の告知であった。あまりの衝撃に、その後10年はその話題に触れることはなかった。両親は、当然、私よりも深い傷を負っており、30年以上の歳月を経て、孫の成長に引っ張られるかのように兄の名前を口にできるようになった。このような両親の苦悩と変化を目の当たりにし、人には「乗り越えていく力」があることを実感した。しかし、同時に、それがどれだけ険しく、長い時間を要する道のりなのかということも思い知ることになった。

このような体験と児童自立支援施設での多くの出会いから、辛い過去を「乗り越えていく力」を後押しするような支援が必要だと信じて、本論文を書きあげた。これからも、その人がもつ力をそっと支えられるような、「共に在る支援者」になれるよう努力をしていきたい。

英国のライフストーリーワークで広く受け入れられたワークの1つに、「3人の親（生みの親、法的な親、育ての親）」の役割について学ぶものがある。私が実践と研究を続けてこられたのも、以下に挙げる「3人の先生」のご支援のおかげである。

おひとり目は、指導教員である、京都府立大学の津崎哲雄教授である。私が英国から帰国した直後に全く面識が無いにもかかわらず、突然の電話に丁寧に対応して下さったことが先生との出会いであった。その後、幸運にも京都府立大学大学院に入学してから今日まで、絶えず温かい指導とご配慮をいただいた。研究者としてだけでなく、ひとりの人間としての倫理観ある先生の姿勢や生き方に触れることができたことは、私の人生において間違いなく無二の宝だといえる。奇しくも先生ご退官の年に本論文を書き上げたことに、先生の熱き思いを伝承するという大きな意味と責任を感じている。

おふたり目は、元帝塚山大学教授の才村眞理先生である。才村先生には、私がライフストーリーワークの実践を始めた当初から見守っていただいた。寮生たちが寝静まってからの深夜の電話相談にも親身になって応えていただいたことは忘れられない。さらに、英国からのトレーナー招聘事業や渡英視察などの貴重な経験を積ませていただいた。

最後は、立命館大学の中村正教授である。中村先生は、私の実践と研究が狭義の児童福祉の枠に留まらないよう、常にマクロな視点からのアドバイスと刺激を与えてくださった。

ミクロからマクロにわたる問題に挑戦する先生の後ろ姿から多くの「視点」と「姿勢」を学んだ。答えを提示するのではなく、常に問いを投げかけ続けてくださった先生のご指導の延長線上に本論があると言っても過言ではない。

次に、本論文におけるインタビュー調査を快く引き受けてくださり、さまざまな問題に目を向けさせてくれたケアリーヴァーの方々、共に暮らしてきた寮生たちには格別の感謝を記したい。匿名性の観点から、それぞれのお名前を挙げて謝辞をお伝えできないことは心苦しいが、皆さんの声を社会に発信していくことで恩返しに代えさせていただきたい。

さらに、英国の実践者や研究者にも大変お世話になった。度重なる相談や質問に丁寧に応じてくださった、BAAFのMr. Chris Christophides、Barnardo's (Making Connection)のMs. Kate Roachをはじめとするソーシャルワーカー、SACCSの創立者Ms. Mary Walshと元ライフストーリーワーカーのMs. Rachel OliverとMr. Richard Roseには格別の謝意を表したい。また長年元児童移民への支援を通じて社会正義実現のために戦っているChild Migrant TrustのHumphreysご夫妻にもこの場を借りて敬意を表したい。

次に、論文執筆中だけでなく日ごろから苦楽を共にしてくれる仲間にお礼を述べたい。特に、阿久津美紀さん、久保樹里さん、長瀬正子さん、中村みどりさん、林智子さん、山口敬子さん、CVVの当事者やスタッフ、「大阪ライフストーリー研究会」や「立命館大学ライフストーリーワーク理論化研究会」の皆さんには、心より感謝している。

また、研究活動や海外調査などに理解を示してくださった前職場の大阪市立阿武山学園の田宮園長及び現職場の国立武蔵野学院相澤院長をはじめとする職員・生徒の皆さんにも格別の謝辞を贈りたい。

最後に、夫の健介と柔（6歳）とそな（4歳）、私の両親の長年の支援に心より感謝したい。毎年の渡英調査、論文執筆中のサポートは想像を絶する厳しさであったと思う。特に、夫の正義感と安定感のある支援者としての姿勢には絶えず触発され、助けられてきた。これからも唯一無二のパートナーとして、共に切磋琢磨していきたい。本当にありがとう。

2014年9月30日

徳永 祥子

引用・参考文献

1. 相澤仁「施設における非行少年援助の概要」、小林英義、吉岡一孝編『児童自立支援施設の子どもと支援一夫婦制、ともに暮らす生活教育』明石書店 2011年
2. 味沢道明、小井香欧里、中村正『家族の暴力をのりこえる：当事者の視点による非暴力援助論』かもがわ出版 2002年
3. 浅野智彦『自己への物語的接近：家族療法から社会学へ』勁草書房 2001年
4. 阿部恵一郎『「With」の精神』再考『非行問題』202、全国児童自立支援施設協議会 1996年 pp.186-195
5. 阿部恵一郎「教護処遇論（生活教育と治療教育）」『非行問題』202、全国児童自立支援協議会編 pp.103-117、1997年
6. 荒井浩道『ナラティブ・ソーシャルワーク；支援しない支援の方法』新泉社 2014年
7. 安藤みゆき、数井みゆき「もうひとりの重要な（意味ある）他者：児童養護施設出身者のライフストーリーより」『茨城大学教育学部紀要』第53号、2004年 pp.75-94
8. 伊部燕子「施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援：社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して」『佛教大学社会学部論集』第9号、2013年 pp.1-26
9. 医療法人聖粒会慈恵病院編『「このとりのゆりかご」は問いかける：子どもの幸せのために』熊日新書
10. 井上仁『子どもの権利ノート』明石書店 2002年
11. 岩佐嘉彦「苦情解決と情報開示：児童養護施設に関して」『季刊児童養護』Vol.30・No. 3、全国児童養護施設協議会 2000年 pp.34-37
12. 上田光明「犯罪学におけるコントロール理論の最近の展開と主な論争点の検討」『犯罪社会学研究』第32号、日本犯罪社会学会 2007年 pp.134-145
13. 上野千鶴子『脱アイデンティティ』勁草書房 2005年
14. 内田龍史、西田芳正、妻木進吾、堤史郎『児童自立支援施設と社会的排除—ケース記録調査から』第86回日本社会学会大会抄録 2013年
15. 遠藤野ゆり『虐待された子どもたちの自立：現象学からみた思春期の意識』東京大学出版会 2009年
16. 大久保真紀『児童養護施設の子どもたち』高文研 2011年
17. 大阪市児童福祉施設連盟養護部会処遇指標研究会『今、施設で生活する子どもたち—養護施設・情緒障害児短期治療施設・教養院の生活』1998年
18. 大村英昭編『臨床社会学を学ぶ人のために』世界思想社 2000年
19. 岡真理『思考のフロンティア 記憶／物語』岩波書店 2000年
20. 樫村愛子「社会の脱施設化／心理学化と社会学」『フォーラム現代社会学』4、関西社会学会 2005年 pp.10-17
21. 加藤幸雄、野田正人、赤羽根忠之『司法福祉の焦点：少年司法分野を中心として』ミネルヴァ書房 1994年
22. 加藤幸雄『非行臨床と司法福祉—少年の心とどう向き合うのか』ミネルヴァ書房 2003年
23. 神谷信行『事実の治癒力：心理臨床と司法の協働』金剛出版 2008年
24. 河尻恵「子どもの「育ち・育て」おともに養育者の「育ち」を一「育てノート」「育ちアルバム」に続く取り組み」『社会的養護とファミリーホーム』Vol.4 全国ファミリーホーム協議会 2013年
25. 河尻恵「子どもの歩みをつなげる養育・支援—「育てノート」「育ちアルバム」の役割」『世界の児童と母

- 性』72-4 資生堂社会福祉事業財団 2012年 pp.26-30
26. 国重浩一『ナラティブ・セラピーの会話術：ディスコースとエージェンシーという視点』金子書房、2013年
 27. 片桐雅隆『自己と「語り」の社会学：構築主義的展開』世界思想社 2000年
 28. 片瀬一男『ライフ・イベントの社会学』世界思想社 2013年
 29. 川原隆造、巽信夫、吉岡伸一『東洋思想と精神療法；東西精神文化の邂逅』日本評論社 2004年
 30. 厚生労働省『児童養護施設入所児童調査結果の概要』2008年
 31. 厚生労働省『社会的養護の課題と将来像（要点）』2011年
 32. 厚生労働省『児童養護施設運営指針』2012年
 33. 厚生労働省『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について』2012年
 34. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書』2006年
 35. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課『児童自立支援施設運営ハンドブック』2014年
 36. 小林英義、吉岡一孝編『児童自立支援施設の子どもと支援一夫婦制、ともに暮らす生活教育』明石書店 2011年
 37. 小林英義、小木曾宏編『児童自立支援施設—これまでとこれから』生活書院 2009年
 38. 小林寿一『少年非行の行動科学：学際的アプローチと実践への応用』北大路書房 2008年
 39. 小森康永、野口裕二、野村直樹編『セラピストの物語／物語のセラピスト』日本評論社 2003年
 40. 小山敬子『なぜ「階層療法」が認知症に効くのか』祥伝社 2011年
 41. 才村眞理&大阪ライフストーリー研究会『ライフストーリーワークをはじめるにあたって』大阪ライフストーリー研究会 2012年
 42. 才村眞理「ソーシャルワークにおける子どもの自叙伝づくり」『帝塚山大学心理福祉学部紀要』第4号 2008年(a) pp.31-44
 43. 才村眞理「子どもの知る権利擁護におけるライフストーリーワークのあり方」『文部科学省科学研究費助成事業研究報告書』（基礎研究C）2012年
 44. 才村眞理「社会的養護にある子どもへのライフストーリーワーク—施設入所している子どもの自叙伝づくりをサポートする方法」『明治安田こころの健康現担研究助成論文集』44、2008年(b), p.171-178
 45. 才村眞理「非血縁親子と人間の絆：特別養子、生殖補助医療による誕生」『臨床心理学』Vol.9 No.3、金剛出版 2009年 pp.331-335
 46. 才村眞理『生まれた家族から離れて暮らす子どものためのライフストーリーブック』福村出版 2009年
 47. 才村眞理編『生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利』福村出版 2008年
 48. 阪本博寿「児童養護施設における自立支援」、許斐有、望月彰、野田正人、桐野由美子編『子どもの権利と社会的子育て』信山社 2002年
 49. 桜井厚『ライフストーリー論』弘文堂 2012年
 50. 『施設で育った子どもたちの語り』編集委員会『施設で育った子どもたちの語り』明石書店 2012年
 51. 志摩場伍『生活綴方再入門：自己表現力と認識の形成』地歴社 1992年
 52. 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会『社会的養護の課題と将来像』2011年
 53. 杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学研 2007年
 54. 杉山登志郎編『子ども虐待への新たなケア』学研 2013年
 55. 鈴木崇之「教護院からの伝承と改革」、小林英義、小木曾宏編『児童自立支援施設—これまでとこれから』

生活書院 2009年

56. 全国児童自立支援施設協議会『児童自立支援施設の支援の基本（試行版）』2011年
57. 全国児童養護施設協議会『この子を受けとめて、育むために一育てる・育ちあういとなみ』2008年
58. 全国里親委託業等推進委員会『里親及びファミリーホーム養育指針ハンドブック』2013年
59. 曾田里美「児童養護施設におけるライフストーリーワークの実態—アンケート調査の分析から—」『神戸女子大学健康福祉学部紀要』第5巻、2013年 pp.35-48
60. 曾田里美「児童養護施設におけるライフストーリーワークの取り組み：聞き取り調査を通して」『神戸女子大学健康福祉学部紀要』第6巻、2014年 pp.59-69
61. 高橋重宏、農野寛治、前川朋子「子どもの権利擁護のあり方に関する研究—大阪府『子どもの権利ノート』の成果と課題を中心に—」『日本総合愛育研究所紀要』第33集 1997年 pp.207-239
62. 高原正興『非行と社会病理学理論』三学出版 2002年
63. 辰巳隆「養護施設における『子どもの権利条約』批准の影響—大阪府の『子どもの権利ノート』を通して—」『ソーシャルワーク研究』Vol.23 No.1、相川書房 1997年 pp.35-41
64. 谷口由紀子『児童養護施設の子どもの生活過程：子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか』明石書店 2011年
65. 団士郎、柴田長生、川崎二三彦、早樫一男、川畑隆『非行と家族療法』ミネルヴァ書房 1993年
66. 田中理絵『『家庭崩壊』下の子どもの社会化過程に関する一考察』『九州教育学会研究紀要』第25巻、1997年 pp.75-82
67. 田中理絵「養護施設における子どものスティグマに関する研究」『教育社会学研究』第63集、日本教育社会学会 1998年 pp.199-217
68. 田中理絵「家庭崩壊と子どもの自己呈示に関する研究」『九州大学大学院教育学紀要』第3号、2000年 pp.65-78
69. 田中理絵「交錯する児童養護施設の社会的イメージ」『九州大学教育社会学研究収録』第2号、2000年 pp.3-13
70. 田中理絵『『家庭崩壊』と子どものスティグマ：家庭崩壊後の子どもの社会化研究』九州大学出版会 2004年
71. 田邊泰美『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』明石書店 2006年
72. 津崎哲雄『ソーシャルワークと社会福祉：イギリス地方自治体ソーシャルワークの成立と展開』明石書店 2003年
73. 津崎哲雄『この国の子どもたち—要保護児童社会的養護の日本的構築』日本加除出版 2009年
74. 津崎哲雄『英国の社会的養護の歴史—子どもの最善の利益を保障する理念・施策の現代化のために』明石書店 2013年
75. 津崎哲郎、橋本和明『児童虐待はいま：連携システムの構築に向けて』ミネルヴァ書房 2008年
76. 土屋敦『はじき出された子どもたち：社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房 2014年
77. 東京都社会福祉審議会『東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間答弁』1967年
78. 時安邦治「インフォームド・コンセント再考：専門家システムと現実の再構築」『年報人間科学』23-1、大阪大学人間科学研究科 2002年 pp.21-39
79. 徳永祥子「非行臨床におけるライフストーリーワークの実践について」『子どもの虐待とネグレクト』13-1、日本子どもの虐待防止学会 2011年
80. 徳永祥子「生活の中のライフストーリーワーク」『季刊児童養護』Vol.42, No.4, 全国児童養護施設協議

- 会 2012年 pp19-25
81. 徳永祥子、松井正宣「夫婦制におけるアセスメントを考える」『非行問題』219、全国児童自立支援施設協議会 2013年 pp.71-87
 82. 徳永祥子「阿武山学園における『プログラム教育』の意義と導入経緯」『阿武山のあゆみ』4、2014年 pp.50-54
 83. 榎原真也『児童養護施設における子どもの生にまつわる重要な事実を分かちあっていくための援助—歴史を繋ぎ、自己物語を紡ぐ傍らに添う』2009年度大正大学大学院博士論文 2009年(c)
 84. 榎原真也「社会的養護児童と事実を分かちあうこと」『臨床心理学』9-3、金剛出版 2009年(a) pp.357-360
 85. 榎原真也「児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題」『子どもの虐待とネグレクト』第11巻 第1号 2009年(b)
 86. 中山政一『「自立支援」から施設の新しいあり方を考える」、小林英義、吉岡一孝編『児童自立支援施設の子どもと支援—夫婦制、ともに暮らす生活教育』明石書店 2011年
 87. 中村正『家族のゆくえ：新しい家族社会学』人文書院 1998年
 88. 中村正「臨床社会学試論：社会病理学との関連において」『立命館産業社会論集』第41巻 第1号 2005年
 89. 中村正『こころの健康と社会』、天賀谷隆『実践精神科看護テキスト5 家族関係 障がい者福祉』精神看護出版 2007年
 90. 中村正「臨床社会の視界 (9) ケア・リーバーCare Leaver たち：『忘れられたオーストラリア人』への謝罪から考える」『対人援助学マガジン』第9号、対人援助学会 2012年 pp.14-25
 91. 中村正「社会臨床の視界 (10) ソーシャル・ナラティブと社会臨床」『対人援助学マガジン』第10号、対人援助学会 2012年 pp.15-26
 92. 中村正「臨床社会学の方法 (5) 日常行動理論」『対人援助学マガジン』第17号、対人援助学会 2014年 pp.18-27
 93. 中村正「臨床社会学の方法 (6) 共軛関係—二つのIP」『対人援助学マガジン』第18号、対人援助学会 2014年 pp.20-33
 94. 中谷茂一「走り始めた子どもの権利擁護システム」『世界の児童と母性』Vol.48、資生堂社会福祉事業団 2000年 pp.40-43
 95. 長瀬正子『「子どもの権利ノート」の現状と課題—児童養護施設における子どもの権利擁護に関する実証的研究』『教育学論集』第1号、2003年(b)、pp.59-69、
 96. 長瀬正子『「子どもの権利ノート」の現状と課題：児童養護施設における子どもの権利擁護に関する実証的研究』2003年度大阪教育大学大学院修士論文 2003年(a)
 97. 長瀬正子『児童養護施設における子どもの権利擁護に関する実証的研究—「子どもの権利ノート」に焦点をあてて—』2010年度大阪府立大学大学院博士論文 2010年
 98. 二井仁美「特別寄稿 児童自立支援事業 100周年を記念して 児童自立支援施設が所蔵する記録史料の保存」『非行問題』207号、全国児童自立支援施設協議会 2001年 pp.102-112
 99. 西梅幸治『ソーシャルワークにおけるエンパワーメント実践の構築：コンピュータ支援ツールによる協働をとおして』2005年度京都府立大学大学院博士論文 2005年
 100. 西田芳正編『児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界』解放出版社 2011年
 101. 西澤哲『トラウマの臨床心理学』金剛出版 1999年

102. 西澤哲『子どもの虐待：子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房 2001年
103. 西澤哲「子ども虐待と児童養護施設におけるケア」、杉山登志郎編『子ども虐待への新たなケア』学研 2013年
104. 野口裕二編『ナラティブ・アプローチ』勁草書房 2009年
105. 信田さよ子『加害者は変わるか?』筑摩書房 2008年
106. 野村豊子「回想法とライフレビュー：その理論と技法」中央法規 1998年
107. 橋本和明『虐待と非行臨床』創元社 2004年
108. 橋本和明『非行臨床の技術』金剛出版 2011年
109. 長谷川真人「児童養護施設における子どもの権利ノートの実態」『季刊児童養護』Vol.36 No.3, 全国児童養護施設協議会 2006年 pp.12-15,
110. 早川悟司『児童の社会的自立に向けた心理的ケア：要養護児童特有のニーズに向けて』「子どもと福祉」Vol.1, 明石書店 2008年 pp.32-35
111. 日向ぼっこ『施設で育った子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護』明石書店 2009年
112. 平田修三「ライフストーリーワークの視点に立った里子支援のあり方」『子どもの虐待とネグレクト』第12巻 第1号、子どもの虐待防止学会 2010年
113. 廣井亮一『現代のエスプリ・加害者臨床：憎しみの環を断つため』至文堂 2008年
114. 藤岡淳子『非行少年の加害と被害—非行心理臨床の現場から』誠信書房 2001年
115. 藤岡淳子『犯罪・非行の心理学』有斐閣 2007年
116. 藤岡淳子『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用』誠信書房 2014年
117. 藤村正之『「生」の社会学』東京大学出版社 2008年
118. 藤村正之『考えるヒント：方法としての社会学』弘文堂 2014年
119. 藤原正範『加害者のこころ 被害者のこころ』明石書店 2010年
120. 細見和之『思考のフロンティア アイデンティティ/他者性』岩波書店 1999年
121. 松嶋秀明『関係性のなかの非行少年：更生保護施設のエスノグラフィーから』新曜社 2005年
122. 村瀬嘉代子『子どもの心に出会うとき：心理療法の背景と技法』金剛出版 1996年
123. 村瀬嘉代子『子どもと家族への援助：心理療法の実践と応用』金剛出版 1997年
124. 望月昭、サトウタツヤ、中村正、武藤崇『対人援助学の可能性：「助ける科学」の創造と展開』福村出版 2010年
125. 山本智佳央「施設で暮らす子どもたちへの真実告知&ライフストーリーワークの取り組み」『そだちと臨床』9、明石書店 2010年 pp.159-153
126. 山本智佳央「施設で暮らす子どもたちの『生い立ちを知る権利』を支援する：真実告知とライフストーリーワークの試み」『子ども家庭福祉学』11、2011年 pp.55-63
127. 米沢普子「子どもにとって自分の出自を知ることが、根っことなる、とても大切なこと」『育ちと臨床』Vol.2、明石書店 2007年 pp.28-31
128. 鷺田清一『語りきれないこと—危機と痛みの哲学』角川学芸出版 2012年
129. 和穂井透『少年法改正の争点：司法福祉と児童福祉の課題は何か』現代人文社 2006年
130. Archer, C and Burnell, A. (2003) *Trauma, Attachment and Family Permanence: Fear Can Stop You Loving*, Jessica Kingsley Press
131. Babkhaus, K. (1984) "Life Books: Tools for Working with Children in Placement", *Social Work*, 29, 6, 551-554

132. Barton, S., Gonzalez, R. and Tomlinson P. (2012) *Therapeutic Residential Care For Children and Young People: An Attachment and Trauma-Informed Model for Practice*, Jessica Kingsley Publisher (＝開原久代、下泉秀夫、小笠原彩、倉本アフジャ亜美、関戸真理恵監訳『虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア』福村出版2013年)
133. Baynes, P. (2008) "Untold Story: A discussion of Life Story Work", *Adoption and Fostering* 32:2
134. Berridge, D. and Brodie, I. (1998) *Children's Homes Revisited*, Jessica Kingsley Publishers
135. Blake, et al. (2006) *Policy on life Story Work with Looked After Children*, (Bedfordshire County Council Children's Service)
136. Briggs, A "Adoption and Permanence Today: A Discussion" in Archer, C and Burnell, A. (2003) *Trauma, Attachment and Family Permanence: Fear Can Stop You Loving*, Jessica Kingsley Press
137. Butler, J. (2005) *Giving an Account of Oneself*, Fordham University Press (＝佐藤嘉幸、清水知子訳『論理的暴力の批判：自分自身を説明すること』月曜社 2008年)
138. Camis, J. (2001) *My life and Me*, BAAF
139. Care Leavers Association(2009) *It's Your Information! How to view your childhood records: A guide for care leavers*, Care Leavers Association
140. Child Migrants Trust (2011) "Stolen Childhoods-The story of the child migration scheme", Child Migrant Trust
141. Clarke, A., Hanson, J. and Ross, H. (2003) "Seeing the person behind the patient: enhancing the care of older people using a biographical approach", *Journal of Clinical Nursing* 12, 697-706
142. Cook-Cottone, C. and Beck, M. (2007) "A Model for Life-Story Work: Facilitating the Construction of Personal Narrative for Foster Children", *Child and Adolescent Mental Health* 12:4, pp.193-195
143. Coulshed, V., Mullender, A., Jones, D. and Thompson, N. (2006) "Management in Social Work", Palgrave Macmillan (＝星野晴彦、幸田達郎、山中裕剛、陳麗婷訳『今求められるソーシャルワーク・マネジメント』久美 2009年)
144. Department of Education (2011) *Fostering Services National Minimum Standards*, HMSO
145. Department of Health (1989) *Children Act 1989*, HMSO
146. Department of Health (2002) *Children's Homes National Minimum Standards: Children's Homes Regulations*, HMSO
147. Fahlberg, V. (1991) *A Child's Journey Through Placement*, Perspectives Press
148. Feast, J. (2009) *Access to information for post-care adults: A guide for social workers and Access to Records Officers (AROs)*, BAAF
149. Feast, J. and Philpot, T. (2003) *Searching Questions: Identity, origins and Adoption*, BAAF
150. Feast, J., Marwood, M., Seabrook, S. and Webb, E. (1994) *Preparing for Reunion*, The Children's Society (＝田邊レイ子、進藤多代訳『実親に会ってみたい：英国の児童システムにみる養子・実親・養親のリユニオン』明石書店 2007年)
151. Giddens, A. (2012) *Sociology (5th edition)*, Policy Press (＝松尾精文、西岡八郎、藤井達也、小幡正敏、立松隆介、内田建訳『社会学第5版』而立書房 2012年)
152. Giddens, A. (1991) *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Blackwell Publishing (＝秋吉美都、安藤太郎、筒井純也訳『モダニティと自己アイデンティティ：後期近代における自己と社会』、ハーベスト社 2005年)

153. Goffman, E. (1961) *Asylums: Essay on the Social Situation of Mental Health Patients and Other Inmates*, Anchor (=石黒毅訳『アサイラム—施設被収容の日常世界』誠信書房 1984年)
154. Goodman, R. (2000) *Children of the Japanese State: The Changing Role for Child Protection Institutions in Contemporary Japan*, Oxford University Press (=津崎哲雄訳『日本の児童養護：児童養護学への招待』明石書店 2006年)
155. Hammond, S.P. and Cooper, N. (2013) *Digital Life Story Work-Using Technology to help young people make sense of their experiences*, BAAF
156. Howe, D., and Feast, J. (2000) *Adoption, Search and Reunion-The long term Experience of adopted adults*, The Children's Society
157. Humphreys, M.(1994) *Empty Cradles*, Corgi. (=都留信夫、都留敬子訳『からのゆりかご：大英帝国の迷い子たち』1997年)
158. IRISS (2011) "Supporting those with dementia: reminiscence therapy and life story work", *IRISS insights*, No. 4,
159. James, J. (2014) "Life Story Work: A Biographical Account or Identity Therapy?", *Seen and Heard*, 17-2, pp.32-41
160. John, M. (1996) *Children in Charge: The Child's Right to a Fair Hearing*, Jessica Kingsley Publishers
161. Kirton et al. (2001) "After all these years: accessing care records", *Adoption and Fostering*, 25-4, pp39-49
162. Luckcock, B. and Lefevre, M. (2008) *Direct Work*, BAAF
163. Margolinm, L. (1997) *Under the Cover of Kindness: The Intervention of Social Work*, University Press of Virginia (=中河伸俊、上野加代子、足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築：優しさの名のもとに』明石書店 2003年)
164. Maruna, S. (2011) *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*, American Psychological Association (=津富宏訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」：元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店 2013年)
165. Mckeown, J., Clarke, A., Pepper, J. (2006) "Life Story Work in Health and social Care: systematic literature review", *Journal of Advanced Nursing*, 55-2, pp237-247
166. Nicholls, E. (1988) *My Memory Book-0-4 years*, Russell House Publishing
167. Nicholls, E. (2005) *What Does Adoption mean?: A Young Child's Guide to Adoption*, Russell House Publishing
168. Nicholls, E. (2005) *The New Life Work Model: Practice Guide*, Russell House Publishing
169. Page, R and Clark, G. (1977) *Who Cares? Young people in care Speak Out*, National Children's Bureau (=津崎哲雄訳『養護児童の声—社会的養護とエンパワメント』福村出版 2010年)
170. Price, E.(2003) "The 'Coherent Narrative' : Realism, Resources and Responsibility in Family permanence", in Archer, C and Burnell, A. (2003) *Trauma, Attachment and Family Permanence: Fear Can Stop You Loving*, Jessica Kingsley Press
171. Rees, J.(2009) *Life Story Books for Adopted Children:A Family Friendly Approach*, Jessica Kingsley Publishers
172. Rose, R. and Philpot, T. (2005) *Child's Own Story*, SACCS, (=才村眞理編訳『わたしの物語：トラウマを受けた子どもとのライフストーリーワーク』福村出版 2012年)

173. Ryan, T., and Walker, R. (1985) *Making Life Story Books*, British Agencies for Adoption and Fostering
174. Ryan, T., and Walker, R. (2007) *Life Story Work: A Practical Guide to Helping Children Understand their Past*, BAAF (=才村眞理、浅野恭子、益田啓祐編訳『生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーワーク実践ガイド』福村出版 2010年)
175. Sabbagh, K. (2009) *Remembering Our Childhood: How Memory Betrays Us*, Oxford University Press (=越智啓太、雨宮有里、丹藤克也訳『子どもの頃の思い出は本物か：記憶に裏切られるとき』化学同人 2011年)
176. SACCS (2011) *SACCS Market Research*, <http://saccs.co.uk>
177. Schauer, M., Neuner, F. and Elbert, T. (2005) *Narrative Exposure Therapy (NET): A Short-Term Intervention for Traumatic Stress Disorders after War, Terror, or Torture*, Hogrefe & Huber Publishers (=森茂起監訳『ナラティブ・エクスポージャー・セラピー：人生史を語るトラウマ治療』金剛出版 2010年)
178. Shotton, G.(2010) “Telling different stories: the experience of foster/adoptive carers in carrying out collaborative memory work with children”, *Adoption and Fostering*, 34-4, pp61-68
179. Smith, R. (2008) *Social Work and Power*, Palgrave
180. Stein, M. (2011) *Care Less Lives*, A National Voice (=津崎哲雄訳『英国の社会的養護当事者の人権擁護運動史：意見表明による劣等処遇克服への歩み』明石書店 2014年)
181. Thompson, N. (2000) *Understanding Social Work: Preparing for Practice*, Palgrave Macmillan (=杉本敏夫訳『ソーシャルワークとは何か』晃洋書房 2004年)
182. Thompson, R. (2010) “Realising the potential: Developing Life Story Work in practice”, *Foundation of Nursing Studies Dissemination Series*, 5-5
183. Triseliotis, J., Feast, J. and Kyle, F. (2005) *The Adoption Triangle Revisited: A Study of Adoption, Search and Reunion*, BAAF
184. Vaughan, J.,(2003) ‘Rationale for the Intensive Programme’ in Archer, in C and Burnell, A. (2003) *Trauma, Attachment and Family Permanence: Fear Can Stop you Loving*, Jessica Kingsley Publishers, pp. 148-163
185. West Sussex County Council (2006) *Subject Access Policy-Adults’ and Children’s Services*, West Sussex County Council
186. Willis, R and Holland, S. (2009) “Life Story Work-Reflections on the experience by looked after young people”, *Adoption and Fostering*, 33-4, pp44-52
187. Woods, B., Spector, A., Jones, C. (2009) *Reminiscence Therapy for Dementia (review)*, www.thechochranlibrary.com
188. Wrench, K., and Naylor, L. (2013) *Life Story Work with Children who are Fostered or Adopted: Creative Ideas and Activities*, Jessica Kingsley Publishers